

官報 号外

令和三年五月十九日

○第二百四回 参議院会議録第二十三号

令和三年五月十九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十三号

令和三年五月十九日

午前十時開議

第一 日本国の自衛隊とインド軍隊との間にける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、議員羽田雄一郎君逝去につき哀悼の件

一、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

以下 議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。
議員羽田雄一郎さんは、昨年十二月二十七日逝去されました。誠に痛惜の極みであり、哀悼の念に堪えません。

つきましては、この際、院議をもって羽田雄一郎さんに対し弔詞をささげることにしたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は、わが国 民主政治発展のため力を尽くされ、さきに国土交通委員長、沖繩及び北方問題に関する特別委員長の要職に就かれ、また国務大臣としての重任にあたられました。議員従三位旭日大綬章羽田雄一郎君の長逝に対し、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

○議長(山東昭子君) 尾辻秀久さんから発言を求められております。この際、発言を許します。尾辻秀久さん。

〔尾辻秀久君登壇〕

○尾辻秀久君 本院議員羽田雄一郎先生は、昨年

議員羽田雄一郎君逝去につき哀悼の件

十二月二十七日、新型コロナウイルス感染症のため、逝去されました。享年五十三歳。余りにも早過ぎる御最期であり、誠に哀悼痛惜の念に堪えません。

ここに、皆様のお許しを得て、従三位旭日大綬章故羽田雄一郎先生の御霊に対し、謹んで哀悼の言葉をささげます。

先生は、昭和四十二年七月、後の内閣総理大臣羽田孜先生の御長男としてお生まれになりました。子供の頃から保育園の先生になりたいとの夢を持たれ、敬和学園高等学校を経て、玉川大学文学部芸術学科児童専修課程を御卒業、保育士の資格を取得されました。

平成四年四月から伊藤忠記念財団に勤務をされ、全国子供文庫に対する助成など、児童館活動、野外活動に携われました。そこで出会ったお母さんたちの声なき声を伝えたいとの思いを抱かれたことが政治家としての原点であると伺っております。平成九年四月よりお父上の秘書をお務めになりました。

平成十一年十月の参議院長野県補欠選挙で初当選を果たされ、国政に活躍の場を移されることとなりました。以来、連続五回の当選を果たされ、子供たちの未来に責任を持つ、現場主義に徹するとの信念の下、国政に全力で取り組んでこられました。

本院においては、農林水産委員会、国土交通委員会、沖繩及び北方問題に関する特別委員会や共生社会に関する調査会など、多岐にわたる委員会、調査会等に所属をされました。国土交通委員及び沖繩及び北方問題に関する特別委員会では、委員長として御活躍をされました。

議員外交にも精力的に取り組まれました。平成十四年五月に米国ニューヨークの国連本部で開催されました国連子ども特別総会及び子どものための議会人フォーラムや、平成二十八年五月

に東京で開催されました日本・EU議員会議に我が国の国会代表団の一員として参加をされました。また、超党派のユニセフ議員連盟の事務局長を務められ、貧しい子供たちの健康改善など、世界の子供たちの権利を守るための活動に献身的に取り組まれました。

政府においては、平成二十四年六月に、野田内閣における国土交通大臣に就任をされました。大臣在任中に、参議院では東日本大震災からの復興をテーマとした子ども国会が開催されましたが、先生は御多忙の中、子ども国会の会場に足を運ばれ、全国から集まった子供たちの熱心な議論を温かく見守られました。そのお姿は今も語りぐさになっております。

党におかれましては、参議院国会対策委員長、参議院幹事長などの要職を歴任されました。語れば切りがありません。大活躍の五十三年間でありました。御功績をしのび、御霊安からんことをお祈り申し上げます。

型どおりの弔辞はここまでにします。あと少し、昔話をさせてください。

随分昔の話になりました。ある日、先生も同じ資格をお持ちの保育士をしております私の娘が、今度、羽田先生のお子様のお世話をさせていただくことになったと帰ってきました。宿舎では先生と私どもの部屋は三軒隣でありましたから、それから、我が家ではよくお子様方のおうわさをしていました。お二人の御兄弟が小学校に進まれた頃は、テニスラケットを持った天使と呼んでいました。その後、お嬢様もお生まれになりました。そろって天真らんまん、すてきなお子様方であります。

御家庭での子煩悩のお姿を目の当たりにしておりましたので、ついついお子様の話になりました。廊下で擦れ違ったとき、奥様が、わざわざ、あなたたちがお世話になった方でしょうと声を掛

けてくださったと娘が感激をしていたこともあり
ました。先生も奥様もひたすらに謙虚な方で、育
ちがいいというのはこのような方を言うのだろう
と思っております。総理大臣をなさった御尊父
の血を引き継がれたのであります。

もう一つ昔話をさせていただきます。この国会議事
堂の中で最も格式の高い部屋は、正面の三階の部
屋です。天井も特別に高くしてあります。与党の
参議院議員会長の居室として使われるのが常であ
ります。私も使わせてもらったことがあります。

ちょうどそのときに、野に下る事態となつたの
です。当然、第一党になつた、時の民主党羽田国
対委員長から部屋明渡しの催促がありました。党
の大事な書類が置いてある、少し時間を貸してほ
しいと言っただけは言ってみました。本音では、甘
えは許されない世界ですから、すぐに追い出され
る覚悟はしていたのであります。

ところが、羽田国対委員長は、しよすががありま
せんねと言つてくださったのであります。羽田先
生の温厚なお人柄に触れた瞬間でありました。人
の話をよく聞いてくださる方で、誰からも慕われ
るお人柄でありました。

最後に、どうしても申し上げておきたいことが
あります。先生とは、靖国神社の春と秋のお祭り
には、御一緒にお参りをいたしておりました。世
界の平和を祈り、戦争を風化させてはいけないと
努力なさる先生のお姿に、私は頭を下げられてお
りました。今は、先生の真意が皆さんに伝わってい
たことを心から願うものであります。

最後の最後に言わせてください。先生は、ただ
ただ平和を願つておられました。
今日、私がここに立たせていただきましたのは、
御尊父の代から御指導をいただき、お世話に
なりながら、何の御恩返しもできませんでしたの
で、せめて先生の御意志をつないでまいりますと
お約束をしたからであります。

先生は、超党派のコロナと闘う病院を支援する
議員連盟の共同代表として、医療崩壊を防ぐため
の活動の先頭に立つてこられました。その先生
が、御自身の車で病院に向かわれ、途中で容体が
急変して救急車をお呼びになったときは、時既に
遅かつたとお聞きをしました。御自身の体調につ
いて、なぜ早くお伝えにならなかったのですか。
そもそも、御自身のことは二の次の方でしたが、
それにしてもであります。我が身は顧みないこと
を宿命とされたのでしょうか。そんな覚悟のある
大きな人間をエリートと言つたのだと聞いてはいま
すが、何でもいから生きていてはしかなかったで
す。

一番御無念なのは先生御自身でしょうから、こ
れ以上愚痴はこぼしません。
もう一度申し上げます。世界の平和を守るとい
う先生の御意志は必ず受け継いでまいります。

与野党が厳しく対立する場面でも、先生がおら
れると場の雰囲気は自然と柔らかくなりました。
これからは、場面が緊迫したら、先生のことを
思い出すことにいたします。何回も思い出すこと
になるでしょう。そして、そのたびに、かけがえ
のない方を失つたと思うのであります。

何回も思い出す方にさようならとは言いませ
ん。
またお会いしましょう。

○議長(山東昭子君) この際、日程に追加して、
全世代対応型の社会保障制度を構築するための
健康保険法等の一部を改正する法律案について、
提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。田
村憲久厚生労働大臣。

〔国務大臣田村憲久君登壇、拍手〕
○国務大臣(田村憲久君) ただいま議題となりま
した全世代対応型の社会保障制度を構築するため
の健康保険法等の一部を改正する法律案につきま
して、その趣旨を御説明をいたします。

少子高齢化が進展し、令和四年度以降、団塊の
世代が七十五歳以上の高齢者となり始める中、現
役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安
心できる社会保障制度を構築することが重要で
す。このような状況を踏まえ、医療保険制度にお
ける給付と負担の見直しを実施するとともに、子
ども・子育て支援の拡充や、予防、健康づくりの
強化等を通じて、全ての世代が公平に支え合う全
世代対応型の社会保障制度を構築することを目的
として、この法律案を提出をいたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概
要を御説明いたします。
第一に、全ての世代が安心できる社会保障制度
の構築に向けた給付と負担の見直しを図るため、
後期高齢者医療の窓口負担について、負担能力に
応じて負担いただくとの考えに基づき、現役並み
所得者以外の被保険者であつて、一定の所得や年
収以上である方の負担割合について、二割とする
こととします。

また、傷病手当金について、出勤に伴い不支給
となつた期間がある場合、その分の期間を延長し
て支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行
うとともに、任意継続被保険者について、健康保
険組合の規約で定めることにより、その保険料の
算定基礎となる標準報酬月額を被保険者の資格喪
失時の標準報酬月額とすることを可能とします。

第二に、子ども・子育て支援の拡充を図るた
め、短期の育児休業の取得に対応して、月内に二
週間以上の育児休業を取得した場合には、その月
の保険料を免除することとし、また、国民健康保
険の保険料について、未就学児に係る被保険者均

等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援す
る制度を設けます。
第三に、全ての世代の予防、健康づくりの強化
を図るため、保険者が保健事業を行うに当たり、
労働安全衛生法等による健康診断の情報を活用
し、適切かつ有効に保健事業を行うことができる
よう、事業者等に対して健康診断の情報を求める
ことを可能とするともに、健康保険組合等が保
存する特定健康診査等の情報を後期高齢者医療広
域連合へ引き継ぐこと等を可能とします。

第四に、国民健康保険制度の財政運営の安定化
を図るため、都道府県が国民健康保険の財政安定
化基金を国民健康保険事業費納付金の著しい上昇
の抑制等のために充てることを可能とするとも
に、都道府県国民健康保険運営方針について、都
道府県内の市町村の保険料水準の平準化や財政の
均衡に関する事項を記載事項に位置付けます。

第五に、生活保護制度の医療扶助について電子
資格確認の仕組みを導入します。
最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定
を除き、令和四年一月一日としております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。
(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対
し、質疑の通告がございます。順次発言を許しま
す。石田昌宏さん。

〔石田昌宏君登壇、拍手〕
○石田昌宏君 自由民主党の石田昌宏です。
私は、自由民主党・国民の声を代表して、ただ
いま議題となりました全世代対応型の社会保障制
度を構築するための健康保険法等の一部を改正す
る法律案について質問いたします。

現下の新型コロナウィルスとの闘いが一年以上
も続いています。国民は疲弊しています。
感染によって命を失う人や家族の苦しみ、感染

者のために、そして社会機能の維持のために全身全霊で職務に当たっている人々の御苦労を思い、一人一人が感染対策をしつかりと続け、そして政府は国民に寄り添い、さらに積極的に支援を行っていただきたいと存じます。

医療については、教訓を生かした体制を今後構築しなければなりません。医療従事者の確保はもちろん、衛生用品や医薬品等の隅々までの流通体制の整備、新たな医療に対応するための医療従事者の生涯教育の拡充、地域での連携強化や情報共有体制の構築など、ハードからソフトまで様々な課題があります。

今回の健康保険法等改正案の目的である全ての世代の安心を守り抜くためには、その基盤となる医療機関、医療人材を必ず守り抜くことが必要です。

しかし、世界から注目されている日本の国民皆保険制度といえながら、実は先進諸国と比較して、患者一人当たりの看護師や医師は五分の一から半分の少ないことから分かるように、日本の皆保険制度は医療従事者の献身的な犠牲の上に成り立っています。世界に冠たるはずの日本の医療がコロナで崩壊すると言われているのは、そもそも平時からの張り詰めた糸のような緊張の上での仕事を医療従事者に強いてきたからであり、特に診療報酬、この在り方を大きく見直す必要があると考えています。

医療従事者、特に看護師や医師の不足を解消し、医療人材を育て、未来を支えるための総理の御所見をお伺いします。

今回の改正案を俯瞰すると、平成二十四年に議員立法として成立した社会保障制度改革推進法がその後の社会保障制度の見直しの基本にあることを意識せねばなりません。

この推進法は、社会保障制度改革の基本を、一、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせ

れるように留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家庭相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと、二、社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保障料を納付する者の立場に立つて、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること、三、年金、医療及び介護においては、社会保障制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保障料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること、四、国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとするとしています。

そして、この基本に沿って様々な改革がこれまで行われてきました。

年金制度では、受給開始時期の選択肢の拡大や在職中の年金受給の在り方の見直し、医療・介護制度では、後期高齢者医療制度の見直しや地域包括ケアシステムの強化、地域医療構想を踏まえた病床の機能分化、連携の推進、就労制度では、七十歳までの就業機会を確保する制度の創設など、多様で柔軟な働き方の実現を目指した働き方改革、子ども・子育て支援では、幼児教育、保育の無償化や待機児童の解消、このように、この間順次、基本に沿って社会保障制度の見直しが行われてきました。

そして、いよいよこの度、健康保険法等の見直しが行われることになりました。

そこで、総理にお伺いします。これまで一貫してきた改革の基本を、今回の健康保険法等改正においてどのように反映しようとしているのでしょうか。

今回の法改正により、令和四年度後半から、後

期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得以外の被保険者であって、一定所得以上であるものについては、窓口負担の割合が二割となります。令和四年度以降、団塊の世代が七十五歳を超え始め、後期高齢者支援金の急増が見込まれるわけですから、貯蓄も少なく、住居費、教育費等のほかの支出の負担も大きい若い世代に負担を求めるのは厳しく、後期高齢者であっても負担能力のある方に可能な範囲で御負担いただくという方向性は、さきに言及した社会保障制度改革の基本に沿うものです。

一方、負担が増えることによって、病気になるやすい高齢者の方々が高くなる医療費負担を気にして受診を控えるということがあつては、健康寿命を延伸させていくという方向性に相入れないことになりかねません。

そこで、ほかの世代と比べて医療費が高く収入が低くなりがちといった高齢者の生活実態を踏まえつつ、どのような考え方によって二割負担の線引きをされたのでしょうか。また、受診抑制の防止のための配慮はどのようにしていくつもりなのでしょうか。厚生労働大臣に伺います。

健康保険法に基づき設立されている健康保険組合は、二〇一九年度の時点で約千四百組合、加入者は、従業員やその家族など約三千万人です。しかし、高齢者医療への拠出金負担の増加による財政状況の悪化で、保険料の引上げを決める健康保険組合が多くなっています。今回の法改正では、健康保険組合の財政状況や保険料の改定等に対してどのような配慮がなされるのでしょうか。厚生労働大臣にお伺いします。

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しの背景の一つに、働く意欲があればいつまでも働くことができる生涯現役で活躍できる社会づくりを推進していくという考え方があります。このような社会の実現のためには健康寿命の延伸が必要

です。残念ながら、我が国では平均寿命と健康寿命の差が大きく、それがゆえに差を縮めていくことは生涯現役で活躍できる社会づくりに極めて大切な視点ですが、どのように実現していくつもりですか。厚生労働大臣に伺います。

少子化についても我が国では歯止めが掛かっていません。新型コロナウイルス感染症が広がる中、婚姻や妊娠が減っています。結婚したい、子供を育てたい、そう願っている方々に、政治としてもっとしつかり向き合っていかなければなりません。総理は、不妊治療支援の大胆な充実を図っていますが、子育て世帯の経済的負担軽減も更に進めていく必要があると考えます。

そこで、管内閣は、子育て世帯に向けた支援や配慮をどのように展開していくつもりでしょうか。全世代型社会保障制度を構築していく中で、あらゆる領域で、子育て世代、そして子育てそのものをしつかりと支えていくというメッセージを伝えていただきたいと存じます。

総理にこの点を最後をお願いして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(菅義偉君) 本日の答弁に先立ちまして、羽田雄一郎先生の御冥福を謹んでお祈りを申し上げます。

石田昌宏議員にお答えをいたします。医療人材の育成についてお尋ねがありました。国民の命と暮らしを守るため、医療人材の育成や確保を進めることは重要な課題であります。令和二年度の診療報酬改定では、改定率をプラス〇・五五%とした上で、医師や看護師等、医療従事者の方々の負担軽減等に向けた取組を行いました。

また、医師や看護師の不足については、医学部定員の臨時的な増員や医師偏在対策、さらに、看

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

四

護職員の新規養成、復職支援、定着促進を柱とした取組を進めており、引き続き、医療従事者の育成や確保に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

これまでの改革の基本と今回の改正法案についてお尋ねがありました。

御指摘の社会保障制度改革推進法においては、国民相互の支え合いの仕組みや、給付と負担の見直しによる持続可能性の確保などが改革の基本的な考え方であり、これは今般の改革においても通ずるものであります。

その上で、今回の改正法案は、若者と高齢者で支え合い、若い世代の負担上昇を抑えるという長年の課題に対応するために、七十五歳以上の高齢者のうち一定の収入以上の方々の窓口負担を二割とするとともに、育児休業中の保険料の免除要件の見直しなど、子ども・子育て支援の拡充を図るものであります。

今後とも、全ての人が安心できる社会保障の構築を進めてまいります。

子育てへの支援についてお尋ねがありました。我が国の将来のためにも、子供たちのための政策を進めていく必要があります、私の内閣では、少子化対策に真正面から取り組み、思い切った進めてまいります。

子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、その切実な願いに応えるために、不妊治療の保険適用を来年四月からスタートし、それまでの間、現行の助成措置の所得制限を撤廃するなど、大幅に拡充をいたしております。

また、待機児童の解消に向けて保育の受皿整備を進めるとともに、全ての企業に対し、男性が育児取得しやすい職場環境を整備することを義務付け、希望に応じて一か月以上の休業を取得できるようにしてまいります。今般の法案でも、育児休業中の保険料の免除要件の見直しなど、子ども・

子育て支援の拡充を図ることとしております。引き続き、結婚や出産、子育てを希望する方々の声に丁寧な耳を傾けて、あらゆる領域で対策を進めてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣田村憲久君登壇、拍手)

○国務大臣(田村憲久君) 石田昌宏議員にお答えいたします。

後期高齢者医療における窓口負担見直しに對しての考え方、受診抑制の防止についてお尋ねがありました。

若者と高齢者が支え合い、現役世代の負担上昇を抑えつつ、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することは待ったなしの課題であります。

このため、少しでも多くの方々に支える側として活躍していただき、能力に応じた負担をしていただくことが必要であり、今回、高齢者の生活状況や高齢者の医療費が高いといった実態も踏まえた上で、具体的には、所得上位三〇％に相当する課税所得以上であることなど一定の収入以上の方々についてのみ、その窓口負担を二割とするものであります。

その上で、見直しによる影響が大きい外来患者については、施行後三年間、一月分の負担増を最大でも三千元に収まるような配慮措置を講ずることと、急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制を招かないようにしているところであります。

健康保険組合の財政への配慮についてお尋ねがありました。

健康保険組合は、公的医療保険制度の重要な担い手であり、これまでも、高齢者への支援金等の負担が特に重い健保組合に対しては一定の国費による財政支援を行ってまいりました。

今回の七十五歳以上の高齢者の一部の窓口負担

割合の見直しにより、健康保険組合等の現役世代の負担は七百二十億円減少いたしますが、今後とも、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、現役世代の負担軽減を含め、総合的な検討を進め、更なる改革を推進してまいります。

生涯現役で活躍できる社会づくりの実現に向けた健康寿命の延伸の取組についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、働く意欲があればいつまでも働くことができる生涯現役で活躍できる社会づくりを推進していくことは重要であり、こうした社会の実現を進めるためには、平均寿命と健康寿命の差を縮めることが必要と考えております。

このため、厚生労働省では、二〇四〇年までに健康寿命を男女共に三年以上延伸し、七十五歳以上とすることを目標とした健康寿命延伸プランを令和元年に策定し、自然に健康になれる環境づくりや行動変容を促す仕掛けなどの新たな手法を活用して、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成や疾病予防、重症化予防等の取組を推進しているところであります。

引き続き、これらの取組を通じて、誰もがより長く元気で活躍できる社会を実現してまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 石橋通宏さん。

(石橋通宏君登壇、拍手)

○石橋通宏君 立憲民主党の石橋通宏です。

私は、ただいま議題となりました全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対し、立憲民主・社民を代表して質問をいたします。

冒頭、先週十三日の参議院厚生労働委員会において、三原じゅん子厚生労働副大臣が離席して一時行方不明になり、参議院での審議に重大な影響を与えた問題について、菅総理大臣に、任命権者

としての責任をどう感じておられるのか、発言を求めます。

また、昨日、政府は、衆議院で審議が行われていた出入国管理法改正案について、今国会での成立を事実上断念いたしました。私たちは、本法案は国際法令に明確に違反する歴史的な大改悪であり、廃案にすべきことを強く訴えてきました。

三月に名古屋入管で収容中に病死したスリランカ人女性、ウイシユマ・サンダマリさんは最後まで適切な医療を受けられず、救えるはずの尊い命が失われていきます。それにもかかわらず、政府は、収容中の様子を撮影した監視カメラの映像開示を拒み続け、入管法審議の大前提であるはずの真相究明に全く後ろ向きな態度を取り続けてきました。

菅総理、なぜ政府は明確な国際法違反である入管法改正案を国会に出してきたのか、なぜ何度も繰り返されてきた収容施設内での死亡事件の真相究明にこうまで後ろ向きなのか、そして、なぜ今、法案の成立を断念する決断をしたのか、明確にその理由を御説明ください。

私たちは、野党六党が共同で参議院に提出している難民等保護法案及び入管法改正案こそ国際基準に合致した本来実現すべき難民認定、保護制度のあるべき姿であると確信しており、今回も多くの国民が野党案への支持を表明してくれています。今後、政府・与党が改正案の再提出を検討する際には野党案をこそ採用すべきであるということと強く要請しておきます。

その上で、まず、新型コロナウイルス感染症対策について、三問に絞り、菅総理に質問します。総理は、昨年十月の就任時から、爆発的な感染拡大は絶対に防ぐ、新型コロナウイルスを一日も早く収束させる、緊急事態宣言は期間内に終える、短期決戦だ何度でも大見えを切って約束し、国民に繰り返し我慢と協力をお願いしてきました。

しかし、結果はどうでしょう。多くの地域で過去最悪の第四波の襲来を招き、三度目の緊急事態宣言の発令とその対象地域の拡大や期間の延長を余儀なくされ、医療従事者の皆さんの懸命の努力にもかかわらず、多くの尊い命が失われています。

総理、遅過ぎた緊急事態宣言の発令、早過ぎた解除、緩過ぎた措置内容、全く不十分な事業主や失業者等への協力金や給付金、完全に遅きに失した変異株対策や流行地域からの渡航禁止、昨年から繰り返されてきた失政が招いたこの人災ともいうべき責任をどう取るおつもりなのか、そして今、具体的にどのような策をもってこの事態に対処されるのか、明確にお答えください。

問題は、新型コロナウイルスが長期化する中で国民生活が危機に瀕していることです。

参議院厚生労働委員会では、五月六日に新型コロナウイルス対策に関する参考人質疑を行いました。その場に参考人として御出席をいただいたつくりい東京フアンドの稲葉剛代表理事の魂の訴えを、菅総理に、そして是非、議場の議員各位にもお聞きいただきたく、以下、引用します。

自助も共助も限界だ、今こそ公助の出番だと私たちは一年間叫び続けてきました。しかし、生活困窮者支援の現場では、依然として公助の姿は見えません。政府は一体どこにあるのでしょうか。この国に政府が存在しているということが、貧困の現場からは見えないのです。

今この瞬間、家を追い出されて路上生活へと追いやられていく若者たちがいます。今この瞬間、おなかをすかせている子供たちがいます。その子供たちのために炊き出しに並ぶ親御さんたちがいます。そして、今、命を絶つことを考えている大勢の人たちがいます。その人たちに向けて、日本には政府がある、人々の命と暮らしを守る政府があるということを行動で示してください。

菅総理、コロナ禍で一年以上にわたり困窮者に一番近いところで日夜支援に奔走されてきた方からの政府の存在が見えないという叫びをどう受け止めますか。一年以上もたった今なお、政治が見えない理由は何だと、そしてその責任は誰にあるとお考えでしょうか。

稲葉参考人は、各地の炊き出しに集まる人の数は増え続け、日々最悪の事態を更新し続けています。私はこれまで二十七年間、生活困窮者支援の活動が続けてきましたが、これほどまでに多く多様な方々が困窮している状況は、バブル崩壊後、リーマン・ショックを含め、過去に見たことがありませんとまでおっしゃっています。そして、必要なのは貸付けではなく給付だと断言されています。

菅総理、人々の命と暮らしを守る政府があることを行動で示してくださいという訴えに、どのような行動と支援策で応えるのでしょうか。今、生活苦にあえぎ、明日への不安を抱える全ての国民に政治があることを示す決意で、困窮者、失業者、休業者、そして子育て家庭や困窮学生たちへの支援について、追加的な支援策や拡充策を具体的にここで明確にお示しください。

それでは、以下、法案についての質問に入ります。

第一に、医療費負担を含む社会保障制度の在り方について、菅総理の基本的な考えを伺います。政府は、本法案において、一定以上の所得がある七十五歳以上後期高齢者の医療費窓口負担を、これまでの一割から倍増となる二割への引上げを提案しています。菅総理、これは菅政治の基本姿勢である自助の強化の一環なのでしょうか、まずお答えください。

私たち立憲民主党は、今は自助を強化する政治ではなく、公助を立て直し、支え合いを強化して、年金頼みの高齢者世帯も、医療、介護、福祉

が必要な方々も、誰もが安心して生活できる社会保障制度の再構築を目指すべきだと考えています。

しかし、菅総理は、今回のコロナ禍の教訓を得てもなお、医療や介護の費用負担について、それを必要とされる方々の自己負担増を求め、自助を更に強化していく方向で社会保障制度改革を行うおつもりなのか、方針を明確にお示しください。

例えば、報道によると、今回の後期高齢者の医療費窓口負担について、政府・自民党は当初、年収百七十万円以上で線を引こうとしていたとされています。つまり、菅総理、将来は更に二割負担の対象を拡大する方針なのでしょうか。

また、既に検討が始められている介護保険の利用者負担についても、今後、二割負担、三割負担の対象拡大や原則二割化を進めていくのか、菅総理の方針を明確にお示しください。

また、年金についても、政府・与党はこれまでの制度改革において、現役世代の将来給付の確保のためという名目で、年金受給額の実質低下システムの強化を図ってきました。

私たちは、今のままの年金制度では、今後更に増大することが懸念されている低年金、無年金の高齢者世帯の安心は守れず、老後資金二千万円不足問題で多くの国民が老後への心配を抱える中、将来不安と実際の生活苦が一層拡大することを強く懸念しています。私たちは、今こそ抜本的な年金制度改革を断行して、年金の最低保障機能の強化を進めるべきだと考えていますが、菅総理は、これからは老後も自助で頑張ってくれと国民に要請するのでしょうか。明確な答弁をお願いいたします。

第二に、今回の政府案における後期高齢者の医療費窓口負担二割化の根拠と妥当性について伺います。

総理も重々御承知のとおり、人は誰しも、高齢

になればなるほど医療を必要とする確率は高まり、労働による収入への期待は減少します。七十五歳以上の後期高齢者では、その傾向が一層強まるのは論をまちません。にもかかわらず、菅総理は、窓口負担二倍化の対象となる三百七十万人の後期高齢者の方々に、医療費負担が倍増してもなお日々の生活や老後の安心には全く影響を与えないと断言されるのか、その根拠とともに御説明ください。

私たちが特に心配しているのは、前安倍政権時代から顕著に、いわゆる貯蓄ゼロ世帯が増加傾向にあることです。二〇一七年の調査では、六十歳代以上の世帯でも約三割が貯蓄ゼロになっています。菅総理は、この貯蓄ゼロの高齢者世帯の増加傾向とその理由について、どのような問題認識をお持ちでしょうか。

その上で、これまでは貯蓄の切り崩しで何とか対応していた高齢者世帯が、今後、切り崩す貯蓄もなく、医療費倍増に苦しむケースが増大する懸念は絶対にはないと断言できるのか、御説明ください。

第三に、窓口負担が二倍となる高齢者の方々に、このいわゆる長瀬効果の影響について質問します。

私たちには、多くの高齢者の方々からの悲痛な叫びが届いています。年金は減っていく、消費税は上がる、医療と介護の負担は増える、年寄りはどう長生きすると言われていくように、これ以上窓口負担が増えれば病院に行けなくなると。菅総理にはこのような当事者の皆さんの悲痛な叫びが届いていないのでしょうか。お答えください。

政府は、今回の引上げによって、二〇二二年度で千八百八十億円の給付費減を見込んでいますが、このうち九百億円はいわゆる長瀬効果によるものであることを認めています。田村厚労大臣、つまり、政府は引上げによって九百億円分もの受

診抑制が生じることを認めているのですね。

では、なぜ、そこに本来必要な医療は含まれていない、症状の重篤化を招くことはない、と断言ができるのか、その根拠も含めて、納得できる説明をお願いします。

政府は、これまでも高齢者の医療費窓口負担の自己負担増を進め、七十五歳以上高齢者でも現役並み所得では三割負担になり、六十五歳以上高齢者は皆が三割負担、七十歳以上高齢者も二割負担が進められています。

では、これまでの引上げによって、高齢者の受診抑制や症状の重篤化、生活の困窮化が生じたのか、厚労省はどのような科学的調査、分析を行い、どのような結果を得て、そしてその結果がどのように今回の法案の検討に生かされたのか、厚労大臣、説明をお願いします。

第四に、現役世代の保険料負担の軽減とその財源の在り方についてお聞きします。

我が国は、本格的な超高齢化社会に突入しています。二〇二二年以降には、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり始め、医療費は更なる増加が見込まれており、今回、政府は、窓口負担二割化の理由として現役世代の負担軽減を挙げています。

では、今回の案で実現する現役世代の負担軽減は年間で総額幾らなのか、それは現役労働者一人当たりの負担で月額幾らの減額になるのか、そして、その減額で十分だとお考えなのかどうかも含め、田村厚労大臣、御説明ください。

現役世代にこれ以上負担増を求め続けることはできないというのは、私たちも共通の認識です。ただ、問題は、その財源を誰にどう求めるかで、そこが、自助を強調する政府・与党と公助を訴える私たち立憲民主党との大きな違いです。

私たちは、衆議院で、保険料の賦課限度額を引き上げ、後期高齢者の中でも一部の特に高所得の方々に絞る保険料の負担増をお願いして、応能負担の強化と公費の追加投入によって、社会全体で医療費負担を分かち合うべきだと対案を出しました。衆議院では、与党の一部からも私たちの対案の方がいいと評価する声が聞こえていたそうですが、菅総理の率直な御意見をお聞かせください。

でも、そもそも、本来は、医療費のみに閉じた議論をするのではなく、社会保障と税の在り方を一体的かつ抜本的に見直すことで負担の分かち合いの在り方を再検討すべきなのではないでしょうか。

しかし、菅政権は、今年の税制改正においても、高所得層への課税強化、特に金融所得課税の強化を先送りしました。今、このコロナ禍にあつても、一部の超富裕層は、資産を何と数千億、数兆円単位で増加させています。

菅総理、なぜ超富裕層への課税強化を見送り、その一方で、収入の限られた高齢者の医療費負担を倍増させるのでしょうか。その合理性、妥当性がどこにあるのかも含め、是非国民への御説明をお願いします。

以上、法案に関連して質問をいたしました。最後に、いまだ一度申し上げます。

私は、今こそ、今回のコロナ禍で顕在化した我が国の社会保障制度の問題点や課題を洗い出し、十年後、三十年後の社会をも見据えて、将来また我が国を襲うとも知れない自然災害や感染症や気候変動の影響の中にあつても、全ての国民の安心と安全を守っていくことのできる社会を構築していくべきであり、そのために国会が与野党挙げて責任を果たしていくべきだと考えます。

私たち立憲民主党は、自助に基づく弱肉強食型社会ではなく、公助に基づく誰かがつながつて支え合う未来を構想し、実現に向けて全力を尽くしていく決意であることを申し上げ、私の代表質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣菅義偉君 石橋通宏議員への答弁に先立ちまして、改めて、羽田雄一郎先生の御冥福を謹んでお祈りを申し上げます。

三原副大臣の厚生労働委員会における離席についてお尋ねがありました。

国会会期中は国会対応が優先である中、委員会に遅参をし、国会日程に影響を及ぼすことになったことは誠に遺憾であります。

三原副大臣には、今後同様の事案が生じないよう十分気を付けて行動するとともに、その職責を果たすべく、引き続き全力で職務に当たってもらいたいと考えております。

また、今後このようなことが起こらないよう、政府全体で気を引き締めて国会対応に当たること、内閣総理大臣としての責任を果たしてまいります。

入管法改正案などについてお尋ねがありました。

まず、お亡くなりになりました方と御家族に對し、お悔やみを申し上げます。

政府としては、入管法改正案を、送還忌避や長期収容といった出入国在留管理行政における喫緊の課題に対応するため、今国会に提出をいたしました。

しかしながら、与野党協議において今国会でこれ以上審議を進めないとの合意がなされたことと承知しており、政府としてもこれを尊重することになりました。

なお、御指摘の事案については、現在、出入国在留管理庁において、最終報告に向けて必要な調査、検討を進めているということを承知しております。

新型コロナウイルス対策についてお尋ねがありました。これまでも、国民の生活やなりわいへの影響も考慮しながら、具体的な指標や専門家の意見も踏まえてまいりました。

また、その時々に必要な対策や対応について適切に判断を行ってきたものと考えております。

その上で、政府としては、国民の皆さんの命を守る切り札であるワクチン接種の加速化を私自身が先頭に立って思い切つて実行し、それまでの間は、影響を受ける方々への支援策をしっかりと講じつつ、効果的な対策を一層徹底することで感染拡大を食い止めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスに対する政治の責任や支援策についてお尋ねがありました。

厚労委に出席された参考人の方からそうした御指摘をいただいたことについては、謙虚に受け止めてまいります。

その上で、新型コロナウイルスの影響が長期にわたる中、国民の雇用と暮らしを守ることは政治の責務であり、しっかりと対応していく必要があると考えています。

このため、職業能力開発による再就職支援を行うとともに、緊急小口資金などの特例貸付けや休業支援金を始め重層的なセーフティーネットにより支援を行っております。

さらに、厳しい状況にある低所得の子育て世帯に對しては、子供一人当たり五万円を給付することとしております。

また、困窮した学生への支援として、大学の無償化や給付型奨学金の支援を拡充しており、家計が急変をした場合も随時支援を行っております。こうした取組により、今後とも、雇用と暮らしをしつかり支えてまいります。

窓口負担の引上げと自助との関係についてお尋ねがありました。

私が目指す社会像として、自助、共助、公助、そして絆、申し上げておりますが、これは、まずは自分でやってみる、そして家族、地域で互いに助け合い、その上で政府がセーフティネットでお守りをするということであり、自助の強化を目

指しているものではありません。

その上で、社会保障制度については、若者と高齢者が支え合い、高齢者であっても、少しでも多くの方に支える側として活躍いただき、能力に応じた御負担をしていただくことが重要です。今回の法案でも、七十五歳以上の高齢者のうち、一定の収入以上の方についてのみ、その窓口負担を二割とするものであります。

なお、お尋ねの二割負担の範囲については、現時点で更に対象者を拡大することは考えておりません。

介護保険の利用者負担の見直しについてお尋ねがありました。

現時点で、御指摘のような見直しの方針を決めているわけではありません。利用者負担の具体的な内容については、制度の持続可能性の確保や利用者の状況等を十分に考慮しつつ、今後とも検討を行ってまいります。

年金制度の改革についてお尋ねがありました。

我が国の年金制度は、保険料水準を固定をし、その範囲内で給付水準を調整することにより、制度の持続可能性を確保しつつ、一定の給付水準を確保することが可能な仕組みとなっております。その上で、これまで、被用者保険の適用拡大や、低所得者や低年金の高齢者の方への年金生活者支援給付金の支給など、老後の支えとしての年金の役割の強化を図ってまいりました。

さらに、昨年の年金制度改正法の検討規定を踏まえ、被用者保険の適用範囲に加え、基礎年金の所得再分配機能の強化についても、引き続き検討を進めてまいります。

窓口負担の見直しについて、生活に与える影響等についてお尋ねがありました。

家計や貯蓄の状況は世帯により様々であり、医療費の負担増の影響も様々ですが、今回の改正案では、高齢者の負担能力や家計への影響も考慮し

た上で、一定の収入以上の方々に対して行うものであり、必要な受診が抑制されないよう、経過措置も設けることとしております。

また、金融広報中央委員会の調査によると、貯蓄がない世帯の割合が増加しているというのですが、この調査では、日常的な出し入れ、引き落としに用いる口座は貯蓄としてカウントされておらず、これもカウントしている国民生活基礎調査では、むしろ最近はやや減少傾向にあると承知をしております。

高齢者の声についてお尋ねがありました。

今回の法案では、必要な受診が抑制されないよう、経過措置を設けた上で、一定の収入以上の方々についてのみ、その窓口負担を二割とするものであります。

引上げの対象になっている高齢者の方々にとって厳しい改革であると考えておりますが、少子高齢化が進展する中で待ったなしの改革であると考えます。高齢者の方にも御理解いただけるよう、丁寧な運用に努めてまいります。

立憲民主党の対案についてお尋ねがありました。

保険である以上、受益と負担が著しく乖離することは、納付意欲の低下を招くおそれがあります。このため、保険料納付の上限として賦課限度額を設けているものであり、その見直しを行う場合には、関係者と十分に議論して検討すべき重い課題だと認識しております。

また、御党の対案では、政府案と同程度の現役世代の負担軽減を行うためには国費を約二百三十兆円、二百三十億円要することになっており、その財源の確保が課題であると考えます。

窓口負担の引上げと税制改正についてお尋ねがありました。

政府は、それぞれの制度について、その趣旨などを踏まえながら、適正な運用や必要な見直しを

行っているところであります。

その上で、今回の窓口負担の見直しは、令和四年度以降、いわゆる団塊の世代が七十五歳以上の高齢者になり始める中で、若者と高齢者で支え合い、現役世代の負担上昇を抑え、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度の構築を目指すものであります。

一方で、税制については、これまで所得税の高税率の引上げや金融所得課税の引上げなどを行っており、引き続き、経済社会の情勢変化なども踏まえ、検討をしてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣田村憲久君登壇、拍手)

○国務大臣(田村憲久君) 石橋通宏議員にお答えを申し上げます。

窓口負担の引上げに伴う九百億円の給付費減についてお尋ねがありました。

窓口負担割合の見直しに伴う令和四年度満年度の給付費減一千八百八十億円のうち、いわゆる長瀬効果による受診行動の変化に伴う減少は九百億円と試算しております。

長瀬効果による受診行動の変化は、経験的に知られるマクロで見た医療費水準の変化であり、長瀬効果により受診日数が減少することをもってその医療が不必要かを判断できるものではなく、直ちに患者の健康への影響を意味するものではありません。

その上で、今回の改正法案では、一定の収入以上の方々のみを対象にし、その窓口負担を二割とするものであり、配慮措置もしっかりと講ずることと必要な受診の抑制を招かないようにいたしております。

過去の高齢者の窓口負担の引上げによる影響の分析についてお尋ねがありました。

窓口負担の引上げに伴う受診日数の変化について

ては、高齢者医療における現役並み所得者の窓口負担割合の見直しを行った平成十八年の改正について見ると、長瀬効果による受診日数の減の理論値と実際の変化は一定程度整合しています。

また、個人の健康や生活への影響については、個人の健康や生活には様々な要因があることから、受診行動のみを取り出してその影響の調査、分析を行うことは難しいことから、これまで厚生労働省が主体となった調査、分析は実施されておりません。

今回の見直しは、高齢者の負担能力や生活状況等を踏まえた上で、後期高齢者のうち一定以上の収入の方に限ってその窓口負担を二割とするとともに、必要な経過措置を講ずることとし、必要な受診の抑制を招かないようにしております。

現役世代の負担軽減についてお尋ねがありました。

今回の改正法案により、令和四年度満年度で、後期高齢者支援金を七百二十億円減少させることとなりますが、これは現役世代一人当たり年間七百万円、月額約六十円の負担軽減になります。これを事業主負担分を除いた本人負担分に換算すると、月額約三十四円となります。

団塊の世代が七十五歳以上の高齢者になり始め、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中、少しでも現役世代の負担を軽減することが重要ですが、今回の改正は、高齢者の生活等の状況を踏まえる中で、最大限のものと考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 矢倉克夫さん。

(矢倉克夫君登壇、拍手)

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。

冒頭、新型コロナでお亡くなりになった方の御冥福と、今なお闘病されている方々の一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

目下、最大の課題であるワクチン接種の円滑化を公明党の三千名の地方議員の皆様との連携を強め、進めてまいります。

それでは、ただいま議題となりました全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案につき、会派を代表し、質問をいたします。

日本が誇る国民皆保険が本当に持続可能か、少子化を背景に今、問われております。特に危惧することは、若者世代への保険料負担集中が不満となり、支える側と支えられる側に分断構造、対立構造が生まれることであります。皆で支え合う国民の連帯意識こそ制度を支える根本基盤である以上、世代間の分断が生まれてしまつては、制度の存続は見込めません。

本法案は、現役世代から高齢世代へという世代間の支え合いだけでは制度を維持できないとの認識の下、高齢者世代内にもその支え合いの枠組みを広げ、現役世代への過度な負担を回避いたしました。国民皆保険の持続可能性を維持するため、やむを得ないものと理解をいたします。

総理に、改めて、とりわけ御負担をお願いする高齢者の方々に対し改正の意義や経緯を丁寧に説明することを求めるとともに、国民一人一人が支え合いの意識を持ち、つながり合う社会保障制度構築に向けた御決意をお伺いいたします。

今回の窓口負担割合の変更について、その詳細が十分にまだ国民に伝わっておりません。一割負担から二割負担になる以上は支払う額も常に二倍になってしまふといった誤解もあります。厚生労働大臣に、より丁寧な説明を求めます。

今回の負担割合の変更にもかかわらず高齢者の方々が安心して医療を受けるために、配慮措置が設けられました。公明党の強い要請を受け、当初、一月分の負担増加額上限が四千五百円であったものを三千円といたしましたことについては評価を

いたします。

厚生労働大臣にその趣旨をお伺いするとともに、この配慮措置が確実に適用されるためにどのような対応を考えているのか、御所見をお伺いいたします。

全世代対応型の社会保障のため、子供を産み育てやすい環境も重要です。私が委員長を務める公明党青年委員会は、ポイスアクション二〇二一と題しアンケート活動を行い、今日までの二か月で五十万を超える声をいただきましたが、そのうち約二〇％が結婚から子育てまでの丸ごとサポートを求める声でありました。

本法案が、月の途中で十四日以上育休取得した場合、月末日をまたがなくても月全体の社会保障料を免除することとしたことは、短期の育休を取得しやすくなる意味で評価をいたします。

その上で、目指すべきは、あくまで一月を超える長期の育休取得を可能とする環境整備です。鍵は、テレワークの推進や、社内での業務引継ぎを可能とする業務分担や業務の共有化、それらマネジメントを可能とする基盤としての企業のデジタルトランスフォーメーション推進など、働き方改革ならぬ企業の働き方改革と言えます。

長期間の育休を可能にするために必要な課題は何か、総理の御認識とその推進、改善に向けたお考えをお伺いいたします。

本法案は、一時的な就労期間があつてもその分の期間を延長して傷病手当金を受け取れるよう、支給期間を通算して一年六か月とすることいたしました。これは、現行制度が同一の疾病、負傷に関して支給を開始した日から起算して一年六か月超えない期間としていたものを改め、がんなどの病と闘いながら仕事をする方々を少しでもお支えしようとするものであります。公明党が長年強くお訴えをしてまいりました。

厚生労働大臣に、この傷病手当金に係る改正の

趣旨と、その丁寧な運用に向けた御決意をお伺いいたします。

国民健康保険に加入する世帯のお子様は、現行制度では被保険者として均等割保険料の対象となるため、お子様の数が増えるほど世帯の保険料負担が増えることになっております。本法案において、国民健康保険の保険料につき、未就学児の均等割保険料の五割減額措置が導入されており、子育て世帯の経済的負担軽減に向けた一歩として評価をいたします。

少子化対策における今回の改正の趣旨について厚生労働大臣にお伺いするとともに、今後の丁寧な運用に向けた御決意をお伺いいたします。

本法案が事業主健診情報を保険者に提供される範囲を拡大するなど、データヘルスを一定程度推進する点、評価をいたします。法令上、本人同意は不要とされておりますが、健診情報という個人情報等を第三者である保険者に提供することについての懸念が生じないよう、丁寧な運用が必要であります。

このデータヘルス推進での好事例は、我が党の山口代表も視察した福島県会津若松市の取組であります。同市は、提供者が明示的に同意、承諾した場合のみ個人データを取得する、いわゆるオプトイン方式を貫いております。パーソナル・ヘルス・レコード、すなわちデータを市民、患者単位に統合することの推進を図り、包括的なヘルスケアのデータ分析を可能とするためには、データ提供者である市民のライフスタイルなど、個人の特定にもつながり得る情報も必要となる場合も考えられます。その情報収集のためにはオプトインの手法であるべきと考えております。

オプトインに基づくデータ取得を基軸とした更なるデータヘルス推進について、厚生労働大臣の御見解を求めます。

会津若松での語らいで印象的だったことは、

データヘルスケア推進に当たり重要なものとして、政府に対する信頼と、預けることにより得られる実益の実感、そして、市民一人一人が自らのデータを預けることでより良い社会を構築する主体者たる意識を持つことを強調されていた点でありました。これらは、データヘルスケアにとどまらず、我が国におけるデジタル社会構築のための必要不可欠なものであり、特に、市民をデータの提供者という立場にとどめ置かず、主体的な参画者として考えることは、民主主義社会における自助の在り方にもつながるものであります。

市民が主役の市民参加型のデジタル社会をつくることに向けた総理の御所見をお伺いいたします。

持続可能な社会保障制度のため、皆が皆のために負担し合える社会をつくるためには、自らの負担が、自らを含めた全ての人の利益につながっているんだという実感を、個々の負担者が持てることが重要です。

そこで強調したいことは、中間層への支援強化です。なぜなら、増大する税や社会保障など重い負担が本当に自らも実感できる共通の利益、サービスにつながっているか、多くの中間層が確信を持てずにいるからです。

公明党は、昨年の党大会で弱者を生まない政治を目指すことを表明、中間層支援にも言及いたしました。青年委員会が昨年夏に提出した青年政策二〇二〇の重点政策も中間層への力強い支援であります。中間層を単なる負担者ではなく、幅広く行政サービスを受ける側に取り込む必要があります。例えば、教育や医療、介護、住まいなど、人間として生きていくために必要な分野の無償化を進めていくことも有力な選択肢です。

自助は、共助、公助とのバランスの上に成り立つものであります。全世代型社会保障は、個々の負担者が皆を支えるための負担を納得して共有し

合える、そのための安心の枠組みであるべきではないでしょうか。

全世代型社会保障構築に向けた中間層支援の拡充について、総理の御所見をお伺いいたします。

大衆福祉の公明党の看板を高く掲げ、全ての人の安心、安全のために力を尽くすことをお誓い申し上げます。私の代表質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(菅義偉君) 矢倉克夫議員にお答えいたします。

改正法案の意義や経緯、社会保障制度構築に向けた決意についてお尋ねがありました。

令和四年度以降、いわゆる団塊の世代が七十五歳以上の高齢者になり始める中で、少しでも多くの方に支える側として活躍をいただき、能力に応じた負担をしていただくことは待ったなしの課題であります。

今回の法案では、こうした観点から、必要な受診が抑制されないよう経過措置を設けた上で、一定の収入以上の方々についてのみ、その窓口負担を二割とすることとしたものであります。これにより現役世代の保険料負担は七百二十億円減ることとなります。

世界に冠たる我が国の社会保障制度を次の世代にしっかりと引き継いでいくことは我々の世代の責任であり、こうした強い決意の下に、給付は高齢者中心、負担は現役中心というこれまでの構造を見直しをし、国民一人一人が支え合うことで、全ての人が安心できる制度の構築を進めてまいります。

長期間の育児休業取得を可能とするための課題についてお尋ねがありました。

出産、育児の負担がこれまで女性に偏ってきた中で、男性の育児参加という当たり前のことを実

現していかなければならないと考えております。このため、企業において、研究などを通じて、研修などを通じて育児休業に理解を深めるとともに、テレワークの推進や業務分担の見直し、業務の共有化の推進など、仕事と育児を両立をし、育児休業を取得しやすい職場環境を整備していくことが必要であると考えます。

私が官房長官時代に、男性国家公務員に一か月以上の育児取得を求めることで、取得の促進を強力に進めてきました。今後は、民間企業においても職場環境の整備を義務付けるため、今国会に育児・介護休業法の改正案を提出するところであります。男性が希望に応じて一か月以上の休業を取得できるようにしてまいります。

市民参加型のデジタル社会についてお尋ねがありました。

御指摘の会津若松市の事例については、私も関係者のお話を伺っており、デジタル活用先進的な事例と認識をいたしております。九月に発足するデジタル庁において、こうした自治体の先進的な事例を踏まえながら、取組を進めてまいります。

こうした取組を通じて、誰もがデジタル化の恩恵を最大限受けることができ、また、国民が主体的に参加できる世界に遜色ないデジタル社会を実現してまいります。

中間層支援の拡充についてお尋ねがありました。

少子高齢化が急速に進捗する中で、進展する中で、全ての人が安心できる社会保障を構築していくために、給付は高齢者中心、負担が現役中心というこれまでの社会保障の構造を見直すとともに、成長の果実が広く国民に行き渡ることが必要であります。

こうした中で、幼児教育、保育の無償化や高等教育の修学支援の拡充などの取組を強力に進めて

まいりました。また、一般の法案は、現役世代の負担上昇を抑えつつ、少しでも多くの方に支える側として活躍いただくことを目的とするものであるります。さらに、賃上げを通じて皆さんの所得を引き上げていきたいと考えており、今年も賃上げの流れが継続するよう、経済界に要請しております。

引き続き、中間層の方々が豊かさを実感し、納得して負担を共有いただけるよう、必要な改革を続けてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣田村憲久君登壇、拍手〕

○国務大臣(田村憲久君) 矢倉克夫議員にお答えいたします。

窓口負担の見直しに関する国民への説明についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、窓口負担割合が二割となる方については、高額療養費制度があることや配慮措置を講ずること等により、年間の負担額は平均で八・三万円から十・九万円へと二・六万円の増加と見込んでおり、負担が二倍になるわけではありません。

こうしたことも含め、今回の見直しは一定以上の所得の方に限って行うものであり、かつ、配慮措置も設けることについて国民の皆様丁寧に説明が必要であると考えており、後期高齢者医療広域連合などと連携して対応してまいります。

配慮措置の趣旨と確実な活用についてお尋ねがありました。

一般の改正では、公明党からの強い要望も踏まえ、見直しによる影響が大きい外来患者について、施行後三年間、一月分の負担増を最大でも三千円に収まるような配慮措置を講ずること、急激な負担増を抑え、必要な受診の抑制を招かないようにしております。

配慮措置を受けるべき方に確実に受けていただくことが極めて重要であり、丁寧な周知、広報に加えて、事前に口座を登録していただくことで確実に支払う仕組みを検討するなど、広域連合等と具体的に協議を進め、しっかりと対応してまいります。

傷病手当金の見直しについてお尋ねがありました。

近年の診断技術や治療方法の進歩等により、例えばがん治療において、手術等により一定の期間入院した後、働きながら定期的に通院治療を行うケースが増えていることから、被保険者が傷病手当金を柔軟に利用できないという課題が指摘されているところであります。

こうした状況を踏まえ、今回の改正法案では、治療と仕事の両立の観点から、出勤に伴い不支給となった期間を延長して支給を受けられるよう、傷病手当金を通算して一年六か月に達するまで支給することとしております。

法案が成立した際には、円滑に施行されるようしっかりと取り組んでまいります。

国民健康保険の子供の均等割保険料の減額についてお尋ねがありました。

国民健康保険制度においては、全ての被保険者がひとしく保険給付を受ける権利があるため、子供がいる世帯も、子供を含めた被保険者の人数に応じて一定の御負担をいただくことを基本としております。

その上で、少子化対策は我が国が最優先で取り組むべき課題であり、一般の改正法案では、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割保険料を半額に減額することとしてまいります。

今回の改正法案を成立させていただいた際には、この新たな軽減制度が適切に運用されるよう、必要な準備に万全を期してまいります。

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

オプトインに基づくデータ取得を基軸としたデータヘルス推進についてお尋ねがありました。

厚生労働省においては、データヘルス改革を推進し、健康寿命の延伸や国民の利便性向上を図るとともに、患者や国民、医療、介護の現場等がメリットを実感できるデータ利活用などを進めてまいります。

パーソナル・ヘルス・コードについても、本人が自身の保健医療情報を閲覧し、本人同意の下で、必要に応じて第三者も含めて活用できる仕組みとして、昨年六月に発表した新たな集中改革プランにおいても掲げています。

引き続き、国民の理解を得ながら、保健医療情報を活用したデータヘルス改革の推進に努めてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 東徹さん。

(東徹君登壇 拍手)

○東徹君 日本維新の会の東徹です。

会派を代表して、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

質問に入る前に、この健康保険法の質疑は、本来、先週金曜日の五月十四日に行われるはずでした。それが五日も遅れて今日の質疑になった原因は、公務で委員会を離席していた三原副大臣にあるのではなく、単に維新以外の野党、特に立憲民主党による国会ハラスメントにあると言わざるを得ません。

社会にある様々なハラスメント対策を口にする前に、自分たちのしているハラスメントから改めたい方がよいと御忠告をさせていただきます。

さらに、今日の本会議が決まりましたのは昨夜七時でした。こんな遅い時間まで引つ張れば、公務員の長時間労働につながることは誰にでも分かるはず。社会の働き方改革を言うのなら、ま

ずは国会から改めるべきだと、このことも忠告させていただきます。

また、参議院自民党におかれましては、もったいなく対応していただきたい。どうも議員定数六増など、自分たちの身分を守ることしか熱心さを感じられません。

もっと緊張感を持って国会を運営していただくようお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、新型コロナウイルスへの対応について伺います。

現在、新型コロナウイルスの約九割が変異株に置き換わった、推計され、感染力も強く、重症化するスピードも速く、一日の死者数は、昨日二百人を超えました。

日本国憲法第十二条は、国民、自由及び権利を常に公共の福祉のために利用する責任を負うと定めています。

国民の自由や権利を制約する場合、必要最小限のものでなければなりません。猛威を振るう感染症から国民の生命を守るため、一時的な私権制限の導入を図るべきと考えます。例えば、マスク会食の義務化や路上飲み禁止、PCR検査の結果が陽性であった場合の不具合のないコロナ接触アプリCOCAの登録義務化、入国時の自宅待機期間における外出禁止など、国民に法律で義務を課すことは、公共の福祉のための必要最小限の制約と考えます。

こういった法律に基づく具体的な私権制限の導入についてどのようにお考えか、菅総理に伺います。

病床の確保について伺います。

変異株の感染拡大により、大阪を始め全国各地で感染が拡大し、病床が逼迫しており、重症病床において限界を超えております。

病床の確保は、一義的には都道府県の役割であ

りますが、民間の医療機関の多い我が国において、お願いしきれない今の制度では、経営の自由がある以上、財政的な支援だけでは病床の確保は進みません。

医療は公的なものであり、多くの税金が投入されています。現在のような緊急時においては、国が減収補填とセットで医療機関に病床の確保を命令できる制度のほか、民間病院を含めて必要な医療資源の動員や、都道府県の枠を越えた患者の受け入れ調整ができる仕組みをつくるべきではないですか。菅総理にお伺いします。

ワクチン接種について伺います。

我が国では、ワクチンの承認に国内治験を求めると、承認が遅れ、その分ワクチンの供給数が不足した上、ワクチン接種の担い手も十分に確保できず、高齢者三千六百万人の接種もまだ全体の三〇程度にとどまっています。

新型コロナウイルス対策として、国民はワクチンに期待しています。次の冬までに希望する国民が二回のワクチンを打ち終わるには、一日百万回の接種が必要とされています。菅総理も一日百万回を目指すと述べていますが、そのためには、接種の担い手を確保する必要があります。

今回、特例的に歯科医師による接種が認められましたが、新型コロナウイルスから国民の命を守るため、我が国の経済を一日でも早く回復させるためにも、更にその他の医療従事者、薬剤師や医学生にも拡充すべきです。海外では当然のごとく行われています。

緊急事態というまさに有事において、薬剤師や医学生などによるワクチンの接種を特例で認め、七月末とされている高齢者の接種完了時期を前倒して実現し、希望する国民全員が今年の秋までにはワクチンの接種を受けられることを目標とされてはどうですか。菅総理にお伺いいたします。

また、例えばファイザー製のワクチンについ

て、我が国は接種間隔を原則三週間としています。WHOは最大六週間、英国は最大十二週間、カナダは最大四か月まで接種間隔を延長できるとしています。

接種間隔を長くして、まずはより多くの人に一回目のワクチン接種を行い、感染の広がりを抑えることが今の我が国でも必要ではないかと思いますが、菅総理の考えをお伺いします。

国産ワクチンの開発について伺います。

我が国でのワクチン開発がなかなか進んでいません。そのネックとなっているのは、海外での治験を国が支援するなど、官民一体の開発でスピードアップを図る必要があります。菅総理も前向きにお考えと思いますが、国産ワクチンの開発促進についてのお考えをお伺いします。

続いて、法案について伺います。

今年十月までには、必ず衆議院選挙が行われます。そうした時期に、高齢者の負担が増える本法案を先送りせずに提出されたことは評価します。

現役世代の負担を軽減するため、高齢者世代の負担をお願いする、コロナの影響で更に少子化が進む我が国において、必要な改革であることは間違いないと思います。社会保障制度において世代間の公平性を確保することは重要であり、更に踏み込んだ改革が必要です。

高齢者の保険料負担について、公費五割、現役世代から支援金四割、高齢者一割にある今の関係を見直してはいかがですか。また、資産の保有状況や保有株式の配当など、収入も勘案した窓口負担の在り方なども見直すべきと考えます。

菅総理は、今後、このような改革を進めていくお考えをお伺いいたします。

また、本法案は、全世代型社会保障制度を構築するためと名を打たれています。人生百年時代において、多様な生き方を尊重し、働く意欲のある高齢者に社会保障制度の支え手として御活躍いた

だくことは、日本に明るい未来社会を築くことができます。

年齢にかかわらず働くことができる社会を実現するため、定年制の廃止に向けた更なる取組を進めていくべきではないですか。菅総理にお伺いします。

予防医療について伺います。

高齢者がいつまでも健康でいられるよう、予防医療を充実させていく必要があります。健診の受診率向上やそこで得られたデータの利活用のほか、リキッドバイオプシーによるがんの早期発見など、新しい技術の実用化への支援によって健康寿命を更に延ばしていったほしいと思いますが、菅総理のお考えをお伺いします。

受診抑制について伺います。

高齢者の負担増については、受診抑制が起こり、それによって健康が悪化すると言われていますが、本当にそういうことが起こるのでしょうか。過去にも負担増の改革を行ったことがありましたが、その際、本当に受診抑制による健康悪化が生じたのかどうか、平均寿命の変動も含めて田村大臣にお伺いいたします。

健康保険組合について伺います。

健康保険組合は今八割が赤字であり、さらには新型コロナウイルスの影響で保険料収入が二・六％減る一方、高齢者への拠出金は三・六％伸びるなど、財政状況は非常に厳しくなっています。

国は、公的医療保険制度の担い手として健康保険組合を維持していくべきと考えているか、協会けんぽとの関係についてどのように考えているか、田村大臣にお伺いいたします。

日本維新の会は、国難と言われた少子高齢社会を乗り越えるためには、社会保障制度の改革はまだまだ入口段階にあります。今後は、必要な改革を更に提案し、実現に向けて努力することをお約束し、質問を終わります。

ありがとうございます。（拍手）

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（菅義偉君） 東徹議員にお答えをいたします。

特措法に基づく私権制限の強化についてお尋ねがありました。

御指摘の点については大きな私権の制約を伴うものであり、また、仮に罰則を設けるとしても、実効性の確保など様々な課題があることから、慎重な検討を要すると考えております。

いづれにしろ、御指摘の点も含め、感染が落ち着いた段階でしっかりと検証を行い、政府の権限も含め、必要な対応を検討してまいります。

病床の確保についてお尋ねがありました。

今回のような緊急事態における医療体制の整備については、関係者の理解を得ながら丁寧に進める必要があります。現在、都道府県とも密接に連携し、病床の確保などに全力を挙げておりますが、その上で、今後再びこのような感染症が発生しても対応できるような制度的対応を検討する必要がありますと考えています。

また、都道府県の枠を越えるような広域での患者の移送については、患者の身体への負担等を考慮しながら検討していくべきと考えます。

引き続き、国民の命と暮らしを守るという決意の下に、各都道府県とも緊密に連携を取りながら必要な対策を進めてまいります。

ワクチンの接種者、接種完了時期及び接種間隔についてお尋ねがありました。

ワクチン接種は、国民の皆さん一人一人の命を守る切り札であるというふうに考えており、接種の加速化を思い切つて実行し、まずは七月末を念頭に、希望する全ての高齢者への接種を完了することといたしております。また、来月中をめどに、高齢者の接種の見通しが付いた自治体から、基礎疾患がある方も含めて、広く一般の方にも接

種を開始してまいります。

その際、接種を行う医療従事者の確保が重要であり、医師や看護師の確保に向けて関係団体への協力をお願いしているほか、歯科医師による接種も可能としたところであります。

引き続き、自治体におけるワクチン接種が進むよう、安全性にも留意しながら必要な対策をしっかり講じてまいります。

また、ファイザー社のワクチンの接種間隔を延ばすことについては、ワクチンへの有効性について十分な検証がされておらず、政府としては、現在の接種間隔により、速やかな接種を進めることとしております。

ワクチンの開発促進についてお尋ねがありました。

ワクチンの国内での開発、生産、速やかな接種に向け、政府としては、大規模な臨床試験の実施費用の補助を行うとともに、治験について、発症予防効果を検証する従来の方法に代わる新たな方法を既に国際的な規制当局の会合で提案をしているところであります。

さらに、安全性、有効性の確認を前提とし、より速やかに承認できる制度の見直しを検討する必要がありますが、今後、感染が落ち着いた段階でしっかりと検証を行い、その結果を踏まえ、必要な対応を講じてまいります。

高齢者の保険料負担と資産等の勘案についてお尋ねがありました。

後期高齢者医療制度は、高齢者の一定の窓口負担に加え、保険料、公費、現役世代からの支援金により運営する国民相互の支え合いの仕組みであります。

高齢者の保険料負担などの負担構成は制度の根幹に関わるものであるため、今後の検討の中で関係者としてしっかり議論していくべき課題であると認識しております。

また、資産や株式の配当等も勘案すべきとの御指摘については、公平性の観点から重要な指摘でありますが、資産や配当所得等の情報をどのように把握するかなどの課題があると承知しており、今後必要な検討を行ってまいります。

定年制の廃止に向けた取組についてお尋ねがありました。

人生百年時代を迎え、元気で意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮し、年齢に関わりなく活躍できる環境を整備することは重要であると考えております。

このため、政府としては、個々の働く方の多様な特性やニーズを踏まえ、企業において、七十歳までの就業機会を確保するための定年制の廃止も含めた多様な選択肢を整備する法改正を昨年行ったところであります。

まずは、制度の円滑な施行や各企業の積極的な取組の支援を行うことにより、高齢者の活躍の場の整備を図ってまいります。

予防医療の充実についてお尋ねがありました。

健康寿命の更なる延伸のためには、予防、健康づくりの取組が重要であります。

政府としても、医療保険者や自治体によるインセンティブを活用した健診受診率向上の取組を支援をし、健診情報を自らの健康づくりに活用いただけるよう、マイナポータルにより閲覧できる仕組みの整備も進めてまいります。

また、血液などを用いてがんの早期発見を目指すリキッドバイオプシーについても、実用化に向けて研究を進めております。

今後、国民の健康寿命の延伸に向けて、これらの取組を推進してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。（拍手）

（国務大臣田村憲久君登壇、拍手）

○国務大臣（田村憲久君） 東徹議員にお答えいた

します。

窓口負担割合の見直しに伴う健康状態や平均寿命への影響についてお尋ねがありました。

今回の改正法案では、一定の収入以上の方々のみを対象にし、その窓口負担を二割とするものであり、配慮措置もしっかりと講ずることで必要な受診の抑制を招かないようにしております。

その上で、個人の健康には様々な要因があるため、窓口負担見直しに伴う受診行動のみを取り出して健康状態に影響を与えるかの分析を行うのは困難であります。

なお、我が国の平均寿命については、インフルエンザの流行や大震災などの影響により一時的に短くなることはありますが、総じて延伸基調にあります。

公的医療保険制度の担い手としての健康保険組合に対する認識についてお尋ねがありました。

健康保険組合は、中小企業等が主に加する全国健康保険協会と同様に、公的医療保険制度の重要な担い手であり、その財政動向には留意が必要と認識いたしております。これまでも、高齢者への支援金等の負担が特に重い健康保険組合に対しては、一定の国費による財政支援を行ってまいりました。

今回の七十五歳以上の高齢者の一部の窓口負担割合の見直しにより、健康保険組合等の現役世代の負担は七百二十億円減少いたしますが、今後とも、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、現役世代の負担軽減を含め総合的な検討を進め、更なる改革を推進してまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 田村まみさん。
(田村まみ君登壇、拍手)
○田村まみ君 国民民主党・新緑風会の田村まみです。

ただいま議題となりました全世代対応型の社会

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問いたします。

先に、医療費に大きく関わる新型コロナ対策について、二問、総理にお伺いします。

菅総理は、前回二回目の緊急事態宣言の解除を決定した三月十八日の会見で、再び緊急事態宣言を出すことがないようしっかりと対策を行うのが自身の責務だと語り、飲食の場での感染防止、変異ウィルスの監視体制の強化、感染拡大の予兆をつかむための戦略的な検査の実施、安全、迅速なワクチンの接種、次の感染拡大に備えた医療提供体制の強化を五つの柱として、以前から取り組んできたことを改めて示しましたが、五つの対策はどれだけ進んでいたのでしょうか。進んでいたのであれば、三回目の緊急事態宣言の発出や延長には至らなかったと思いますが、総理、この五つの柱のそれぞれの具体的な手段、それぞれの目標数値を改めて示し、完了期限と現時点での進捗を定量的な形でお示しをお願いします。

また、総理のおっしゃるこの五つの柱の対策をしっかりと行わない限り、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発令の繰り返しのために経済を止めてしまうことになり、国民の生活と命は守れません。安全、安心の国民の生活なくしては、安全、安心のオリンピック、パラリンピックにもたどり着きません。五つの柱の具体的な進捗状況をお伺いします。

今回の法改正では、後期高齢者の窓口負担割合が見直されることで生じる現役世代の負担抑制額は、二〇二二年度で七百二十億円にとどまりま

す。忘れてはならないのは、現役世代の負担が増加し続けるという状況は変わらないということです。二割負担の対象となるのは、年収二百万円以上かつ所得二十八万円以上の方とされますが、こ

れは後期高齢者の所得上位三〇％にすぎません。率直に言って、今回の改革だけでは現役世代の負担軽減には不十分です。制度の持続可能性が確保されません。現役世代は所得に関係なく三割を負担していることを考えると、能力に応じた形で二割負担の対象者を今後も拡大する必要があるのではないのでしょうか。

報道によると、総理は当初、年収百七十万円以上の後期高齢者を二割負担の対象にする意向だったと伺っております。総理は、今回の見直しだけでは改革として不十分であり、対象者の更なる拡大が不可欠であるとの認識をお持ちなのでしょう。率直な見解をお伺いいたします。

今回の窓口負担の見直しについては、施行に要する準備期間等も考慮するとの名目で、施行日が令和四年十月一日から令和五年三月一日までの間において政令で定める日とされておりました。医療保険財政が極めて厳しい状況にある中、なぜこのような幅を持たせる必要があったのでしょうか。

また、施行日については、どのような会議体、メンバーで検討するのでしょうか。検討のプロセスやスケジュールに関する現時点での想定について、厚生労働大臣の見解をお伺いします。

健保連が四月に公表した集計結果によると、後期高齢者支援金の負担増やコロナ禍による保険料収入減等の影響により、今年度は健保組合の約八割が赤字になるとされています。また、現役並み所得の後期高齢者の医療給付には公費負担がなく、その分は現役世代からの支援金による負担となつておられるため、現役並み所得の対象者を拡大しようとするのと逆に現役世代の負担が増えていくという矛盾が生じる構造となっております。

健康保険組合の赤字の増加は、健保組合の解散に直結です。こうした懸念に対し、政府としてどのような対応を行うのか、厚生労働大臣の見解をお伺いします。

厚生労働省の医療保険部会では、窓口負担割合の見直しだけではなく、市販類似の医薬品の保険給付の在り方や金融資産等の保有状況を反映した負担の在り方などについても議論が行われましたが、結局、引き続き検討というお決まりのフレーズで先送りにされてしまいました。

政府は、セルフメディケーションを推進するため、税制面での対応を進めてきましたが、今回も恒久化されることなく、対象商品も分がりづらく、残念ながら余り利用されていないのが現状です。また、医療用医薬品のスイッチOTC化も少しずつ進められてきましたが、スイッチ後も医療用医薬品には保険が適用され続けるため、OTC医薬品より大幅に低い負担で手にできます。医療保険部会の過去の議論では、OTC化された医療用医薬品については保険適用から外すのが本来あるべき姿ではないかとの指摘もあり、医療保険財政の現状を考えると、今すぐに実行を移すことを検討すべき課題と考えます。

新型コロナウイルス感染拡大によって、セルフメディケーションの機運は高まっています。セルフメディケーション税制の在り方とスイッチOTC医薬品の拡大によるセルフメディケーション推進による医療保険の適正化についての総理の所見をお伺いします。

また、マイナバー制度の活用も重要になります。マイナバー法は、マイナバー制度の目的の一つとして、公正な給付と負担の確保を挙げています。マイナバーカードの普及とカードの利便性を高めることはもとより、早期に行うべきは、マイナバーを活用することで個人の金融資産や金融所得を正確に把握し、それに応じた負担を求め、真の意味で能力に応じた公平な保険料負担、窓口負担を実現することです。総理の見解をお伺いします。

直しもされることとなりますが、育児休業取得の際、従来からあった月末日要件は維持されることになっていきます。

先般、本院で可決した育児・介護休業法改正案では、新たに創設される出生時育児休業制度も含め、育児休業を最大四回に分割して取得できることとなりますが、残念ながら、月末日を狙い撃ちした恣意的な育児休業取得が行われる懸念は拭えません。特に、社会保険料の企業負担を免れたい使用者側が労働者を誘導し、使用者、労働者双方の合意の上、制度趣旨と異なる恣意的な育児取得が行われることが懸念されます。

このような社会保険料免除を目的とした育児休業取得が行われないよう、政府はどのような対策を取るのか、厚生労働大臣にお伺いします。

そして、本法案では、予防、健康づくりの強化のため、四十歳未満の被保険者が受けた事業主健診の情報について、保険者が取得できる規定を整備することとしています。各保険者が効率的、効果的な保健事業を実施する上では望ましい改正ですが、実効性には疑問が残ります。

今回の改正で、市町村国保も加入者の事業主健診情報を取得できることとなりますが、市町村国保は被用者保険と異なり、加入者がこの事業所で働いているのか把握することは困難です。

四十歳以上の加入者を対象とする特定健診についても同様の課題があると想像しますが、市町村国保は加入者が働いている事業所の情報をどのように把握するのでしょうか。また、加入者が働いている事業所の情報を現在の程度把握できているのか、厚生労働大臣にお伺いします。

また、今回の改正は、労働安全衛生法上、事業所に実施義務のある健康診断であれば、全ての労働者が受診しているという前提で議論されたものと推察します。

しかし、事業主健診についても、事業所の規模

や業種によつては受診率が低くなっており、保険者による加入者の健康状況の把握という当初の目的が達成されない事態も生じ得ます。

特定健診と異なり、労働安全衛生法に基づいて行われる健診は、事業所側だけではなく、労働者側にも受診義務が課せられています。しかし、そのことを知らない労働者も多いのではないのでしょうか。

政府が予防、健康づくりの取組を強化する上では、まずは事業主健診を受けることが労働者の義務であることを強調していく必要があると考えますが、厚生労働大臣の見解をお伺いします。

医療保険制度は、生まれてから亡くなるまで付き合うことになる我が国において最も国民に身近な社会保障制度です。一方で、被保険者、保険者、制度が分かれば複雑で、制度議論は身近なものとならず、負担が殊更強調されます。

国民の皆様一人一人に制度議論に参加していただくよう、所得格差、世代間格差だけではなく、命と健康と生活を守る持続可能な社会保障制度の議論を提案、先導していく決意を申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(菅義偉君) 田村まみ議員にお答えをいたします。

新型コロナウイルス対策についてお尋ねがありました。まず、飲食店の感染対策については、自治体でもこれまで約五千五百店舗に巡回調査を実施しています。

変異株対策については、スクリーニング検査の抽出割合を四〇％程度まで引き上げることとしておりましたが、既に所期の目的は達成しています。さらに、あらゆる変異株への監視体制の強化を進めております。

高齢者施設への定期的な検査については、四月末までに延べ約一万施設で実施しています。ワクチンについては、接種の加速化を進めており、七月末を念頭に、希望する高齢者への接種を終えるようにしたいと思っています。

医療提供体制については、特に病床が逼迫する中で国と自治体が一緒になって病床確保を進めており、例えば大阪府では、四月以降、約九百四十床を追加で確保しております。

こうした総合的な対策を実施した上で、東京大会の開催に当たっては、選手や大会関係者の感染対策をしっかり講じることにより安心して参加できるようにし、国民の命と健康を守っていきます。これが基本的な考えです。

窓口負担見直しの対象範囲の拡大についてお尋ねがありました。

今回の見直しは、七十五歳以上の高齢者のうち、負担能力や家計への影響も考慮した上で、一定の収入以上の方々についてのみ、その窓口負担を二割とすることとしたものです。

現時点で対象者を拡大することは考えておらず、まずは今回の見直しをしっかりと実行に移していきたいと思っています。

セルフメディケーションへの推進と医療保険の適正化についてお尋ねがありました。

国民が適切な健康管理の下でセルフメディケーションに取り組む環境を整備することは、医療費適正化の観点からも重要であると考えております。

このため、政府としては、来年から、セルフメディケーション税制の対象医薬品について、より医療費適正化の効果の高いものを重点化し、煩雑との御指摘がある事務手続も簡素化することとしております。

また、医療用から転用されたいわゆるスイッチOTC医薬品も拡充しているところであり、こう

した取組を通じてセルフメディケーションの更なる推進を図ってまいります。

金融資産を勘案した公平な保険料負担等についてお尋ねがありました。

御指摘の内容については公平性の観点から重要な指摘であります。資産や配当所得等の情報をどのように把握するかなどの課題があると承知しており、今後のマイナンバーと預貯金口座とのひも付けの状況も踏まえつつ、しっかりと検討していきたいと考えます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣田村憲久君登壇、拍手〕
○国務大臣(田村憲久君) 田村まみ議員にお答えをいたします。

窓口負担の見直しの施行日についてお尋ねがありました。

窓口負担の見直しの施行日については、システム整備や周知などの準備期間等を検討する必要がありますため、令和四年十月一日から令和五年三月一日の間で幅を持たせた上で、政令で定めることといたしております。

今回の改正法案を成立させていただいた暁には、必要な準備期間等を精査し、関係省庁と協議の上、具体的な施行期日を政令で定めてまいります。

赤字の健保組合への対応と現役並み所得者の医療給付費への公費投入についてお尋ねがありました。

健康保険組合は、公的医療保険制度の重要な担い手であり、これまで、高齢者への支援金等の負担が特に重い健保組合に対しては一定の国費による財政支援を行っております。また、現役並み所得者の医療給付費は公費負担の対象としておらず、対象者拡大は現役世代の支援金負担の増加につながりますが、財政状況が厳しい中、公費の投

入には限界があることに御理解をいただきたいと考えております。

今回の七十五歳以上の高齢者の窓口負担割合の見直しにより、健保組合等の現役世代の負担は七百二十億円減少いたしますが、今後とも持続可能な社会保障制度の確立を図るため、現役世代の負担軽減を含め総合的な検討を進め、更なる改革を進めてまいります。

育児休業中の社会保険料の免除に関する見直しについてお尋ねがありました。

今回の改正法案においては、月の末日が育児休業期間中である場合にのみ保険料が免除になるという不公平感を解消するため、新たに、月の途中に二週間以上の育児休業等を取った場合にも標準報酬月額に係る保険料を免除することとしています。

今般の見直しでは、現在、保険料免除の対象となつてゐる方にも引き続き免除の仕組みを活用していただけるよう、月の末日が育児休業期間中である場合には引き続き保険料免除の対象とする一方、社会保険料の免除のみを目的とした恣意的な育児休業取得への対応としては、賞与に係る保険料の免除が育児休業等を取得する月を選択する誘因となりやすく、賞与支払月に育児休業の取得が多いという指摘を踏まえ、賞与に係る保険料については一か月を超える育児休業に限り保険料免除の対象とすることとしたしております。

市町村国保による事業所情報の把握方法や、その状況についてお尋ねがありました。

今回の改正法では、四十歳未満の方の事業主健診等の結果について、事業者等から市町村国保へ提供する法的仕組みを設けることとしたしております。

現在、市町村国保に対しては加入者が勤める事業所の情報を必ずしも把握することを求めています。が、その場合においても、事業主健診を実施

している健診実施機関から直接取得する、事業主健診を受診している可能性が高い、住民税を特別徴収により納めている方に対して受診の有無を照会するといった方法により事業主健診の結果を得ていこうと考えられます。

今回の改正法の趣旨を踏まえ、保険者において効率的かつ効果的な保健事業が推進されるよう取り組みを進めます。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断についてお尋ねがありました。

定期健康診断の実施により労働者の健康状態を把握することは、業務により健康障害を防止するために重要であります。

厚生労働省では、毎年九月を職場の健康診断実施強化月間とし、事業者及び労働者に対して定期健診、健康診断の実施及び受診を指導しており、引き続き、あらゆる機会を捉えて、定期健康診断が適切に実施されるよう指導をいたしてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 倉林明子さん。

〔倉林明子君登壇、拍手〕

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

私は、日本共産党を代表して、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案について質問します。

冒頭、三原副大臣の委員会遅参について一言申し上げます。

昨日の委員会で副大臣は、自らの公務を優先した判断はあり得ないものだったことを認め、謝罪されました。改めて猛省を促すものです。

新型コロナウイルス感染症第四波による深刻な医療崩壊が起きています。もはやコロナ対策とオリンピックの開催の両立は不可能です。東京オリンピックは、開催国の判断で取りやめることは可能です。総理がその判断を国際IOCに丸投げしているこ

とは無責任の極みです。国民の命を最優先する立場から日本政府が中止の決断をすれば、IOCがそれを覆すことはできません。直ちに決断すべきです。答弁を求めます。

法案は、世代間の公平を口実に、高齢者に医療費の更なる負担増を求めるものです。総理、コロナ禍、多くの高齢者が健康、命、暮らしを危険にさらし続けているさなか、追い打ちを掛けるものだとの認識はありますか。

総理は、七十五歳以上の高齢者への医療費二割負担の導入について、受診抑制も健康への影響も否定してききました。しかし、二割負担の対象を決する際には、受診抑制が一千五十億円にも及ぶ事実を知らなかったことが明らかになりました。受診抑制などへの影響を否定してきたことに根拠がなかったのではありませんか。なぜ健康への影響がないと言えるのか、明確な説明を求めます。

次に、厚労大臣に質問します。

全日本民医連が実施する経済的理由による手遅れ死亡事例調査では、毎年五十人以上の方が亡くなり、七十五歳以上の方が一割を占めています。窓口負担増が受診抑制と健康悪化に直結することは火を見るより明らかです。

高齢になるほど多くの病気を抱え、七十五歳以上の高齢者の場合、収入に占める医療費の割合は現役世代の二ないし六倍近くになります。安倍政権下、保険料の軽減措置も縮小、廃止され、数倍の負担増になっていきます。既に高齢者は重い負担を強いられいているとの認識はありますか。

二割負担の導入による現役世代の負担軽減は七百二十億円、一人当たりになれば年七百円にしかなりません。それに対し、公費負担の削減は九百八十億円です。公費負担と企業負担を高齢者に押し替えるだけではありませんか。

現役世代への影響、共倒れが懸念されます。介護をしながら働く人は三百五十万人、介護離職は

毎年十万人。治療が遅れ、重篤化すれば、親の生計を支え、介護を担う現役世代の生活をも危うくしかねません。

無職、独身の四十代、五十代の子と親が同居している家庭は推計五十七万世帯。非正規雇用など低収入を強いられる子供の生活を支える高齢世帯も少なくなく、コロナ禍、解雇、雇止めにより更に深刻化する可能性も指摘されています。

高齢者の負担増を合理化するために、世代間対立をあおることはやめるべきではありませんか。真に現役世代の負担軽減を言うのなら、減らしてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額すべきです。お答えください。

七十五歳以上の高齢者のみを被保険者とする保険制度は、世界でも類を見ない差別的な制度だと批判されてきました。後期高齢者医療制度が施行された〇八年一月、当時の厚労省後期高齢者医療制度準備室長補佐は、医療費が際限なく上がっていく痛みを自分の感覚で感じ取っていただくことにしたと語っています。まさに、この医療費負担抑制のために、病気になる人に負担を押し付け、痛みを強いるのが二割負担の導入です。断固撤回を求めます。

以上、厚労大臣の答弁を求めます。

国民健康保険法について質問します。

法案は、都道府県運営方針に、法定外繰入れの解消、保険料水準の統一を記載させるものです。多くの自治体に値上げを迫ることになる保険料の統一化について、期限を切つて求めるのですか。

法定外繰入れは、一四年、千百十二市町村、三千四百六十八億円から、一九年には三百十八市町村、千九百六億円と、三分の一以下に減つています。さらに、改革工程表二〇二〇では、市町村数を三年度までに百、二六年度までに五十にするとしています。自治体の自主的な判断にも、国が上から変更を迫るということですか。

国民健康保険は、高齢者や疾病を抱えた方、非正規労働者を含め現役世代の中でも所得の低い方たちが多く加入し、構造的な問題が指摘されてきました。現在でも負担能力を超えた高額な保険料を課しているのに、都道府県で統一し、法定外繰入れをなくせば、更なる保険料の引上げは避けられないではありませんか。

負担を軽減するとした現役世代を含めた住民の命と健康、暮らしが脅かされるだけでなく、国保制度そのものの存立さえ脅かすものです。地方自治体が条例や予算で住民福祉のための施策を行うことを国が禁止したり廃止を強制したりすることは、憲法が定める地方自治の本旨と条例制定権を脅かすものであり、断じて許されません。

子供に係る国保料について、収入のない子供からも保険料を徴収する均等割は、人頭税と同じであり、再三廃止を求めてきました。

今回、未就学児について二分の一を減額した場合、公費負担とするとしています。均等割は、子供が多いほど負担が増え、子育て世帯への罰金のようにだと批判されています。子育て支援の拡充と言いながら、なぜ未就学児に限定し、半額にとどめたのですか。総理の答弁を求めます。

以下、厚生労働大臣に質問します。

均等割は、子供も含め世帯全員が給付を受けるからと言いますが、被用者保険にはなく、保険料を大幅に引き上げる原因になっています。所得が百万円のシングルマザーの家庭で二十万円になるケースもあります。京都府の場合、夫婦と子供二人の世帯では、協会けんぽの約二倍です。子供も含めた均等割が国保にだけ存在するのはなぜですか。

国民に平等に医療を保障する仕組みであるはずの公的医療保険制度で、負担、給付に根拠のない格差があることは重大な問題です。コロナ禍、子供たちの間にも広がる貧困、格差の解消に向け

て、せめて子供の均等割は廃止すべきです。答弁を求めます。

次に、傷病手当についてです。

傷病手当の支給期間を通算化することは、治療が長期化した際の所得保障を強化するものであり、必要な改正です。

同時に、今痛切に求められているのは、国民健康保険加入者も傷病手当の対象とすることです。コロナ禍の特例として、被用者への支給について財政支援を実施しましたが、六月までとした期限を延長するとともに、財政支援の対象を個人事業主等にも拡大すべきではないですか。

被用者保険に加入できない非正規雇用の労働者など多く加入する国保で、傷病手当の法定化こそ実施すべきです。答弁を求めます。

次に、生活保護法に関わって質問します。

法案は、医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認を原則とするものです。生活保護利用者のうち、マイナンバーカードを既に所有している人の割合をお答えください。

オンラインによる資格確認を受けることができないやむを得ない場合には、医療券による受診も可能とするとしています。生活保護利用者が、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードによる資格確認を拒んだ場合、医療券で受診できるのですか。

マイナンバーカードの取得も、医療保険におけるオンライン資格確認も、現在は任意の制度です。生活保護を利用しているからといって自己決定を否定されることは、差別以外の何物でもないと最後に指摘し、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣菅義偉君登壇 拍手)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 倉林明子議員にお答えをいたします。

東京オリンピックの開催についてお尋ねがあり

ました。

まずは、現在の感染拡大を食い止め、国民の命と健康を守ることが最優先です。開催に当たっては、選手や大会関係者の感染対策をしつかり講じることにより、安心して参加できるようにし、国民の命と健康を守っていきます。

今般、日本政府が調整をした結果、ファイザーから各国選手へのワクチンの無償の提供が実現をし、さらに、選手や大会関係者と一般の国民が交わらないようにするなどの厳格な感染対策を検討します。

こうした対策を徹底することで、国民の命や健康を守り、安全、安心の大会を実現することは可能と考えており、しっかりと準備を進めてまいります。

窓口負担の引上げと受診抑制についてお尋ねがありました。

来年にはいわゆる団塊の世代が七十五歳以上の高齢者になり始める中で、少しでも多くの方に支える側として活躍いただき、能力に応じた負担をしていただくことは、待ったなしの重要な課題です。

今回の法案では、こうした観点から、必要な受診が抑制されないよう、経過措置を設けた上で、一定の収入以上の方々についてのみ、その窓口負担を二割とすることとしたものであります。

窓口負担の引上げに伴う受診行動の変化による受診日数の減少は一定程度見込んでおりますが、このことが直ちに患者の健康への影響を意味するものではないと考えております。

国民健康保険の子供の均等割保険料についてお尋ねがありました。

国民健康保険制度では、全ての世帯、世帯員がひとしく保険給付を受ける権利があるために、世帯の人数に応じた応分の保険料を負担いただくことが基本であります。

その上で、今般の改正法案では、子育て世帯への経済的負担軽減の観点から、未就学児の医療費の窓口負担割合が二割とされていることや、所得の低い方にも一定割合の負担をいただいていること等も考慮して、未就学児の均等割保険料を半額に軽減することとしたものであります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣田村憲久君登壇、拍手)

○国務大臣(田村憲久君) 倉林明子議員にお答えいたします。

高齢者の医療費と保険料負担についてお尋ねがありました。

七十五歳以上の高齢者については、現役世代に比べて所得が低い一方で、受診の頻度が長く長期にわたることにより医療費が高いことも踏まえ、大多数の方は一割負担としつつ、今回、一定収入以上の方々についてのみ、その窓口負担を二割とすることとするものであります。

御指摘の後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直しは、あくまで制度創設時の暫定的な措置について、本則の軽減割合に戻したものであります。引き続き低所得者の方に対しては、保険料の均等割について、所得に応じて七割、五割又は二割の三段階の軽減措置を講じているところであります。

窓口負担見直しに伴う公費負担等の削減についてお尋ねがありました。

後期高齢者医療制度は、給付費を、公費で約五割、事業主負担を含む現役世代からの後期高齢者支援金で約四割、後期高齢者の保険料で約一割で支え合う制度であり、窓口負担を見直すことによって、結果的には高齢者医療に対する負担割合に応じて公費の負担や事業主負担も減少することとなります。

今回の見直しは、令和四年度には団塊の世代が

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

七十五歳以上の高齢者になり始める中で、若い世代の負担を軽減し、全ての世代が支え合う社会保障制度の構築を目的とするものです。

高齢者の負担増を合理化するために世代間対立をあおるのはいやめるべきだとのお尋ねがありました。

今回の改正法案では、高齢者の生活状況や高齢者の医療費が高いといった実態も踏まえた上で、一定の収入以上の方々のみを対象にし、その窓口負担を二割とするものであり、配慮措置もしつつありと講ずることで必要な受診の抑制を招かないようにしています。さらに、この見直しを通じて制度の持続可能性が高まるものと考えており、このことは、ひいては将来高齢者となり制度に加入することとなる若者世代にとつてのメリットにもつながるものであることから、世代間対立をあおるという御指摘は当たらないと考えております。

後期高齢者医療制度への国庫負担の増額についてお尋ねがありました。

後期高齢者医療制度を創設した平成二十年度から現在まで、給付費に対する国庫負担率は同じ十二分の四としています。その上で、各保険者から拠出金に対する国庫負担は後期高齢者支援金への総報酬割の導入に伴い減少していますが、その際には、例えば、国民健康保険への財政支援の拡充や財政力が弱い健康保険組合への支援を併せて拡大するなど、必要な支援を行ってきています。

後期高齢者医療制度への国庫負担の増額については、財源の確保に課題があると考えております。

二割負担導入の撤回についてお尋ねがありました。

若者と高齢者が支え合い、現役世代の負担上昇を抑えつつ、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することは待ったなしの課題で

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(外一)

す。このような中、少しでも多くの方に支える側として活躍していただき、能力に応じた負担をしていただくことが必要であると考えています。

見直しに当たっては、高齢者の負担能力や生活状況等を踏まえた上で、七十五歳以上の高齢者のうち一定収入以上の方に限って、その窓口負担を二割とするともに、必要な経過措置を講ずることとし、必要な受診の抑制を招かないようにしています。

今後、高齢者を始め国民の皆様に御理解をいただけるよう、後期高齢者医療広域連合等と連携しながら、丁寧に周知、広報を行ってまいります。法定外繰入れの解消と保険料水準の統一についてお尋ねがありました。

国民健康保険制度の更なる財政運営の安定化を図るためには、法定外繰入れ等の解消や保険料水準の統一に向けた取組を進めることが重要であります。このため、今般の改正法案では、都道府県と市町村が一体となつてこれらの取組を推進する観点から、都道府県国保運営方針の記載事項に位置付けることとしています。

その際、法定外繰入れ等の解消や保険料水準の統一の取組は、都道府県と市町村がよく議論した上で住民など関係者の理解を得ながら進める必要があると考えており、引き続き、効果的な取組の横展開を進めていくなど、国としても取組を支援してまいります。

国民健康保険の均等割保険料についてお尋ねがありました。

国民健康保険制度においては、様々な就業、生活形態の方が加入しており、世帯の所得のほか、子供を含めた世帯の人数に応じた応分の保険料を負担いただくことが基本であると考えています。その上で、少子化対策は我が国が最優先で取り組むべき課題であり、今般の改正法案では、子育

て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割保険料を半額に減額することとしたしております。

国民健康保険の傷病手当金についてお尋ねがありました。

国民健康保険において傷病手当金は任意給付とされていますが、今般の新型コロナウィルス感染症の感染拡大を踏まえ、被用者について傷病手当金を支給した市町村等に対し、国が特例的に財政支援することとしています。

ただし、個人事業主を対象とすることや法律で給付を義務付けることについては、自営業者等では、被用者とは異なり、休業期間や収入減少の状況が多様であり、所得補填として妥当な支給額の算出が難しいこと、必要な財源をどのように確保するかなどの課題が多く、慎重な検討が必要と考えております。

なお、財政支援の期限については、新型コロナウィルス感染症の感染状況等を踏まえ、九月末まで延長することとし、昨日、市町村等に周知したところであります。

医療扶助のオンライン資格確認についてお尋ねがありました。

生活保護受給者に限ったマイナンバーカードの所持率は把握しておりませんが、全国民のうちでは、令和三年四月一日現在、二八・三％に交付済みであると承知しております。

また、医療扶助のオンライン資格確認の導入に当たっては、マイナンバーカードによる資格確認を原則とすることとしておりますが、必要な医療の受診に支障がないよう、やむを得ず医療券を併用する場合としては、例えば医療機関等においてオンライン資格確認の設備が整備できていない場合などを想定しております。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山東昭子君) 日程第一 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)
以上両件を一括して議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。外交防衛委員長長峯誠さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)
(長峯誠君登壇、拍手)

○長峯誠君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、インドとの物品役務相互提供協定は、自衛隊とインド軍隊との間における、それぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供に係る決済手続等を定めるものであります。

次に、欧州連合との航空安全協定は、双方の航空当局による重複した検査、監督等を可能な限り省略するための枠組みについて定めるものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、インドとの物品役務相互提供協定については、日印の協定締結が有する戦略的意義、協定の適用対象となる活動、我が国が締結済みの協定の運用実績と課題、欧州連合との航空安全協定につ

いては、協定に定める同等の安全性確保に向けた取組、協定の合意に時間を要した背景等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、立憲民主・社民の小西理事よりインドとの物品役務相互提供協定に反対、欧州連合との航空安全協定に賛成、日本共産党の井上理事及び沖縄の風の伊波委員より、インドとの物品役務相互提供協定に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、インドとの物品役務相互提供協定は多数をもって、欧州連合との航空安全協定は全会一致をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

まず、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

(拍手)

次に、民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第三 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方創生及び消費者問題に関する特別委員長石井浩郎さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石井浩郎君登壇、拍手〕

○石井浩郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方創生及び消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地方分権改革の意義と提案募集方式の在り方、郵便局で取り扱うことができる地方公共団体の事務の範囲の考え方、宅地建物取引業等における電子申請を推進する必要性、小規模多機能型居宅介護の利用定員の基準を見直す理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第四 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長佐藤信秋さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔佐藤信秋君登壇、拍手〕

○佐藤信秋君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、銀行等の業務範囲の見直し、預金保険機構が資金を交付する制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、銀行等の業務範囲の見直しによる効果、資金交付制度の概要と意義等について質疑が行われました。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数を

もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており

ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 山東 昭子君
副議長 小川 敏夫君

伊藤 岳君	岩淵 友君
武田 良介君	吉良よし子君
柳ヶ瀬裕文君	山添 拓君
大門実紀史君	片山 大介君
紙 智子君	倉林 明子君
山下 芳生君	浅田 均君
清水 貴之君	井上 哲士君
小池 晃君	東 徹君
室井 邦彦君	石井 章君
鈴木 宗男君	松沢 成文君
熊野 正士君	音喜多 駿君
宮崎 勝君	梅村みずほ君
高木かおり君	安江 伸夫君
下野 六太君	高橋 光男君
	石井 苗子君

塩田 博昭君	竹内 真二君	高良 鉄美君	平山佐知子君	林 芳正君	尾辻 秀久君	外務大臣	茂木 敏充君
梅村 聡君	高瀬 弘美君	安達 澄君	寺田 静君	中曽根弘文君	宮口 治子君	厚生労働大臣	田村 憲久君
三浦 信祐君	伊藤 孝江君	岩本 剛人君	加田 裕之君	羽田 次郎君	小沼 巧君	国務大臣	坂本 哲志君
柴田 巧君	里見 隆治君	清水 真人君	藤木 眞也君	田島麻衣子君	塩村あやか君	(内閣府特命担当大臣)(地方創生)	
佐々木さやか君	河野 義博君	徳茂 雅之君	進藤金日子君	岸 眞紀子君	石垣のりこ君		
杉 久武君	矢倉 克夫君	山田 修路君	吉川ゆうみ君	打越さく良君	横沢 高德君	内閣官房副長官	
平木 大作君	新妻 秀規君	阿達 雅志君	そのだ修光君	石川 大我君	森屋 隆君	内閣官房副長官	
若松 謙維君	石川 博崇君	長峯 誠君	山下 雄平君	小沢 雅仁君	熊谷 裕人君	副大臣	
横山 信一君	片山虎之助君	豊田 俊郎君	堂故 茂君	勝部 賢志君	木戸口英司君	厚生労働副大臣	山本 博司君
山本 博司君	浜田 昌良君	大野 泰正君	高橋 克法君	宮沢 由佳君	杉尾 秀哉君		
竹谷とし子君	山本 香苗君	太田 房江君	北村 経夫君	森本 真治君	吉田 忠智君		
中西 健治君	秋野 公造君	石井 浩郎君	長谷川 岳君	真山 勇一君	斎藤 嘉隆君		
谷合 正明君	江島 潔君	山田 俊男君	森 まさこ君	難波 奨二君	徳永 エリ君		
西田 実仁君	山口那津男君	西田 昌司君	石井 準一君	江崎 孝君	田名部匡代君		
岡田 直樹君	松川 るい君	水落 敏栄君	末松 信介君	古川 沙織君	川田 龍平君		
元榮太一郎君	中西 哲君	牧野たかお君	青木 一彦君	牧山ひろえ君	青木 愛君		
佐藤 啓君	橋本 聖子君	二之湯 智君	中川 雅治君	蓮 舫君	白 眞敷君	辞任	補欠
小野田紀美君	朝日健太郎君	世耕 弘成君	関口 昌一君	森 ゆうこ君	那谷屋正義君	総務委員	伊藤 岳君
こやり隆史君	三浦 靖君	武見 敏三君	岡田 広君	芝 博一君	福山 哲郎君	辞任	補欠
山田 太郎君	宮島 喜文君	嘉田由紀子君	浜田 聡君	福島みずほ君	郡司 彰君	辞任	補欠
三木 亨君	三宅 伸吾君	伊波 洋一君	ながえ孝子君	長浜 博行君	鉢呂 吉雄君	辞任	補欠
宮本 周司君	森屋 宏君	渡辺 喜美君	高橋はるみ君	田村 まみ君	伊藤 孝恵君	厚生労働委員	市田 忠義君
舞立 昇治君	堀井 巖君	宮崎 雅夫君	本田 顕子君	芳賀 道也君	矢田わか子君	辞任	補欠
馬場 成志君	羽生田 俊君	自見はなこ君	小川 克巳君	浜口 誠君	舟山 康江君	辞任	補欠
藤川 政人君	赤池 誠章君	青山 繁晴君	和田 政宗君	磯崎 哲史君	上田 清司君	辞任	補欠
石井 正弘君	石田 昌宏君	足立 敏之君	今井絵理子君	古賀 之士君	浜野 喜史君	辞任	補欠
中西 祐介君	高階恵美子君	柘植 芳文君	滝波 宏文君	川合 孝典君	榑葉賀津也君	辞任	補欠
大家 敏志君	上野 通子君	滝沢 求君	高野光二郎君	小西 洋之君	石橋 通宏君	辞任	補欠
山谷えり子君	宮沢 洋一君	古賀友一郎君	上月 良祐君	足立 信也君	大塚 耕平君	辞任	補欠
藤井 基之君	野村 哲郎君	酒井 庸行君	古川 俊治君	有田 芳生君	野田 国義君	辞任	補欠
松村 祥史君	磯崎 仁彦君	佐藤 正久君	佐藤 信秋君	小林 正夫君	柳田 稔君	辞任	補欠
三原じゅん子君	宇都 隆史君	藤末 健三君	山本 順三君	木村 英子君	船後 靖彦君	辞任	補欠
渡辺 猛之君	有村 治子君	松下 新平君	猪口 邦子君	内閣総理大臣	菅 義偉君	辞任	補欠
増子 輝彦君	櫻井 充君	片山さつき君	福岡 資麿君	内閣府特命担当大臣(金融)	麻生 太郎君	辞任	補欠
丸川 珠代君	野上浩太郎君	水岡 俊一君	金子原二郎君	国務大臣		辞任	補欠
松山 政司君	須藤 元氣君	鶴保 庸介君	衛藤 晟一君			辞任	補欠

議院運営委員

辞任

補欠

本田 顕子君

高野光二郎君

宮崎 雅夫君

今井絵理子君

吉川 沙織君

塩村あやか君

倉林 明子君

武田 良介君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生及び消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

下野 六太君

安江 伸夫君

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。
公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二八号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国立大学法人法の一部を改正する法律案
特許法等の一部を改正する法律案
海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第五一号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
ヘイトクライムに関する質問主意書(有田芳生君提出)(第七〇号)

日朝平壤宣言に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第七一号)

日本国内で使われる新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する質問主意書(船後靖彦君提出)(第七二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡君提出国立競技場等における「空間除菌」の有効性・安全性等に関する質問に

対する答弁書(第六五号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国立大学法人法の一部を改正する法律

特許法等の一部を改正する法律

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律

同日内閣を経由して新型コロナウイルス感染症対策本部から、新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十二条第三項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更についての報告を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「国が実施するPFI事業について」の報告を受領した。

同日議長は、ヴォン・ディン・フエ・ベトナム社会主義共和国国会議長より、同議長のベトナム社会主義共和国国会議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を受け受領した。

一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

市田 忠義君

吉良よし子君

総務委員

辞任

補欠

今井絵理子君

末松 信介君

進藤金日子君

武見 敬三君

三浦 靖君

山田 宏君

法務委員

辞任

補欠

山崎 正昭君

加田 裕之君

外交防衛委員

辞任

補欠

武見 敬三君

進藤金日子君

山田 宏君

三浦 靖君

山口那津男君

佐々木さやか君

鈴木 宗男君

梅村みずほ君

財政金融委員

辞任

補欠

末松 信介君

今井絵理子君

文教科科学委員

辞任

補欠

佐々木さやか君

山口那津男君

安江 伸夫君

西田 実仁君

梅村みずほ君

鈴木 宗男君

吉良よし子君

市田 忠義君

厚生労働委員

辞任

補欠

島村 大君

高橋はるみ君

経済産業委員

辞任

補欠

加田 裕之君

山崎 正昭君

高橋はるみ君

島村 大君

国土交通委員

辞任

補欠

西田 実仁君

安江 伸夫君

国家基本政策委員

辞任

補欠

小林 正夫君

芳賀 道也君

予算委員

辞任

補欠

本田 顕子君

高野光二郎君

宮島 喜文君

赤池 誠章君

山田 宏君

今井絵理子君

下野 六太君

杉 久武君

片山 大介君

柴田 巧君

決算委員

辞任

補欠

赤池 誠章君

宮島 喜文君

宮崎 雅夫君

山田 宏君

吉川 沙織君

塩村あやか君

杉 久武君

下野 六太君

柴田 巧君

片山 大介君

芳賀 道也君

小林 正夫君

議院運営委員

辞任

補欠

今井絵理子君

宮崎 雅夫君

高野光二郎君

本田 顕子君

塩村あやか君

吉川 沙織君

武田 良介君

倉林 明子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 里見 隆治君、(里見隆治君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

児童対象性犯罪等の防止を図るための児童福祉法等の一部を改正する等の法律案(丹山康江君外二名発議)(参第三〇号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

容器包装リサイクル法の関係省令改正における政策評価法に基づいた政策評価に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第七三三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

官僚の働き方に関する再質問主意書(伊藤孝恵君提出)(第六八号)

官僚の働き方改革に関する質問主意書(伊藤孝恵君提出)(第六九号)

昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

令和三年五月十九日 参議院會議録第二十三号

議長の報告事項 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共
和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

内閣委員	辞任 岡田 直樹君 補欠 山田 修路君	経済産業委員	高橋はるみ君 清水 真人君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 原子力の平和的利用における協力のための日本 国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルラ ンド連合王国政府との間の協定を改正する議定 書の締結について承認を求めるの件(閣条第八 号)	同日委員長から次の報告書が提出された。 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物 品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と インド共和国政府との間の協定の締結について 承認を求めるの件(閣条第三号)審査報告書 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との 間の協定の締結について承認を求めるの件(閣 条第四号)審査報告書 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会 経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及 び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改 正する法律案(閣法第五二号)審査報告書 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員吉川沙織君提出銀行法等東海法案に 関する第三回質問に対する答弁書(第六六号) 参議院議員浜田聡君提出奈良県下のいづれの地 域も緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の 対象地域に指定されていないことに関する質問 に対する答弁書(第六七号) 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した 旨の通知書を受領した。 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部 を改正する法律
総務委員	辞任 石井 正弘君 武見 敬三君 柘植 芳文君 山田 宏君 補欠 山崎 正昭君 進藤金日子君 関口 昌一君 今井絵理子君	国土交通委員	辞任 岩本 剛人君 清水 真人君 安江 伸夫君 補欠 衛藤 晟一君 島村 大君 西田 実仁君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の 内閣提出案を受領した。 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るた めの特定商取引に関する法律等の一部を改正す る法律案(閣法第五四号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。 令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症 対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調 書(その二) 令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(その二) 同日議長は、次の衆議院提出案を憲法審査会に付 託した。 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改 正する法律案(第九十六回国会第四二二号) 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案 は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受 領した。 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部 を改正する法律案	
法務委員	辞任 加田 裕之君 補欠 三浦 靖君	環境委員	辞任 関口 昌一君 補欠 柘植 芳文君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の 内閣提出案を受領した。 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るた めの特定商取引に関する法律等の一部を改正す る法律案(閣法第五四号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。 令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症 対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調 書(その二) 令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(その二) 同日議長は、次の衆議院提出案を憲法審査会に付 託した。 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改 正する法律案(第九十六回国会第四二二号) 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案 は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受 領した。 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部 を改正する法律案	
外交防衛委員	辞任 進藤金日子君 三浦 靖君 福山 哲郎君 佐々木さやか君 梅村みずほ君 補欠 武見 敬三君 山田 宏君 森本 真治君 山口那津男君 鈴木 宗男君	国家基本政策委員	辞任 関口 昌一君 補欠 柘植 芳文君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の 内閣提出案を受領した。 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るた めの特定商取引に関する法律等の一部を改正す る法律案(閣法第五四号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。 令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症 対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調 書(その二) 令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(その二) 同日議長は、次の衆議院提出案を憲法審査会に付 託した。 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改 正する法律案(第九十六回国会第四二二号) 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案 は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受 領した。 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部 を改正する法律案	
財政金融委員	辞任 今井絵理子君 野上浩太郎君 補欠 石井 正弘君 青木 一彦君	予算委員	辞任 芳賀 道也君 補欠 小林 正夫君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の 内閣提出案を受領した。 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るた めの特定商取引に関する法律等の一部を改正す る法律案(閣法第五四号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。 令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症 対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調 書(その二) 令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(その二) 同日議長は、次の衆議院提出案を憲法審査会に付 託した。 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改 正する法律案(第九十六回国会第四二二号) 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案 は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受 領した。 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部 を改正する法律案	
文教科学委員	辞任 西田 実仁君 山口那津男君 鈴木 宗男君 市田 忠義君 補欠 安江 伸夫君 佐々木さやか君 梅村みずほ君 吉良よし子君	決算委員	辞任 宮島 喜文君 山田 宏君 片山 大介君 小林 正夫君 山下 芳生君 補欠 赤池 誠章君 今井絵理子君 柴田 巧君 芳賀 道也君 武田 良介君	同日衆議院から、同院において修正議決した次の 内閣提出案を受領した。 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るた めの特定商取引に関する法律等の一部を改正す る法律案(閣法第五四号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。 令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症 対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調 書(その二) 令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書(その二) 同日議長は、次の衆議院提出案を憲法審査会に付 託した。 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改 正する法律案(第九十六回国会第四二二号) 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案 は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受 領した。 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部 を改正する法律案	
厚生労働委員	辞任 衛藤 晟一君 補欠 岩本 剛人君	審査報告書	同日委員長から次の報告書が提出された。 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物 品又は役務の相互の提供に関する日本国政府と インド共和国政府との間の協定の締結について 承認を求めるの件(閣条第三号)審査報告書 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との 間の協定の締結について承認を求めるの件(閣 条第四号)審査報告書 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会 経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及 び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改 正する法律案(閣法第五二号)審査報告書 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員吉川沙織君提出銀行法等東海法案に 関する第三回質問に対する答弁書(第六六号) 参議院議員浜田聡君提出奈良県下のいづれの地 域も緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の 対象地域に指定されていないことに関する質問 に対する答弁書(第六七号) 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した 旨の通知書を受領した。 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部 を改正する法律	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した 旨の通知書を受領した。 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部 を改正する法律	参議院議長 山東 昭子殿 誠

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における、それぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供に係る決済手続等を定めるものである。この協定の締結により、自衛隊とインド軍隊がそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年四月二十七日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定

日本国政府及びインド共和国政府(以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する)は、

後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品又は役務」という)の相互の提供に関する日本国の自衛隊とインド軍隊との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とインド軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びインド軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a 日本国の自衛隊及びインド軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

b 国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの当事国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c 外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

d 連絡調整その他の日常的な活動(いずれか一方の当事国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の当事国政府の国の領域内の施設への訪問を含む)。ただし、いずれかの当事国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びインド軍隊が実施する。

第二条

1 いずれか一方の当事国政府が日本国の自衛隊又はインド軍隊により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2 この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む)及び空港・港湾業務

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊又はインド軍隊による武器又は弾薬の提供を含むものと解してはならない。

4 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならぬ。

2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した

当事国政府(以下「受領当事国政府」という)は、当該物品又は役務を提供した当事国政府(以下「提供当事国政府」という)の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、受領当事国政府の部隊以外の者に対して当該物品又は役務を移転してはならない。

第四条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a 物品の提供については、

i 受領当事国政府は、提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、提供当事国政府に対して提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

b 役務の提供については、提供された役務を、提供当事国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、役務の提供の前

に両当事国政府の間で決定する。

令和三年五月十九日 参議院會議録第二十三号

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

2 いずれの当事国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従つて実施する。手続取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。

2 前条1 a iii 及び b の規定に従つて償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

第六条

1 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

2 この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

第七条

1 この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方

の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1 の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによつて、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から前条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十年九月九日にニューヨークで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

鈴木 哲

インド共和国政府のために

クマール

付表

区 分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの

燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生器具及びこれらに類するもの
基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務（校正業務を含む。）	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの

審査報告書

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年五月十八日

外交防衛委員長 長峯 誠

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定は、我が国と欧州連合との間で、双方の航空当局による重複した検査、監督等可

能な限り省略するための枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、製造者等の負担が軽減されるとともに、効率的な安全監督に関する協力が強化され、ひいては欧州連合との協力関係の一層の発展に資することが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年四月二十七日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定

日本国及び欧州連合(以下「両締約者」という。)は、

民間航空製品が複数の国において設計され、製造され、及び流通する継続的な傾向が生じていることを認識し、

民間航空の安全及び環境適合性を促進し、並びに民間航空製品の自由な流通を容易にすることを希望し、

民間航空の安全に関する事項において協力を促進し、及び効率性を高めることを希望し、

両締約者の協力が、民間航空の安全及び環境適合性に関する基準及び過程の一層の国際的な調和の促進に積極的の寄与することができることを考慮し、

技術的な検査、評価及び試験の重複を取り除くことにより、航空産業に課される経済的な負担を軽減することができることを考慮し、

適合性認定及び証明書の相互受入れが、両締約者の民間航空の安全に関する規制上の制度が十分に同等の水準の安全性を確保しているという両締約者の相互の信頼に基づかなければならないこと

を認識し、

この相互受入れが、また、この協定の対象となる全ての分野における他方の締約者の適合性認定の過程の信頼性に対する各締約者による継続的な信頼を要求することを認識し、

継続的な意思疎通及び相互の信頼に基づき民間航空の安全及び環境適合性において協力することが両締約者の希望であることを認識し、

民間航空の安全及び環境適合性を取り扱う二国間の、地域的な及び多数国間の協定に基づく両締約者のそれぞれの約束を認識して、

次のとおり協定した。

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) この協定の附属書に定めるところにより、いずれかの締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書の相互受入れを可能にすること。

(b) 高い水準の民間航空の安全及び環境適合性のための協力を促進すること。

(c) 民間航空産業の複数の国にわたる広がりを経済にすること。

(d) 民間航空製品及び民間航空に関するサービスの自由な流通を容易にし、及び促進すること。

第二条 定義

この協定の適用上、

(a) 「認定機関」とは、この協定の適用範囲に関連する権利を行使することについていずれかの締約者の権限のある当局によって認定された法人をいう。

(b) 「証明書」とは、民間航空製品、機関又は法人若しくは自然人が締約者の法令に定める関係する要件に適合する旨の適合性に関する承認の形式として交付する認定書、免状その他の

の文書をいう。

(c) 「民間航空製品」とは、民間航空機、航空機用発動機若しくは航空機用プロペラ又はこれらに装備された若しくは装備される部分組立品、装備品、部品若しくは構成品をいう。

(d) 「権限のある当局」とは、この協定の目的のため、締約者が次の任務の遂行のために指定する民間航空の安全について責任を負う政府機関をいう。

(i) 自己の監督の対象となる民間航空製品、機関、設備、運用及びサービスの当該締約者の法令及び運用規則に定める関係する要件についての適合性を評価すること。

(ii) 自己の監督の対象となる民間航空製品、機関、設備、運用及びサービスの(i)に規定する要件についての継続的な適合性に関する監視を行うこと。

(iii) 自己の監督の対象となる民間航空製品、機関、設備、運用及びサービスの(i)に規定する要件についての適合性を確保するため、に執行活動を行うこと。

(e) 「適合性認定」とは、試験、検査、資格審査、認定、監視その他の活動の結果として、締約者の法令に定める関係する要件についての適合性を決定することを含む。

(f) 「監視」とは、締約者の法令に定める関係する要件についての継続的な適合性を決定するために当該締約者の権限のある当局が行う定期的な監視をいう。

(g) 「技術機関」とは、日本国については国土交通省航空局又はその後継機関を、欧州連合については欧州連合航空安全庁又はその後継機関をいう。国土交通省航空局及び欧州連合航空安全庁は、(d)に定義する権限のある当局である場合においても、該当するときは、この協定及びその附属書において「技術機関」とい

う。

第三条 範囲及び実施

1 この協定に基づく協力の範囲には、次の分野を含めることができる。

(a) 耐空証明書及び民間航空製品の監視
(b) 環境証明書及び民間航空製品の試験
(c) 設計証明書及び製造証明書並びに設計機関及び製造機関の監視

(d) 整備機関の証明書及び整備機関の監視

(e) 航空従事者の免許及び訓練

(f) 航空用地上訓練機の資格審査の評価

(g) 航空機の運航

(h) 千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約の附属書の対象となる航空の安全に関する他の分野

2 両締約者は、1に掲げる各分野における協力の実施のため、それぞれの民間航空に関する基準、規則、慣行、手続及び制度が、両締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書の受入れを認めるために十分に同等の水準の安全性を確保していることに合意する場合には、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法(必要な場合には経過措置を含む。)を定める個別の附属書を作成する。個別の附属書のための実施手続は、両技術機関が作成する。両締約者の民間航空に関する基準、規則、慣行、手続及び制度の間の技術的な相違については、附属書及び実施手続において取り扱う。

第四条 一般的義務

1 各締約者は、この協定の附属書に定める条件に従い、他方の締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書を受け入れる。

2 両締約者は、また、第三国が、民間航空製品、機関又は法人若しくは自然人が当該第三国

の法令に定める関係する要件に適合する旨の適合性に関する承認の形式として交付する認定書、免状その他の文書を受け入れることができる。その受入れの条件は、適当な附属書で定める。 3 この協定のいかなる規定も、両締約者の任意規格又は強制規格を相互に受け入れることを求めるものではない。 4 各締約者は、それぞれの権限のある当局が引き続き能力を有し、及びこの協定に基づく責任を果たすことを確保する。	ための連絡部局を指定し、及び相互に通報する。全ての連絡は、英語によるものとする。 2 両締約者は、この協定の効力発生後は、権限のある当局の一覽表を相互に通報し、及びその後は必要となったときにその都度、更新された一覽表を相互に通報する。 第七条 透明性、規制に関する協力及び相互支援 1 各締約者は、この協定に関連する自己の法令及びその重要な変更について他方の締約者が随時通報を受けることを確保する。 2 両締約者は、自己に関連する法令、基準及び要件並びに証明書の交付のための制度の重要な修正案(この協定に影響を及ぼすおそれのあるものに限る。)を可能な限り相互に通報する。両締約者は、可能な限り、当該修正案に対して意見を述べる機会を相互に与え、及び当該意見に妥当な考慮を払う。	第八条 安全性に関する情報の交換 両締約者は、第十条の規定の適用を妨げることなく、かつ、自己の関係法令に従って次の事項を行う。 (a) 要請に基づき、かつ、適時に、この協定の附属書の対象となる民間航空製品、サービス又は行為に関連する事故、重大な事態又は事象に関する情報であつて自己の技術機関が利用可能なものを相互に提供すること。 (b) 安全性に関する他の情報であつて両技術機関が決定するものを交換すること。 第九条 執行活動における協力 両締約者は、要請がある場合には、関係法令及び必要とされる資源の利用可能性に従い、この協定の対象となる法令に対する違反の疑いについての調査又は執行活動における相互の協力及び支援を技術機関又は権限のある当局を通じて提供する。さらに、各締約者は、相互の利益が関係する場合においては、他方の締約者に対しあらゆる調査について速やかに通報する。	らない。このため、当該データ及び情報は、秘密のものとする。 3 一方の締約者又はその権限のある当局は、他方の締約者又はその権限のある当局に対してデータ又は情報を提供する際に、秘密のものであつて開示の対象とならないとするデータ又は情報を指定することができる。この場合において、当該一方の締約者又はその権限のある当局は、当該データ又は情報を秘密のものとして明示する。 4 一方の締約者は、他方の締約者又はその権限のある当局が3の規定に従って行う指定に同意しない場合には、この問題に対処するため、第十六条の規定に従って当該他方の締約者との協議を要請することができる。 5 各締約者は、この協定に基づいて受領したデータ及び情報を許可されていない開示から保護するために必要な全ての合理的な予防措置をとる。
1 この協定のいかなる規定も、締約者の次の権限を制限するものと解してはならない。 (a) 立法上、規制上及び行政上の措置により、当該締約者が安全性及び環境のために適当と認める保護の水準を決定すること。 (b) この協定の対象となる民間航空製品、サービス又は行為が次のいずれかの事項に該当する相当のおそれがある場合には、適当なかつ即時の全ての措置をとること。 (i) 安全性を低下させ、又は環境を悪化させること。 (ii) 当該締約者の立法上、規制上又は行政上の関係する措置に適合しないこと。 (iii) その他この協定の関係する附属書に定める要件を満たさないこと。 2 いずれかの締約者が1(b)の規定に従って措置をとる場合には、当該締約者は、他方の締約者に対し、当該措置をとった後十五執務日以内にその理由を示して書面により通報する。 3 この条の規定に従ってとられる措置は、この協定の違反を構成しない。 第六条 連絡 両締約者は、この協定の実施に関する連絡の	3 各締約者の権限のある当局は、安全性に関する問題を調査し、及び解決するため、適当な附属書に定めるところによりそれぞれの監督活動に他方の締約者の権限のある当局がオブザーバーとして参加することを認めることができる。 4 各締約者の権限のある当局は、自己の監督の対象となる規制を受ける事業体への他方の締約者の権限のある当局の阻害されることのないアクセスを認めることを目的として、監視及び検査のため、必要な場合には、当該他方の締約者の権限のある当局を支援する。 5 各技術機関は、他方の締約者の適合性認定の過程の信頼性に対する各締約者による継続的な信頼を確保するため、この協定の附属書に定める手続に従い、他方の技術機関の監督活動にオブザーバーとして参加することができる。	第十条 データ及び情報の秘密性及び保護 1 各締約者は、自己の法令に従い、この協定に基づいて他方の締約者から受領したデータ及び情報の秘密性を保持する。当該データ及び情報を受領する締約者は、この協定の目的のためにのみ、当該データ及び情報を利用することができる。 2 両締約者は、特に、それぞれの法令に従い、この協定に基づいて他方の締約者から受領した営業上の秘密、知的財産、商業上若しくは財政上の秘密の情報、財産的価値を有するデータ又は現に行われている調査に関する情報に該当するデータ及び情報を、公衆を含む第三者に開示してはならず、また、自己の権限のある当局が公衆を含む第三者に開示することを認めてはな	1 この協定の効果的な実施について責任を負う機関として、各締約者の代表で構成する合同委員会を設置する。合同委員会は、決定及び勧告をコンセンサス方式によって行う。合同委員会は、いずれかの締約者の要請に基づいて両締約者の共同議長の下で一定の間隔で会合する。 2 合同委員会は、この協定の実施に関する全ての事項を検討することができる。合同委員会は、特に次の事項について責任を負う。 (a) この協定の実施に関する両締約者間の問題を解決すること。 (b) この協定の実施を促進するための方法を検

討し、及び適当な場合には、第二十條の規定に基づくこの協定の改正のための勧告を両締約者に行ふこと。

(c) 第二十條7の規定に従い、新たな附属書を採択し、又は現行の附属書を改正し、若しくは削除すること。

(d) 適当な場合には、第三條に掲げる全ての分野における協力についての作業手続に関する決定を行うこと。

3 合同委員会は、この協定の効力発生の後一年以内に、自己の手続規則を作成し、及び採択するよう努める。

第十二条 費用回収

各締約者は、その行為がこの協定の対象となる法人又は自然人に対して締約者又はその技術機関が課する手数料又は課徴金が、公正かつ合理的で提供されたサービスに応じたものであり、及び貿易に対する障害を生じさせないものであることを確保するよう努める。

第十三条 他の協定及び従前の取決め

1 この協定は、その効力発生の後、第三條の規定に従つて実施されるこの協定の対象となる事項に関し、航空の安全に関する日本国と欧州連合構成国との間の二国間の協定又は取決めに優先する。

2 航空の安全に関する日本国と欧州連合構成国との間の二国間の協定又は取決めは、第三條の規定に従つて実施されるこの協定の対象となる事項に関し、第二十條2の規定に基づく暫定的適用の期間中停止する。

3 両技術機関は、適当な場合には、両技術機関の間の従前の取決めに修正し、又は終了させるために必要な措置をとる。

4 1及び2の規定が適用される場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、他の国際協定に基づく両締約者の権利及び義務に影響を及ぼさない。

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

すものではない。

第十四条 適用

この協定は、その附属書に別段の定めがある場合を除くほか、日本国においては民間航空に関する日本国の規制上の制度について、欧州連合においては民間航空に関する欧州連合の規制上の制度について適用する。

第十五条 第三国の参加

両締約者は、この協定に基づく協力への想定される第三国の参加によりこの協定による利益を最大にするという目標を共有する。このため、第一一條の規定によつて設置される合同委員会は、適当な場合には、当該参加のための条件及び手続（この協定の必要な改正を含む。）を検討することができる。

第十六条 意見の相違についての協議及び解決

1 両締約者は、この協定の解釈又は適用についての両締約者間の意見の相違を両締約者間の協議（第一一條の規定によつて設置される合同委員会の会合を通じた協議を含む。）によつて解決するためにあらゆる努力を払う。

2 両技術機関は、第三條2に規定する実施手続の解釈又は適用についての両技術機関の間の意見の相違を両技術機関の間の協議によつて解決するためにあらゆる努力を払う。当該意見の相違が両技術機関の間の協議によつて解決されない場合には、いずれの技術機関も、当該意見の相違を両締約者に付託することができるものとすし、両締約者は、この事項について協議合同委員会の会合を通じた協議を含む。）を行う。

3 1及び2の規定にかかわらず、いずれの締約者も、この協定に関する全ての事項について他方の締約者との協議を要請することができる。両締約者は、その要請から四十五日以内に両締約者が合意する時に協議を開始する。当該協議

については、合同委員会の会合において行うことができる。

第十七条 相互受入れの義務の停止

1 一方の締約者は、他方の締約者がこの協定に基づく義務に対する重大な違反を行った場合には、第四條1の規定に基づく受入れの義務の全部又は一部を停止する権利を有する。

2 一方の締約者は、受入れの義務を停止する権利を行使する前に、他方の締約者の是正措置を求めるために前條の規定に基づく協議を要請する。両締約者は、当該協議が行われている間に、適当な場合には、その停止の影響を検討する。

3 この条の規定に基づく権利については、他方の締約者が2に規定する協議の後適当な期間内に是正措置をとることができなかった場合に限り、行使する。一方の締約者は、当該権利を行使する場合には、当該他方の締約者に対し、受入れの義務を停止する意図を書面によつて通告し、及びその停止の理由を詳述する。

4 3に規定する停止は、通告の日の後三十日で効力を生ずる。ただし、この期間の満了の前に、当該停止を申し立てた締約者が他方の締約者に対してその通告を撤回する旨を書面によつて通告した場合は、この限りでない。

5 3に規定する停止は、当該停止が効力を生ずる日の前に他方の締約者の権限のある当局又は認定機関が行つた適合性認定及びこれらの機関が交付した証明書に影響を及ぼすものではない。効力を生じた当該停止は、両締約者によるその旨の外交上の公文の交換の後直ちに解除することができる。

第十八条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十九条 附属書

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、この協定というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書を含むものとする。

第二十条 効力発生、暫定的適用、終了及び改正

1 この協定は、その効力発生に必要なそれぞれ内部手続が完了したことを確認する外交上の公文を両締約者が交換した日に効力を生ずる。

2 この協定は、その効力発生までの間、両締約者の法令に従い、署名の時から暫定的に適用される。

3 一方の締約者は、他方の締約者に対し六箇月前に書面によつて通告することにより、いつでもこの協定を終了させることができる。ただし、両締約者の相互の同意によりこの期間が満了する前にその通告が撤回された場合は、この限りでない。

4 両締約者は、この協定の終了の通告の後、その終了の効力発生の日まで、この協定に基づく自己の義務を引き続き履行する。

5 この協定の終了は、この協定に定める条件に従つて権限のある当局又は認定機関が交付した証明書の有効性に影響を及ぼすものではない。

6 両締約者は、書面による合意によつてこの協定を改正することができる。その改正は、当該改正の効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了したことを確認する外交上の公文を両締約者が交換した日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

7 6の規定にかかわらず、新たな附属書の採択又は現行の附属書の改正若しくは削除は、欧州連合が日本国政府から必要な内部手続が完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二十一条 正文

1 この協定は、ひとしく正文である日本語、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により本書二通を作成した。

2 解釈に相違がある場合には、英文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十年六月二十二日にブリュッセルで作成した。

日本国のために

児玉和夫

欧州連合のために

イレナ・アンドラツシー

アディナ・ヴァレアン

附属書一 耐空証明及び環境証明

第A節 一般規定

第一条 目的及び範囲

1 この附属書は、協定第二条2の規定に基づき、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を記述するものとして、次の分野における協力の実施のために作成する。

- (a) 同条1(a)に規定する耐空証明書及び民間航空製品の監視
- (b) 同条1(b)に規定する環境証明書及び民間航空製品の試験
- (c) 同条1(c)に規定する設計証明書及び製造証

明書並びに設計機関及び製造機関の監視
2 1の規定にかかわらず、中古の民間航空製品（中古の航空機を除く。）は、この附属書の対象から除外する。

第二条 定義

この附属書の適用上、

- (a) 「出荷許可証明書」とは、新造の民間航空製品（航空機を除く。）が、輸出締約者が認定した設計に適合し、かつ、安全な運用が可能な状態である旨の承認の形式として、輸出締約者の権限のある当局又は認定機関が交付する証明書をいう。
- (b) 「証明当局」とは、輸出締約者の技術機関であって、国際民間航空条約の第八附属書に定める設計国の責任を遂行する当局の資格において民間航空製品に対する設計証明書を交付するものをいう。
- (c) 「設計証明書」とは、民間航空製品の設計又は設計の変更が締約者の法令及び運用規則に定める耐空性に関する要件及び該当する場合には環境保護に関する要件（特に、騒音、燃料の排出又は排出ガスに関するもの）に適合する旨の承認の形式として、当該締約者の技術機関又は認定機関が交付する証明書をいう。
- (d) 「設計に関連する運用上の要件」とは、設計上の特徴、運用に関連する民間航空製品の設計上のデータ又は民間航空製品の整備に影響を与える運用上の要件であって、当該民間航空製品が特定の種類の運用について適格性を有するためのものをいい、同様の環境保護に関する要件を含む。
- (e) 「輸出」とは、民間航空製品が一方の締約者の民間航空の安全に関する規制上の制度から他方の締約者の当該制度に向けて出荷される過程をいう。

(f) 「輸出耐空証明書」とは、航空機が、輸入締約者が通報する耐空性及び環境保護に関する関係する要件に適合する旨の承認の形式として、輸出締約者の権限のある当局（中古の航空機については、当該航空機の輸出が行われる登録国の権限のある当局）が交付する証明書をいう。

(g) 「輸出締約者」とは、その民間航空の安全に関する規制上の制度から民間航空製品の輸出が行われる締約者をいう。

(h) 「輸入」とは、一方の締約者の民間航空の安全に関する規制上の制度から輸出された民間航空製品が他方の締約者の当該制度に持ち込まれる過程をいう。

(i) 「輸入締約者」とは、その民間航空の安全に関する規制上の制度に民間航空製品の輸入が行われる締約者をいう。

(j) 「大変更」とは、型式設計の全ての変更（小変更を除く。）をいう。

(k) 「小変更」とは、型式設計の変更であって、質量、均衡、構造上の強度、信頼性、運用上の特徴、騒音、燃料の排出、排出ガスその他民間航空製品の耐空性に影響を与える特徴に著しい影響を及ぼさないものをいう。

(l) 「運用上の適合性データ」とは、欧州連合の民間航空の安全に関する規制上の制度による規制の下にある航空機型式のうち特定のものに関する型式別の運用上の状態を裏付け、及び許容するための必要のデータの一式をいう。運用上の適合性データは、航空機に対する型式証明書の申請者又は保有者によって設計されなければならない。また、型式証明書の一部でなければならない。欧州連合の民間航空の安全に関する規制上の制度の下では、当該航空機型式のうち特定のものに適用される」ところに従い、型式証明書又は限定型式証明

書の最初の申請は、運用上の適合性データの認定に係る申請を含まなければならない。又はその後当該申請によって補足されなければならない。

(m) 「製造認定書」とは、製造者が、特定の民間航空製品を製造するための関係する要件であって締約者の法令及び運用規則に定めるものに適合する旨の承認の形式として、当該締約者の権限のある当局が当該製造者に交付する証明書をいう。

(n) 「単独の製造認定書」とは、民間航空製品の製造者に交付される製造認定書であって、当該製造者と提携する事業体に対して製造認定書の対象を拡大するものでないものをいう。

(o) 「技術実施手続」とは、協定第三条2の規定に従って両技術機関がこの附属書のために作成する実施手続をいう。

(p) 「認証当局」とは、輸入締約者の技術機関であって、証明当局又は認定機関が交付する設計証明書をこの附属書に定めるところに従って自動的に受け入れ、又は認証するものをいう。

第B節 証明監督理事会

第三条 設置及び構成

1 この附属書の効果的な実施について責任を負う技術的な調整機関として、協定第十一条の規定によつて設置される合同委員会に対して責任を負う証明監督理事会を両技術機関の共同議長の下に設置する。同理事会は、各締約者の技術機関の代表者によつて構成されるものとし、その任務の遂行を容易にするために追加的な参加者を招請することができる。

2 証明監督理事会は、いずれかの技術機関の要請に基づいて一定の間隔で会合し、並びにコンセンサス方式によつて決定及び勧告を行う。同理事会は、自己の手続規則を作成し、及び採択

する。

第四条 任務

証明監督理事会の任務には、特に次の事項を含む。

- (a) 第六条に定める技術実施手続を作成し、採択し、及び改訂すること。
 - (b) 主要な安全上の懸念に関する情報を共有し、及び適当な場合には、当該懸念に対処するための行動計画を作成すること。
 - (c) 権限のある当局の責任に属し、かつ、この附属書の実施に影響を与える技術的な問題を解決すること。
 - (d) 適当な場合には、協力、技術的な支援及び情報の交換であつて、安全及び環境保護に関する要件、証明制度並びに品質管理及び標準化に係る制度に関するものについて効果的な方法を作成すること。
 - (e) 合同委員会に対してこの附属書の改正を提案すること。
 - (f) 第二十九条の規定に従い、他方の締約者の適合性認定の過程の信頼性に対する各締約者による継続的な信頼を確保するための手続を定めること。
 - (g) (f)に規定する手続の実施について分析し、及び行動をとること。
 - (h) 合同委員会に対して未解決の問題を報告し、及びこの附属書に関して合同委員会が行う決定の実施を確保すること。
- 第C節 実施
- 第五条 設計証明、製造証明及び輸出証明書に関する権限のある当局
- 1 設計証明に関する権限のある当局は、次の機関とする。
 - (a) 欧州連合については、欧州連合航空安全庁
 - (b) 日本国については、国土交通省航空局
- 2 製造証明及び輸出証明書に関する権限のある

当局は、次の機関とする。

- (a) 欧州連合については、欧州連合航空安全庁及び欧州連合構成国の権限のある当局。中古の航空機に対する輸出証明書については、欧州連合の権限のある当局は、当該航空機の輸出が行われる当該航空機に係る登録国の権限のある当局とする。
- (b) 日本国については、国土交通省航空局

第六条 技術実施手続

1 技術実施手続は、この附属書の実施を容易にするための具体的な手続を定めるため、両締約者の権限のある当局の間の連絡に係る活動のための手続を定めることにより、両技術機関が証明監督理事会を通じて作成する。

2 技術実施手続は、また、協定第三条2に定めるところに従い、この附属書の実施に関連する両締約者の民間航空に関する基準、規則、慣行、手続及び制度の間の相違を取り扱う。

第七条 秘密の及び財産的価値を有するデータ及び情報の交換及び保護

1 この附属書の実施において交換されるデータ及び情報は、協定第十条の規定の適用を受け

2 認証の過程において交換されるデータ及び情報は、技術実施手続に定めるところにより、その性質及び内容において、関係する技術的な要件についての適合性の実証に必要なものに限定される。

3 両締約者の権限のある当局の間のデータ及び情報の交換に関する意見の相違については、技術実施手続に定めるところにより取り扱う。各締約者は、解決のために当該意見の相違を証明監督理事会に付託する権利を保持する。

第D節 設計証明

第八条 一般原則

1 この節は、この附属書の対象となる全ての設

計証明書(その変更を含む)、特に次の文書を取り扱う。

- (a) 型式証明書
- (b) 型式認定書及び仕様認定書
- (c) 追加型式証明書
- (d) 修理設計認定書
- (e) 技術基準命令認定書
- (f) 限定型式証明書。これは、各技術機関によつて交付されるものとし、また、技術実施手続に定めるところにより両技術機関が個別に取り扱う。

2 認証当局は、証明当局が交付し、若しくは認定した又は証明当局による交付若しくは認定の過程にある設計証明書又はその変更について、この附属書に定める条件に従い、かつ、技術実施手続(自動的な受入れ及び認証に関する方式を含む)に定めるところにより、第十二条に定める関与の水準を考慮して認証し、又は自動的に受け入れる。

3 各締約者は、この附属書の実施のため、全ての設計機関がその責任を引き受ける能力について実証されていることが、民間航空の安全に関する自己の規制上の制度において設計機関のための証明制度を通じて十分に管理されていることを確保する。

第九条 認証の過程

1 民間航空製品に対する設計証明書の認証に係る申請は、技術実施手続に定めるところにより、証明当局を通じて認証当局に対して行う。

2 証明当局は、技術実施手続に定めるところにより、認証当局が設計証明書の認証に必要な全ての関連するデータ及び情報を受領することを確保する。

3 認証当局は、設計証明書の認証に係る申請を受領したときは、第十一条の規定に従つて認証のための証明の基準を決定し、及び第十二条の

規定に従つて認証の過程における認証当局の関与の水準を決定する。

4 認証当局は、技術実施手続に定めるところにより、実行可能な限りにおいて、証明当局が行った技術的な評価、試験、検査及び適合性認定に基づいて認証を行う。

5 認証当局は、証明当局が提供した関連するデータ及び情報を検討した後、次の全ての事項に該当する場合には、認証された民間航空製品に対する自己の設計証明書(以下「認証された設計証明書」という。)を交付する。

- (a) 証明当局が当該民間航空製品に対して設計証明書を交付したことが確認されること。
- (b) 当該民間航空製品が第十一条に定める証明の基準に適合することを証明当局が認定すること。
- (c) 認証当局が行う認証の過程において提起される全ての問題が解決すること。
- (d) 申請者が技術実施手続に定める追加的な行政上の要件を満たすこと。

6 各締約者は、申請者が、認証された設計証明書の取得及び維持に当たり、民間航空製品の継続的な耐空性及び関係する環境保護に関する要件についての適合性の確保に必要な情報の提供を行うため、関連する全ての設計情報、図面及び試験報告書(証明された民間航空製品の検査記録を含む)を証明当局の利用に供するために保有し、及び保持することを確保する。

第十条 設計証明書の認証の方式

1 欧州連合が証明当局として交付する型式証明書は、日本国が認証当局として認証する。技術実施手続に定める一部のデータについては、自動的に受け入れられる。当該データには、該当する場合には、次の文書を含む。

- (a) 発動機を装備する際の説明書(発動機に対する型式証明書に限る。)

(b) 構造上の修理に関する説明書 (c) 電気配線の相互接続システムに関する継続的な耐空性のための指示書 (d) 重量の均衡に関する説明書	2 欧州連合が証明当局として交付する重要な追加型式証明書及び重要な大変更の認定書は、日本国が認証当局として認証する。両技術機関の間で個別に別段の決定を行う場合を除くほか、原則として、技術的に精通することに限定される簡素化した認証の過程であつて申請者による適合性を示す行為に認証当局が関与しないものを用いる。 3 日本国が証明当局として交付する型式証明書並びに航空機用発動機及び航空機用プロペラに対する型式認定書は、欧州連合が認証当局として認証する。 4 民間航空製品（航空機用発動機及び航空機用プロペラを除く。）に対する型式認定書、追加型式証明書並びに大変更、主要な修理及び仕様の認定書であつて、日本国が証明当局として交付するものは、欧州連合が認証当局として認証する。両技術機関の間で個別に決定を行う場合には、技術的に精通することに限定される簡素化した認証の過程であつて申請者による適合性を示す行為に認証当局が関与しないものを用いることができる。	1 認証当局は、民間航空製品に対する設計証明書を認証するため、証明の基準を決定するに当たり、自己の属する締約者の法令及び運用規則に定める次の要件を用いる。 (a) 類似の民間航空製品についての耐空性に関する要件であつて、証明当局によって確定された有効な申請の日に適用されており、及び該当する場合には技術実施手続に定める追加的な技術的条件によって補完されているもの	
(b) 認証当局に対する認証に係る申請の日に適用されている当該民間航空製品についての環境保護に関する要件 2 認証当局は、該当する場合には、次の事項を明示する。 (a) 関係する要件の適用除外 (b) 関係する要件からの逸脱 (c) 関係する要件に適合しない場合に同等の水準の安全性を提供することとなる補正の要素 1 及び 2 に定める要件に加え、認証当局は、関連する耐空性に関する規範、法令及び運用規則に次のいずれかの理由によりその民間航空製品についての十分又は適当な安全に関する要件が規定されていない場合には、適用する特別な条件を明示する。 (a) 当該民間航空製品が、関係する耐空性に関する規範、法令及び運用規則の基礎となつた設計の慣行と比較して新たな又は通常と異なる設計上の特徴を有すること。 (b) 当該民間航空製品の予定される用途が通常のものでないこと。 (c) 他の類似の運用中の民間航空製品又は類似の設計上の特徴を有する民間航空製品から得た経験が、安全でない状態が生じ得ることを示していること。 4 認証当局は、適用除外、逸脱、補正の要素又は特別な条件を明示する場合には、証明当局が適用した適用除外、逸脱、補正の要素又は特別な条件に妥当な考慮を払い、及び認証する民間航空製品につき、自己が明示する適用除外、逸脱、補正の要素又は特別な条件を自己の属する締約者の類似の民間航空製品に対するものよりも厳しいものにしてはならない。認証当局は、証明当局に対してそのような適用除外、逸脱、補正の要素又は特別な条件を通報する。	(b) 第十二条 認証当局の関与の水準 1 第九条及び技術実施手続に定める認証の過程における一方の締約者の認証当局の関与の水準については、主として次の事項によって決定する。 (a) 他方の締約者の権限のある当局の証明当局としての経験及び実績 (b) 当該認証当局が他方の締約者の権限のある当局との過去の認証の実施において既に得た経験 (c) 認証する設計の性質 (d) 申請者の当該認証当局との間の実績及び経験 (e) 第二十八条及び第二十九条に定める資格要件の評価の結果 2 認証当局は、技術実施手続に定めるところにより、一定の製品区分の最初の認証において、特に証明当局の手続及び方法について特別な手続及び厳格な審査を行う。 3 1 及び 2 に定める原則の効果的な実施は、技術実施手続に定める評価基準を用いて、証明監督理事会が定期的に評価し、把握し、及び再検討する。 第十三条 自動的な受入れの過程 1 認証当局は、自動的な受入れの対象となる設計証明書については、証明当局が交付する設計証明書を認証を行うことなく受け入れる。この場合において、当該設計証明書は、認証当局が自己の属する締約者の法令及び運用規則に従つて交付する証明書と同等のものとして承認するものとし、認証当局は、これに相当する証明書を交付しない。 2 証明当局としての欧州連合の技術機関が交付する重要でない追加型式証明書、重要でない大変更又は重要でない主要な修理及び技術基準命令認定書は、日本国の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。 3 証明当局としての欧州連合の技術機関又は欧州連合の法令に基づく認定機関が認定する小変更及び軽微な修理は、日本国の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。 4 証明当局としての日本国の技術機関又は日本国の法令に基づく認定機関が認定する小変更及び軽微な修理は、欧州連合の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。 第十四条 第十条及び前条の実施規定 1 小変更又は大変更への分類は、この附属書に定める定義に従つて証明当局が行い、並びに当該証明当局の関係する規則及び手続に従つて解釈する。 2 証明当局は、追加型式証明書又は大変更が重要であるか否かを分類するため、これらの変更を、過去における全ての関連する設計上の変更との関係及び民間航空製品に対する型式証明書に用いられた関係する証明規格に対する全ての関連する修正との関係において検討する。次のいずれかの基準に合致する変更は、自動的に重要なものとする。 (a) 一般的な形態又は構造上の原則が保持されていないこと。 (b) 変更される民間航空製品の証明に用いられたい前提条件が有効でないこと。 第十五条 設計証明書の譲渡 設計証明書の保有者が自己の設計証明書を他の事業体に譲渡する場合には、当該設計証明書について責任を負う証明当局は、技術実施手続に定めるところにより、その譲渡につき認証当局に対して速やかに通報し、及び設計証明書の譲渡に関連する手続を適用する。 第十六条 設計に関連する運用上の要件 1 両技術機関は、設計に関連する運用上の要件に関連するデータ及び情報が、必要な場合には	(b) 第十二条 認証当局の関与の水準 1 第九条及び技術実施手続に定める認証の過程における一方の締約者の認証当局の関与の水準については、主として次の事項によって決定する。 (a) 他方の締約者の権限のある当局の証明当局としての経験及び実績 (b) 当該認証当局が他方の締約者の権限のある当局との過去の認証の実施において既に得た経験 (c) 認証する設計の性質 (d) 申請者の当該認証当局との間の実績及び経験 (e) 第二十八条及び第二十九条に定める資格要件の評価の結果 2 認証当局は、技術実施手続に定めるところにより、一定の製品区分の最初の認証において、特に証明当局の手続及び方法について特別な手続及び厳格な審査を行う。 3 1 及び 2 に定める原則の効果的な実施は、技術実施手続に定める評価基準を用いて、証明監督理事会が定期的に評価し、把握し、及び再検討する。 第十三条 自動的な受入れの過程 1 認証当局は、自動的な受入れの対象となる設計証明書については、証明当局が交付する設計証明書を認証を行うことなく受け入れる。この場合において、当該設計証明書は、認証当局が自己の属する締約者の法令及び運用規則に従つて交付する証明書と同等のものとして承認するものとし、認証当局は、これに相当する証明書を交付しない。 2 証明当局としての欧州連合の技術機関が交付する重要でない追加型式証明書、重要でない大変更又は重要でない主要な修理及び技術基準命令認定書は、日本国の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。 3 証明当局としての欧州連合の技術機関又は欧州連合の法令に基づく認定機関が認定する小変更及び軽微な修理は、日本国の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。 4 証明当局としての日本国の技術機関又は日本国の法令に基づく認定機関が認定する小変更及び軽微な修理は、欧州連合の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。 第十四条 第十条及び前条の実施規定 1 小変更又は大変更への分類は、この附属書に定める定義に従つて証明当局が行い、並びに当該証明当局の関係する規則及び手続に従つて解釈する。 2 証明当局は、追加型式証明書又は大変更が重要であるか否かを分類するため、これらの変更を、過去における全ての関連する設計上の変更との関係及び民間航空製品に対する型式証明書に用いられた関係する証明規格に対する全ての関連する修正との関係において検討する。次のいずれかの基準に合致する変更は、自動的に重要なものとする。 (a) 一般的な形態又は構造上の原則が保持されていないこと。 (b) 変更される民間航空製品の証明に用いられたい前提条件が有効でないこと。 第十五条 設計証明書の譲渡 設計証明書の保有者が自己の設計証明書を他の事業体に譲渡する場合には、当該設計証明書について責任を負う証明当局は、技術実施手続に定めるところにより、その譲渡につき認証当局に対して速やかに通報し、及び設計証明書の譲渡に関連する手続を適用する。 第十六条 設計に関連する運用上の要件 1 両技術機関は、設計に関連する運用上の要件に関連するデータ及び情報が、必要な場合には	(b) 第十二条 認証当局の関与の水準 1 第九条及び技術実施手続に定める認証の過程における一方の締約者の認証当局の関与の水準については、主として次の事項によって決定する。 (a) 他方の締約者の権限のある当局の証明当局としての経験及び実績 (b) 当該認証当局が他方の締約者の権限のある当局との過去の認証の実施において既に得た経験 (c) 認証する設計の性質 (d) 申請者の当該認証当局との間の実績及び経験 (e) 第二十八条及び第二十九条に定める資格要件の評価の結果 2 認証当局は、技術実施手続に定めるところにより、一定の製品区分の最初の認証において、特に証明当局の手続及び方法について特別な手続及び厳格な審査を行う。 3 1 及び 2 に定める原則の効果的な実施は、技術実施手続に定める評価基準を用いて、証明監督理事会が定期的に評価し、把握し、及び再検討する。 第十三条 自動的な受入れの過程 1 認証当局は、自動的な受入れの対象となる設計証明書については、証明当局が交付する設計証明書を認証を行うことなく受け入れる。この場合において、当該設計証明書は、認証当局が自己の属する締約者の法令及び運用規則に従つて交付する証明書と同等のものとして承認するものとし、認証当局は、これに相当する証明書を交付しない。 2 証明当局としての欧州連合の技術機関が交付する重要でない追加型式証明書、重要でない大変更又は重要でない主要な修理及び技術基準命令認定書は、日本国の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。 3 証明当局としての欧州連合の技術機関又は欧州連合の法令に基づく認定機関が認定する小変更及び軽微な修理は、日本国の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。 4 証明当局としての日本国の技術機関又は日本国の法令に基づく認定機関が認定する小変更及び軽微な修理は、欧州連合の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。 第十四条 第十条及び前条の実施規定 1 小変更又は大変更への分類は、この附属書に定める定義に従つて証明当局が行い、並びに当該証明当局の関係する規則及び手続に従つて解釈する。 2 証明当局は、追加型式証明書又は大変更が重要であるか否かを分類するため、これらの変更を、過去における全ての関連する設計上の変更との関係及び民間航空製品に対する型式証明書に用いられた関係する証明規格に対する全ての関連する修正との関係において検討する。次のいずれかの基準に合致する変更は、自動的に重要なものとする。 (a) 一般的な形態又は構造上の原則が保持されていないこと。 (b) 変更される民間航空製品の証明に用いられたい前提条件が有効でないこと。 第十五条 設計証明書の譲渡 設計証明書の保有者が自己の設計証明書を他の事業体に譲渡する場合には、当該設計証明書について責任を負う証明当局は、技術実施手続に定めるところにより、その譲渡につき認証当局に対して速やかに通報し、及び設計証明書の譲渡に関連する手続を適用する。 第十六条 設計に関連する運用上の要件 1 両技術機関は、設計に関連する運用上の要件に関連するデータ及び情報が、必要な場合には

認証の過程において交換されることを確保する。

2 認証当局は、設計に関連する運用上の要件の一部に係る両技術機関の間の決定に従い、認証の過程を通じて証明当局の適合性報告書を受け入れることができる。

第十七条 型式に関連する運用上の文書及びデータ

1 一部の型式別の運用上の文書及びデータの一式であつて型式証明書の保有者が提供するもの（欧州連合の制度における運用上の適合性データ及び日本国の制度における同等のデータを含む。）は、証明当局が認定し、又は受け入れるものとし、必要な場合には、認証の過程において交換する。

2 1に規定する運用上の文書及びデータは、技術実施手続に定めるところにより、認証当局が自動的に受け入れ、又は認証することができ

第十八条 同時に行う認証

申請者及び両技術機関が決定した場合には、状況に応じ、及び技術実施手続に定めるところにより、同時に行う認証の過程を用いることができる。

第十九条 継続的な耐空性

1 両技術機関は、自己が証明当局となる民間航空製品の安全でない状態に対処するための行動をとる。

2 一方の締約者の権限のある当局は、自己の規制上の制度の下で設計され、又は製造された民間航空製品について、他方の締約者の権限のある当局が当該民間航空製品の継続的な耐空性に必要と認める行動を決定するに当たり、要請に基づき、当該他方の締約者の権限のある当局を支援する。

3 運用中の障害その他この附属書の対象となる

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

民間航空製品に影響を与える潜在的な安全性に関する問題により当該民間航空製品の証明当局である一方の締約者の技術機関が調査を行うこととなる場合には、他方の締約者の技術機関は、要請に基づき、当該調査の支援（関連する事業体によつて報告された関連情報であつて、故障、機能不全、欠陥その他当該民間航空製品に影響を与える事態に関するものの提供を含む。）を行う。

4 設計証明書の保有者の証明当局に対する報告の義務及びこの附属書の定める情報交換の仕組みは、各設計証明書の保有者が故障、機能不全、欠陥その他その民間航空製品に影響を与える事態を認証当局に報告する義務を果たすものとみなす。

5 1から4までに規定する安全でない状態に対処するための行動及び安全に関する情報の交換については、技術実施手続で定める。

6 一方の締約者の技術機関は、当該締約者の監督に関する制度の下で設計され、又は製造された民間航空製品に関する全ての継続的な耐空性に関する義務的通知（この附属書の範囲内のものに限り。）を他方の締約者の技術機関に通報する。

7 一方の締約者の技術機関は、交付した証明書における耐空性の状態のいかなる変更についても、他方の締約者の技術機関に適時に連絡する。

第E節 製造証明

第二十条 製造の証明及び監督に関する制度の承認

1 輸入締約者は、この附属書の範囲内で輸出締約者の製造の証明及び監督に関する制度が輸入締約者の当該制度と十分に同等であると認められることから、第二十六条2の規定が適用される場合を除くほか、輸出締約者の当該制度を承認する。

2 1の規定は、次の事項についても適用する。

(a) 設計国の責任が輸出締約者以外の国に帰属する民間航空製品の製造。ただし、輸出締約者の権限のある当局が、当該民間航空製品について設計証明書の保有者と製造認定書の保有者との間の連携を管理するため、設計国の関連する当局と必要な手続を定め、及び実施していることを条件とする。

(b) 輸出締約者の単独の製造認定書の保有者であつて両締約者の領域の外に所在するものによる民間航空製品（民間航空機、航空機用発動機及び航空機用プロペラを除く。）の製造

(c) 輸出締約者の単独の製造認定書の保有者であつて両締約者の領域の外に所在するものによる航空機用発動機及び航空機用プロペラの製造。ただし、両技術機関による個別の再検討の対象となることを条件とする。

第二十一条 製造認定書の対象の拡大及び単独の製造認定書

1 輸出締約者の権限のある当局が当該輸出締約者の領域に主として所在する製造者に交付し、かつ、前条1の規定に従つて承認される製造認定書は、輸入締約者又は第三国の領域に所在する当該製造者の製造現場及び製造施設（当該製造現場及び製造施設の法的地位並びに当該製造現場及び製造施設において製造される民間航空製品の種類のいかなるものを問わない。）を含めるために対象を拡大することができる。この場合において、当該輸出締約者の権限のある当局は、当該製造現場及び製造施設の監督について引き続き責任を負うものとし、また、当該輸入締約者の権限のある当局は、同一の民間航空製品について当該製造現場及び製造施設に対して自己の製造認定書を交付しない。

2 一方の締約者の権限のある当局が他方の締約者の領域に所在する製造者に交付する単独の製造認定書であつてこの協定の署名の時に有効なものは、両技術機関が個別に再検討する。当該単独の製造認定書については、その保有者と協議の上、合理的な期間内に終了させることができる。

第二十条 製造認定書の保有者と設計証明書の保有者との間の連携

1 両締約者の権限のある当局は、民間航空製品に対する製造認定書の保有者が一方の締約者の権限のある当局による規制の下にあり、かつ、当該民間航空製品に対する設計証明書の保有者が他方の締約者の権限のある当局による規制の下にある場合には、当該製造認定書の保有者と当該設計証明書の保有者との間の連携の管理についての各締約者の責任を定義するための手続を定める。

2 両締約者の権限のある当局は、この附属書の枠組みにおける民間航空製品の輸出について、設計証明書の保有者と製造認定書の保有者との同一の事業体でない場合には、当該設計証明書の保有者が設計と製造との間の十分な調整及び当該民間航空製品の継続的な耐空性のための適切な支援を確保するために当該製造認定書の保有者との間で適切な取決めを行うことを確保する。

第二十三条 製造認定書の重複の回避

輸入締約者の権限のある当局は、輸出締約者の権限のある当局が交付した製造認定書に既に含まれる民間航空製品を自己の製造認定書が対象とすることとなる場合には、両技術機関が別段の決定を行うときを除くほか、輸出締約者の製造認定書の保有者に対して製造認定書を交付しない。

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件

第F節 輸出証明書

第二十四条 範囲

この附属書は、技術実施手続に定めるところにより、この附属書の対象となる次の輸出証明書を
取り扱う。

(a) 新造及び中古の航空機に対する輸出耐空
証
明書

(b) 新造の民間航空製品（航空機を除く。）に
対
する出荷許可証明書

第二十五条 輸出証明書の交付

1 輸出締約者の権限のある当局は、新造の航空
機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空
製品（航空機を除く。）に対する出荷許可証明書
を交付する場合には、これらの民間航空製品が
次の要件を満たすことを確保する。

(a) この附属書及び技術実施手続に従って輸入
締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証
し、又は証明した設計に適合すること。
(b) 安全に運用することができている状態であるこ
と。

(c) 輸入締約者が通報した全ての追加的な要件
を満たすこと。

(d) 民間航空機、航空機用発動機及び航空機用
プロペラについては、輸入締約者が通報した
関係する継続的な耐空性に関する義務的通知
（当該輸入締約者の耐空性に関する命令を含
む。）に適合すること。

2 輸出締約者の権限のある当局は、当該輸出締
約者において登録された中古の航空機に対して
輸出耐空証明書を交付する場合には、1 (a) から
(d) までに定める要件に加え、当該航空機がその
運用期間を通じて、当該輸出締約者が認定する
手順及び方法を用いて適切に整備されているこ
とを確保する。その整備は、航空日誌及び整備
記録によって証明されるものとする。

第二十六条 新造の民間航空製品に対す
る輸出証明書の受入れ

1 輸入締約者の権限のある当局は、前節及び2
の規定に従うことを条件として、この附属書及
び技術実施手続に定める条件に従い、輸出締約
者の権限のある当局又は認定機関としての製造
認定書の保有者が新造の民間航空製品に対して
交付する輸出証明書を受け入れる。

2 輸入締約者の権限のある当局は、自己の民間
航空の安全に関する規制上の制度の下で過去に
受け入れたことがない民間航空製品の区分であ
る場合には、この条の規定に従って当該民間航
空製品に対する輸出証明書を受け入れる前に、
技術実施手続に定めるところにより、前条1に
定める要件が効果的に満たされていることを確
認するために製造認定書の保有者の評価を行う
ことを決定することができる。当該輸入締約者
は、当該評価を行う意図を有する場合には、輸
出締約者に通報する。当該評価を良好に終了し
た製造認定書の保有者の一覧については、当該
輸入締約者の技術機関の公の出版物において公
表する。

第二十七条 中古の航空機に対する輸出
耐空証明書の受入れ

1 輸入締約者の権限のある当局は、この附属書
及び技術実施手続に定める条件に従い、輸出締
約者の権限のある当局が中古の航空機に対して
交付する輸出耐空証明書を受け入れる。ただ
し、当該航空機について、型式証明書又は限定
型式証明書の保有者がその航空機型式の継続的
な耐空性を裏付けるために存在する場合に限
る。

2 輸出締約者の権限のある当局は、輸入締約者
の権限のある当局が当該輸出締約者の製造に関
する監督の下で製造された中古の航空機に対す
る輸出耐空証明書を1の規定に従って受け入れ

るため、要請に基づき、次のデータ及び情報の
入手において当該輸入締約者の権限のある当局
を支援する。

(a) 製造者から出荷された時の当該航空機の形
態

(b) 当該航空機に対して行われた出荷後の変更
及び修理であつて、当該輸出締約者の権限の
ある当局が認定したもの

3 輸入締約者は、技術実施手続に定めるところ
により、検査記録及び整備記録を要求すること
ができる。

4 輸出が検討される中古の航空機の耐空性の状
態を評価する過程において、輸出締約者の権限
のある当局が第二十五条2並びにこの条の1及
び2に定める全ての要件を満たすことができな
い場合には、当該輸出締約者の権限のある当局
は、次の事項を行う。

(a) 輸入締約者の権限のある当局に通報するこ
と。

(b) 技術実施手続に定めるところにより、両締
約者の権限のある当局が関係する要件に対す
る例外を受け入れ、又は拒否することについ
て輸入締約者の権限のある当局と調整するこ
と。

(c) 輸出の時に、受け入れられた例外に関する
記録を保持すること。

第G節 権限のある当局の資格審査

第二十八条 適合性認定及び証明書の受
入れのための資格要件

各締約者は、この附属書の実施のための系統
立った及び効果的な証明及び監督に関する制度を
維持する。当該制度には、次の事項を含む。

(a) 法的な及び規制上の枠組みであつて、特に
締約者の民間航空の安全に関する規制上の制
度による規制の下にある事業体に対する規制
上の権限を確保するもの

(b) 組織の構成（責任に関する明確な説明を含
む。）

(c) 十分な資源（資格を有する職員であつて、
十分に知識及び経験を有し、かつ、訓練され
たものを含む。）

(d) 政策及び手続に記載された適切な過程
文書及び記録

(e) 確立された検査の計画であつて、法的な及
び規制上の枠組みの実施について監督に関す
る制度の種々の要素の間の統一的な水準を確
保するもの

第二十九条 権限のある当局の継続的な
資格審査

1 各締約者の技術機関は、この附属書の実施に
関するそれぞれの規制上の制度が十分に同等の
水準の安全性を確保するようにそれぞれの規制
上の制度に対する相互の信頼を維持するため、
他方の締約者の権限のある当局の前条に定める
資格要件についての遵守を定期的に評価する。
この継続的な相互の評価の方式は、技術実施手
続で定める。

2 一方の締約者の権限のある当局は、1に規定
する評価が要求された場合には他方の締約者の
権限のある当局と協力し、及び自己の監督の下
にある規制を受ける事業体が両技術機関に対し
てアクセスを認めることを確保する。

3 いずれかの締約者の技術機関が、他方の締約
者の権限のある当局の技術的能力が適切でなく
なったと信ずる場合又はこの附属書の実施に関
する他方の締約者の制度が当該他方の締約者の
権限のある当局が行う適合性認定若しくは当該
他方の締約者の権限のある当局が交付する証明
書の受入れを認めるために十分に同等の水準の
安全性を確保しなくなったという理由により当
該受入れを停止すべきであると信ずる場合に
は、両技術機関は、是正措置を特定するために

協議する。

4 各締約者の技術機関は、相互に受け入れることができる方法を通じて相互の信頼を回復することができない場合には、3に規定する事項を証明監督理事会に付託することができる。

5 各締約者は、3に規定する事項が証明監督理事会によって解決されない場合には、当該事項を協定第十一条の規定によって設置される合同委員会に付託することができる。

第H節 連絡、協議及び支援

第三十条 連絡

両締約者の権限のある当局の間の全ての連絡は、両技術機関が個別に決定する例外を除くほか、技術実施手続に定める文書を含め、英語で行う。

第三十一条 技術的な協議

1 両技術機関は、協議を通じてこの附属書の実施に関する問題に対処する。

2 各締約者の技術機関は、1の規定に従って行う協議を通じ相互に受け入れることができる解決に至らない場合には、1に規定する問題を証明監督理事会に付託することができる。

3 各締約者は、1に規定する問題が証明監督理事会によって解決されない場合には、当該問題を協定第十一条の規定によって設置される合同委員会に付託することができる。

第三十二条 証明における支援及び継続的な耐空性のための監督活動における支援

一方の締約者の権限のある当局は、設計、製造及び環境保護に関連する証明並びにこれらに関連する継続的な耐空性のための監督活動において、要請に基づき、相互の同意の後に及び資源が許す場合には、他方の締約者の権限のある当局に対して技術的な支援、データ及び情報を提供すること

ができる。提供する支援及び当該支援を提供するための過程は、技術実施手続で定める。

審査報告書

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年五月十四日

地方創生及び消費者問題に関する特別委員長 石井 浩郎

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和三年五月十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 総務省関係(第一条・第二条)
- 第二章 厚生労働省関係(第三条)
- 第三章 農林水産省関係(第四条・第五条)
- 第四章 国土交通省関係(第六条・第九条)
- 附則

第一章 総務省関係

第一条 地方自治法の一部改正

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百六十条の二第一項中「のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する」を「を円滑に行う」に改め、同条第十三項中「及び第十項」を「及び同項」に改める。

別表第一建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の項を削り、同表宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の項中「第十四条及び第七十八条の三」を「及び第十四条」に改め、「第八条、第十条及び第十四条の規定により処理することとされているものについては、」を削り、同表不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第五十二号)の項中「第二十三条第一項(国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。）」、「及び第三項」及び「第二十七條第三項、第二十九條第二項並びに第三十一条第一項(国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。）」を削り、同表積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百一十号)の項中「第十六条及び第五十四条の二」を「及び第十六

条」に改め、「第十二条、第十三条及び第十六条の規定により処理することとされているものについては、」を削る。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)

第二条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「とする」の下に「。次号において同じ」を加え、同号を同条第八号とし、同条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 住民基本台帳法第二十四条の規定に基づく同条の届出の受付及び当該届出に係る同法第二十二條第二項に規定する文書の引渡し

第二条に次の一号を加える。

九 市町村長が登録した印鑑に係る登録の廃止の申請の受付

第二章 厚生労働省関係

第三条 介護保険法の一部改正

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十八条の四第三項第三号中「小規模多機能型居宅介護及び」を削る。

第一百十五條の十四第三項第三号中「介護予防小規模多機能型居宅介護及び」を削る。

第三章 農林水産省関係

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第四条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律で「漁業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。

一 漁業近代化資金(漁業近代化資金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)第二条第三

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

三二

項に規定する漁業近代化資金をいう。以下同じ。)

二 沿岸漁業改善資金(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第二項に規定する経営等改善資金、同条第三項に規定する生活改善資金及び同条第四項に規定する青年漁業者等養成確保資金をいう。以下同じ。)

三 漁業近代化資金及び沿岸漁業改善資金以外の資金であつて、中小漁業者等の事業又は生活に必要なもののうち、漁業又は水産加工業の経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するもの

第四条第一項第一号中「ロ」を「ハ」に改め、同号ロ中「イ」を「イ及びロ」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 沿岸漁業改善資金

第四十四条の二第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第四条第一項第一号ロ」を「第四条第一項第一号ハ」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 沿岸漁業改善資金に係る債務の保証の業務

第七十六条の二(見出しを含む。)及び第七十七条中「改善資金」を「漁業経営改善資金」に改める。

(沿岸漁業改善資金助成法の一部改正)

第五条 沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「青年漁業者等養成確保資金」の下に「これらの資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。」を加える。

第二条第二項中「とは、」の下に「経営等改善措置」を加え、「。以下同じ。」を削り、「導入に」を「導入を行うことをいう。以下同じ。」を実施す

るのに」に改め、同条第三項中「とは、」の下に「生活改善措置」を加え、「導入に」を「導入を行うことをいう。以下同じ。」を実施するの」に改め、同条第四項中「とは、」の下に「青年漁業者等養成確保措置」を加え、「の实地の習得」を「を实地に習得すること」に改め、「形成する」の下に「ことをいう。以下同じ。」を実施する」を加える。

第三条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書(前項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定めるところにより沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けの業務を行う次に掲げる者(以下「融資機関」という。)に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県が行う事業に必要な資金の一部に充てるため、補助金を交付することができ、この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

一 農林中央金庫

二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第三号及び

第四号の事業を併せ行う漁業協同組合

三 水産業協同組合法第八十七条第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

四 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「貸付資格の認定」を付し、同条を次のように改める。

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置の内容及び実施時期
二 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置を実施するのに必要な資金の種類及び額並びにその調達方法

第八条の見出しを削り、同条第一項中「経営等改善資金の貸付け」を「都道府県知事は、経営等改善資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたときに、」以下を「第三項において、」に、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行う」を「経営等改善措置を実施する」に、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は当該施設の導入を」経営等改善措置を実施すること」に、「行う」を「同条第一項の認定をする」に改め、同条第二項中「生活改善資金の貸付け」を「都道府県知事は、生活改善資金の貸付けについて前条第一項の認定の申請があつたとき」に改め、「申請者」の下に「その者が団体である場合には、その団体を構成する者」を加え、「合理的な生活方式を導入する」を「生活改善措置を実施する」に、「当該生活方式を導入する」を「当該生活改善措置を実施する」に改め、同条第三項中「青年漁業者等養成確保資金の貸付け」を「都道府県知事は、青年漁業者等養成確保資金の貸

付けについて前条第一項の認定の申請があつたとき」に、「近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の实地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成する」を「青年漁業者等養成確保措置を実施する」に、「行う」を「同項の認定をする」に改める。

第十五条中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を、「事業」の下に「の全部」を加え、「貸付金」を「貸付金等」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「貸付金」を「貸付金等」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「昭和二十三年法律第二百四十二号」を削り、同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第三条第一項」の下に「及び第二項」を、「補助金、貸付金」の下に「及び都道府県が行う同項の貸付けに係る資金以下「貸付金等」という。」を加え、「前条」を「第十一条」に、「及び」を「並びに」に、「貸付金」を「貸付金等」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(融資機関が行う貸付け)

第十二条 都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金は、無利子とし、その償還方法その他必要な貸付けの条件の基準は、政令で定める。

2 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第三条第二項の経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けについて、前三条の規定は融資機関について準用する。

第四章 国土交通省関係

(建築士法の一部改正)

第六条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十六条」に、「第三十八条―第四十四条」を「第三十七条―第四十三條」に改める。

第十条の三を削り、第十条の二の二を第十条の三とする。

第十条の十九第一項中「第十条の二の二の」を「第十条の三の」に、「第十条の二の二第一項各号」を「第十条の三第一項各号」に改め、同条第三項中「第十条の二の二第六項」を「第十条の三第六項」に改める。

第十条の二十二及び第十一条第一項中「第十条の二の二第一項第一号」を「第十条の三第一項第一号」に改める。

第十五条の七を削る。

第十六条第三項中「第十五条の六」を「前条」に改める。

第三十六条を削り、第三十七条を第三十六条とする。

第三十八条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第四号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第五号中「第四十一条第八号」を「第四十条第八号」に、「者」を「とき」に改め、同条第六号から第十三号までの規定中「者」を「とき」に改め、

第十章中同条を第三十七条とし、第三十九条を第三十八条とする。

第四十条中「第四十二条」を「第四十一条」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十一条中「いづれかに該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第十三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第十四号中「閲覧させた者」を「閲覧

させたとき」に改め、同条第十五号から第十七号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第十八号中「(第三十八条第一号を「とき」(第三十七条第一号に、「者」を除く。))」を「場合を除く。))」に改め、同条を第四十条とし、第四十二条を第四十一条とする。

第四十三条中「第三十八条」を「第三十七条」に、「第四十一条」を「第四十条」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十四条第一号中「第十条の二の二第五項」を「第十条の三第五項」に改め、同条を第四十三条とする。

別表第一中「第十条の二の二」を「第十条の三」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第七条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第七十八条の三を次のように改める。

(都道府県知事への書類の写しの送付等)

第七十八条の三 国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類の写しを、遅滞なく、宅地建物取引業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に送付しなければならない。

一 第三条第一項の免許をした場合 第四条第一項の免許申請書及び同条第二項各号に掲げる書類

二 第九条の規定による届出を受理した場合 合 当該届出に係る書類

2 国土交通大臣は、第十一条第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、同項各号のいづれかに該当することとなつた者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

第七十八条の四中、「第十四条及び前条」を「及び第十四条」に改め、「第八条、第十条及び

第十四条の規定により処理することとされているものについては、」を削る。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第八条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十四条」に、「第五十六条―第六十一条」を「第五十五条―第六十条」に改める。

第十四条の十一第一項中「第六十条」を「第五十九条」に改める。

第二十三条第一項中「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して」を削り、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「みづから」を「自ら」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十五条第五号中「第二十九条第一項第一号」を「第二十九条第一号」に改める。

第二十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十七条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十九条第二項を削る。

第三十条中「一に掲げる」を「いづれかに掲げる」に改め、同条第一号中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二号中「前条第一項」を「前条」に、「同項各号の二」を「同条各号のいづれかに」に改め、同条第五号中「第二十六条第三項」を「第二十六条第二項」に改める。

第三十一条第一項中「は次に掲げる書類を、都道府県知事は」を「又は都道府県知事は、」に改め、「及び次項の規定により送付を受けた書類」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に

改め、同項を同条第二項とする。

第五十三条を削り、第五十四条を第五十三条とする。

第五十五条中「第二十三条第一項(国土交通大臣への經由に関する事務に係る部分に限る。))」、「及び第三項」及び、「第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項(国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。))」を削り、同条を第五十四条とする。

第五十六条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「受けた者」を「受けたとき」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき」に改め、第六章中同条を第五十五条とする。

第五十七条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十八条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十九条中「第五十六条、第五十七條第六号」を「第五十五条、第五十六條第六号」に改め、同条を第五十八条とし、第六十条を第五十九条とする。

第六十一条中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、同条を第六十条とする。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第九条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の二を次のように改める。

(都道府県知事への通知)

第五十四条の二 国土交通大臣は、第三条の許可をし、又は第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨その他国土

令和三年五月十九日 参議院會議録第二十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

三四

交通省令で定める事項を、積立式宅地建物販売業者の主たる事務所(同項の規定による届出を受理したときにあつては、同項各号のいずれかに該当することとなつた者の主たる事務所)の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第五十四条の三中「第十六条及び前条」を「及び第十六条」に改め、「第十二条、第十三条及び第十六条の規定により処理することとされているものについては、」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに次条及び附則第四条の規定 公布の日

二 第一条(地方自治法第二百六十条の二第一項の改正規定に限る。)、規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第四条及び第五条の規定並びに附則第八条及び第九条の規定 令和四年四月一日

四 附則第十条の規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

五 第一条(地方自治法別表第一宅地建物取引業法昭和二十七年法律第七十六号)の項の改正規定に限る。及び第七条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日がデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第二条のうち、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条第七号を改め、同条を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とする改正規定中「第二条第七号」とあるのは「第二条第五号」と、「同条第八号」とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし」とあるのは「同条第六号とし、同条」と、同条に一号を加える改正規定中「九」とあるのは「七」とする。

2 前項の場合において、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第四十五条のうち地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二条中第五号を第七号とし、第四号の次に二号を加える改正規定中「第五号を第七号」とし、第四号とあるのは「第七号を第九号」とし、第六号を第八号とし、第五号と、「五 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」とあるのは「六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」と、「八」とあるのは「七」とする。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。による改正後の地方自治法第二百六十条の二第一項の規定は、第一条の規定の施行の際現に地方自治法第二百六十条の二第二項の規定による申請をしている地縁による団体(第一条の規定による改正前の地方自治法第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。))についても適用があるものとする。

(政令への委任)

第四条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(建築基準法の一部改正)

第五条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「第十条の二の二第四項を「第十条の三第四項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一百五十四号(一)中「第十条の二の二第一項第一号」を「第十条の三第一項第一号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百九の項中「第十条の二の二第二項」を「第十条の三第一項」に改める。

別表第三の二十二の項及び別表第五第二十七号中「の登録、同法第二十三条第一項の経由」を削り、「の登録、同条第二項の経由」を「又は」に改め、「又は同条第三項の経由」を削る。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)
第八条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号八中「第二条第二項の」の下に「経営等改善措置(を、導入を含む。)」の下に「に限る。以下「経営等改善措置」という。」を加える。

第十四条第一項中「行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政

令で定める種類の資金」を「経営等改善措置」に、「同法」を「沿岸漁業改善資金助成法」に、「沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入(当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。)」を「経営等改善措置」に、「同法第四条」を「同条第二項中「沿岸漁業従事者等」とあるのは「認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条」に、「以下同じ」を「第三項において同じ」に改め、「の経営」との下に、「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とを加える。

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正)
第九条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項第三号中「第二条第二項の」の下に「経営等改善措置(を、含む。)」の下に「に限る。第十一項において「経営等改善措置」という。」を加える。

第十一条第一項中「行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金」を「経営等改善措置」に、「同法」を「沿岸漁業改善資金助成法」に、「次条において」を「以下」に、「同法第四条」を「同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促

進に関する法律」と、「沿岸漁業従事者等」とあるのは「促進事業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条に、「以下同じ」を「第三項において同じ」に改め、「近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁業の安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第五條第四項第三号に掲げる措置」とを削り、「同法第九條第二項」を「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第九條第一項」に改め、「漁業者の経営」との下に、「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とを加える。

(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十條 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十九條のうち、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第二條第五号の改正規定中「第二條第五号」を「第二條第六号」に改め、同条第六号の改正規定中「同条第六号」を「同条第七号」に改める。

審査報告書

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年五月十八日

財政金融委員長 佐藤 信秋

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の創設、預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度の創設等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

なお、令和三年度一般会計予算に銀行等保有株式取得機構の債券及び借入金に係る債務保証契約の限度額として二十兆円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 銀行及びその子会社等の業務範囲規制や銀行等の出資規制を緩和するに当たっては、銀行法が銀行の業務の公共性に鑑みながら、国民経済の健全な発展に資することを目的としていることを踏まえ、利益相反取引の防止、優越的地位の濫用の防止、他業リスクの排除の観点から、銀行グループが自己の利益のみを追求することなく、国民経済の成長や地方創生のためにその役割を適切に果たすようモニタリングを行うとともに、本法附則第四十四條の検討条項を踏ま

え、必要があると認めるときは、適切適切に制度の見直しを行うこと。

二 国際金融機能の強化に向けた海外の高度金融人材や金融事業者の受入れの促進においては、本法や税制上の措置など費用面からの取組だけではなく、金融教育やイノベーション促進のための成長資金需要の拡大といった期待収益面からの取組を積極的に進めること。

三 移行期間特例業務及び海外投資家等特例業務制度の運用においては、国内外の投資家保護のため海外当局とも連携し適切なモニタリングを行うこと。

四 銀行等保有株式取得機構が保有する株式の受託会社を通じた議決権行使においては、コーポレートガバナンスが機能するよう適切に監視すること。また、同機構の存続期限がこれまで幾度も延長されていることを踏まえ、市場の動向を見ながら、可能な限り早急に株式等の処分を進めること。

五 資金交付制度の運用に当たっては、制度上、勘定廃止の際に国庫に納付することとされている資金を活用することに鑑み、その交付により金融機関等が地域経済の活性化等に果たした役割などに関し、国会に対する説明責任を十分に果たすこと。また、資金交付額の算定の基礎となる対象経費や交付率等を定めるに当たっては、資金交付制度の適切な運用を確保する観点に十分配慮すること。

六 同じく資金交付制度の運用に当たっては、日本銀行が実施する「地域金融強化のための特別当座預金制度」との間で十分に連携することにより、地域金融機能の強化が効率的かつ効果的に実現されるよう努めること。

七 「物価安定の目標」を達成するための日本銀行による超低金利政策の長期化が、金融機関の資金利益の悪化を通じて金融仲介機能に悪影響を

及ぼし得ることに鑑み、日本銀行との共同声明である「アフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携」に掲げる目的を早期に達成するべく、正規雇用を促進するとともに、企業の生産性向上分を賃金に反映することで労働分配率を上昇させるための取組を一層積極的に進めること。

右決議する。

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

令和三年四月二十七日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律

(銀行法の一部改正)

第一條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二條の三十四」を「第五十二條の三十四の二」に改める。

第十條第二項に次の一号を加える。

二十一 当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律案

三六

に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

第十條第四項中「定義」を「通則」に改め、同条第七項、第八項及び第十項中「定義」を削る。

第十二条の二第三項第一号中「並びにその子会社である銀行、第五十二條の二十三第一項各号に掲げる会社及び第五十二條の二十三の第二項に規定する特例子会社対象会社」を「及びその子会社」に、「他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない」を「当該銀行持株会社グループの経営管理(第五十二條の二十一第四項に規定する経営管理をいう。)を行う」に改める。

第十六条の二第一項第三号中「(以下)を」(第十一号口並びに第五十二條の二十三第一項第二号及び第十号口において)に改め、同項第四号中「(以下)を」(第十一号口並びに第五十二條の二十三第一項第三号及び第十号口において)に改め、同項第五号の二中「(以下)を」第十一号口並びに第五十二條の二十三第一項第四号の二及び第十号口においてに改め、同項第六号中「(以下)を」第十一号口においてに、「会社」(以下)を「(同号口並びに第五十二條の二十三第一項第五号及び第十号口において)に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該銀行、その子会社(第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

イ 従属業務
ロ 金融関連業務(当該銀行が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連

業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該銀行が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該銀行が信託兼営銀行(兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下この口及び第五十二條の二十三第一項第十号口において同じ。)、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合(当該銀行が信託兼営銀行である場合を除く。)にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。

第十六条の二第二項第十二号中「当該会社の議決権を」を削り、「次号」を「次号及び第十四号」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数(に)」「超えて」を「いう。以下この条において同じ。」「超える議決権を」に改め、同項第十四号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号の二中「当該会社の議決権を」を削り、「同条第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超

える議決権を保有していないものに限る。)

第十六条の二第二項第六号から第八号までを削り、同条第三項中「以外」を「以外の国内」に、「銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十二号の二を」「銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号まで」に改め、同項ただし書中「又は第十二号の二を」から第十四号まで」に改め、同条第四項から第十二項までを次のように改める。

4 銀行は、第一項第一号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社(従属業務(第二項第一号に規定する従属業務をいう。))又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条、第十六条の四第四項第一号、第五十三條第一項第三号及び第六十五條第六号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、第三十條第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五條第一項認可の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社(第一項第十五号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議

決権を保有する会社。以下この項において同じ。となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることにについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができ。

一 当該銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としており子会社対象外国会社(第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社(同項第十一号及び第十五号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。))、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。第十六条の四第一項において「特例持株会社」という。))又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているもの)に限り、持株会社を除く。以下この条において同じ。))又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務(第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第九項及び第五十二條の二十三において同じ。))のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。))を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)

7 第四項の規定は、銀行が、外国特定金融関連業務会社(当該銀行が子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としているものを除く。)を子会社としようとするときについて準用する。

8 銀行は、第六項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

9 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。

一 銀行が現に子会社として子会社対象外国会社(第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社に限る。次号において同じ。)(又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあっては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。))の確保その他の事情に照らして、当該銀行が子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)(を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 銀行が現に子会社として子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要である

と認められる場合

10 内閣総理大臣は、銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銀行の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該銀行が、現に子会社として子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社として子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 当該銀行が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該銀行が現に子会社として子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

11 銀行は、現に子会社として子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。))をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

12 第一項、第六項、第七項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得、銀行又はその子会社による第一項

第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社(当該銀行の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社として子会社対象金融関連業務会社を除く。)(を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由(当該銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。))が生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の二に次の四項を加える。

13 第四項の規定は、銀行が、現に子会社として子会社対象外国会社(子会社対象銀行等うち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。))に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社として同項第十五号に掲げる会社(その業務により当該銀行又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。))を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。))に該当する子会社としようとするときについて準用する。

14 銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 現に子会社として第一項第十一号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社として外国の会社(子会社対象会社に限る。)(を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合(第六項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。))

15 第九項の規定は、前項の承認について準用する。

16 銀行は、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該銀行の子会社及び第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。))を除く。について、同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の三第一項中「子会社対象会社」の下に「又は外国特定金融関連業務会社」を加える。

第十六条の四第一項中「及び第十二号の二から第十三号まで」を「第十三号、第十五号及び第十六号」に、「同項第十二号の二」を「同項第十三号」に改め、「除く。」の下に「特例持株会社(当該銀行が子会社としているものに限る。)」を、「この条」の下に「及び第六十五条第六号」を加え、同条第四項第一号中「第十六条の二第七項」を「第十六条の二第四項」に改め、同項第三

令和三年五月十九日 参議院會議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律案

三八

号中「認可」を削り、同条第七項中「又は特別事業再生会社を」、特別事業再生会社又は同項第十四号に掲げる会社」に改め、同条第八項中「事業を」事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第十六条の二第一項第十四号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「同項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二を」同条第一項第十二号から第十四号まで」に改め、同条第九項中「第一項から第七項まで」を「前各項」に改める。

第五十二条の二の五中、「書面を」、「書面等」に改め、「(同法第三十四条の下に)(特定投資家への告知義務)」を加える。

第五十二条の二の二第一項中、「次条において同じ」を削り、同条第二項中「並びに当該銀行持株会社の子会社である銀行、第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社及び第五十二条の二十三の二第二項に規定する特例子会社対象会社を」及びその子会社」に、「限る」を「限る」。次条第一項において同じ」に改める。

第五十二条の二の二第一項中「は、」を「(当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理を行うものに限る。次項において同じ)」は、「に、」に、「当該会社を」当該二以上の会社」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、内閣府令で定める軽易な業務については、この限りでない。

第五十二条の二十三第一項第十号中「第十項において「銀行持株会社等」という。」を削り、「営んでいる会社」を「営んでいるもの」に改め、同号イ中「(以下この条において「従属業務」という。))」を削り、同号ロ中「第十六条の二第二項第二号に掲げる」を削り、「同項第三号に掲げる」を「第十六条の二第二項第三号に規定する」に、

「同項第四号に掲げる」を「同項第四号に規定する」に、「同項第五号に掲げる」を「同項第五号に規定する」に、「それぞれ除くものとする」を、「それぞれ除く」に改め、同項第十一号中「(会社の議決権を)」を削り、「(次号を)次号及び第十三号」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数」に、「超えて」を「いう。以下この条及び次条において同じ」を「超える議決権を」に改め、同項第十三号中「銀行又は前各号に掲げる会社を」子会社対象会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号中「銀行又は前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号の二中「(会社の議決権を)」を削り、「同条第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

第五十二条の二十三第二項中「以外」を「以外の国内」に、「銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二を」銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号まで」に改め、同項ただし書中「又は第十一号の二を」から第十三号まで」に改め、同条第三項から第十項までを次のように改める。

3 銀行持株会社は、銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社(同項第十号イに掲げる業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条、第五十二条の二十四第四項第四号、第五十三條第三項第四号及び第六十五條第十七号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社(第一項第十四号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する場合に、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 当該銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としており、子会社対象外国会社(第一項第六号から第十号及び第十四号に掲げる会社(同項第十号及び第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。))、持株会社(子会社対象会社を子会社としており、同項第十四号に掲げる会社(同項第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。))又は外国の会社において「特例持株会社」という。又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社と類似するもの(子会社対象会社を子会社としており、同項第十四号に掲げる会社(同項第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。))をいう。以下この条において同じ。又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。))を子会社とすることにより子会社対象会社以外外国の会社を子会社とする場合(二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合(前号に掲げる場合を除く。))

二 第三項の規定は、銀行持株会社が、外国特定金融関連業務会社(当該銀行持株会社が子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としており、同項第十四号に掲げる会社(同項第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。))を子会社としようとするときについて準用する。

7 銀行持株会社は、第五項各号のいずれかに該当する場合には、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、

ず、第五項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

8 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。

一 銀行持株会社が現に子会社として、子会社対象外国会社(第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社に限る。次号において同じ。)又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあっては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。)の確保その他の事情に照らして、当該銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 銀行持株会社が現に子会社として、子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

9 内閣総理大臣は、銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銀行持株会社の申請により、一年を限り、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該銀行持株会社が、現に子会社として、子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としている子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第五項の期間又はこ

の項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 当該銀行持株会社が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該銀行持株会社が現に子会社として、子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

10 銀行持株会社は、現に子会社として、子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。)をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

11 第一項、第五項、第六項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得、銀行持株会社又はその子会社による第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由により当該銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社(当該銀行持株会社の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社として、外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることについて内

閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由(当該銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日まで子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

12 第三項の規定は、銀行持株会社が、現に子会社として、第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社として、同項第十四号に掲げる会社(その業務により当該銀行持株会社又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

13 銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 現に子会社として、第一項第十号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社として、外国の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合

第五項第二号に掲げる場合、第十項及び第十一項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。

する。

15 銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該銀行持株会社の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)について、同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十二条の二十三の二第一項中「(以下「特例子会社対象会社」という。)を削り、同項第一号イ中「を営む会社」を「を営むもの」に改め、同号ロ及び同項第二号並びに同条第二項中「及び第十一号の二」を「から第十四号まで」に改め、同条第三項中「特例子会社対象会社」を「同項各号に掲げる会社」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項を「前項」に、「特例子会社対象会社が、前条第七項を「第一項各号に掲げる会社」に改め、同項ただし書中「特例子会社対象会社」を「会社」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「特例子会社対象会社を同項」を「第一項各号に掲げる会社を第三項(この項において準用する場合を含む。)」又は前項ただし書」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 認定銀行持株会社(次項の認定を受けた銀行持株会社をいう。第八項及び第九項並びに

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

第五十二條の三十四の二第一項において同じ。）は、前条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、特例銀行業高度化等業務（同条第二項第十四号に掲げる会社が営むことのできる業務のうち内閣府令で定めるものをいう。以下この条、第五十二條の三十四の二第二項及び第六十五條第十七号において同じ。）を専ら営む会社を持株特定子会社とすることが出来る。

第五十二條の二十三の二第七項中「第四項」を「前項」に、「第五項本文」を「第四項本文及び第九項本文」に、「同項ただし書」を「第四項ただし書」に、「を除く」を「及び第九項ただし書の規定による届出をして持株特定子会社（第八項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項及び第五十二條の三十四の二第二項において同じ。）となつた特例子会社対象会社を引き続き持株特定子会社とする場合を除く」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の四項を加える。

内閣総理大臣は、銀行持株会社の申請により、当該銀行持株会社が当該銀行持株会社並びに当該銀行持株会社の子会社である銀行及び特例銀行業高度化等業務を専ら営む持株特定子会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる基準として内閣府令で定めるものに適合することについて、認定を行う。

8 認定銀行持株会社は、第六項の規定により特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を特株特定子会社としようとするとき(特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社のうち内閣府令で定める会社にあつては、当該認定銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準

議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、あらかじめ、その会社が営もうとする特例銀行業高度化等業務を定めて、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

9 前項の規定は、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により認定銀行持株会社の持株特定子会社（前項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項及び次項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該認定銀行持株会社は、その持株特定子会社となつた会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣に届出をした場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

10 銀行持株会社は、第一項又は第六項の規定により特例子会社対象会社(第一項各号に掲げる会社又は特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社をいう。以下同じ。)を持株特定子会社としている場合には、当該持株特定子会社が営む業務の内容その他の事情を勘案し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

第五十二條の二十四第一項中「及び第十一号の二から第十二号まで」を、「第十二号、第十四号及び第十五号」に、「同項第十一号の二」を「同項第十二号」に改め、「除く。」の下に、「特例持株会社当該銀行持株会社が子会社として

ものに限る。』を、「この条」の下に「及び第六十五條第十七号」を加え、同條第四項第四号中「第五十二條の二十三第六項」を「第五十二條の二十三第三項」に改め、同條第七項中「又は特別事業再生會社を」、特別事業再生會社又は同項第十三号に掲げる會社」に改め、同條第八項中「事業」を「事業活動」に、「當該會社の議決權を」、「第五十二條の二十三第一項第十三号に掲げる會社に該當しないものであつて、當該に」、「同項に規定する」を「その」に、「超えてを」超える議決權を」に、「第五十二條の二十三第一項第十一号又は第十一号の二を」同條第一項第十一号から第十三号まで」に改め、同條第九項中「第一項から第七項まで」を「前各項」に改める。

第七章の三第三節第四款中第五十二條の三十四の次に次の一條を加える。

(認定銀行持株会社の認定の取消し等)
第五十二条の三十四の二 内閣総理大臣は、認定銀行持株会社が第五十二条の二十三の二第七項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定銀行持株会社に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をし、又は同項の認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により第五十二条の二十三の二第七項の認定を取り消された銀行持株会社は、その持株特定子会社としている特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を引き続き持株特定子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該認定を取り消された日から一年を経過する日までに当該会社が持株特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十二条の四十五の二中「書面」を「書面等」に改める。

第五十三條第一項第二号中「第十二号の二」を「第十四号」に、「同条第七項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「第十六条の二第七項に規定する」を削り、「とき」を「とき（第五号の場合を除く）」に改め、同条第三項第三号中「第十一号の二」を「第十三号」に、「同条第六項」を「同条第三項」に改め、同項第四号中「第五十二条の二十三第六項に規定する」を削り、「とき」を「とき（第七号の場合及び第五十二条の二十三の二第八項の規定による届出をした場合を除く）」に改める。

第五十四條第一項中「又は承認」を「承認又は認定」に改める。

第五十五條第二項中「第五十二條の二十三第六項若しくは第七項ただし書」を「第五十二條の二十三第三項若しくは第四項ただし書」に改める。

第五十七条の六第二号中「第十六条の二第七項」を「第十六条の二第四項」に改め、「第二条第四項」の下に「(定義)」を加える。

第六十五條第六号中第十六條の「第七項」を「第十六條の二第四項」に改め、「同項に規定する」を削り、「又は同条第九項」を「(同条第一項第十五号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき」、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項に、「同条第七項の」を「同条第四項の」に改め、「同条第七項に規定する」を削り、「とき」を「とき若しくは同項第十五号に掲げる会社(同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。)」を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定め

る会社を除く。に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該銀行持株会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。に改め、同条第十六号の二「業務」の下に「(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)」を加え、同条第十七号中「第五十二条の二十三第六項」を「第五十二条の二十三第三項」に改め、「同項に規定する」を削り、「若しくは同条第八項」を「同条第一項第十四号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)」にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき、同条第六項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第六項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、若しくは同条第十二項に、「同条第六項の」を「同条第三項の」に改め、「同条第六項に規定する」を削り、「又は第五十二条の二十三の二第六項」を「若しくは同項第十四号に掲げる会社(同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)」と改め、同項に規定する内閣府令で定める会社に限る。を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、同条第十五項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該銀行持株会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、第五十二条の二十三の二第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象業務を営む特例子会社対象会社を特株特定子会社としたとき、若しくは同条第五項に、「同項の」を「同項(同条第五項において準用する場合を含む。)」若しくは同条第四項ただし書の「とき」を「とき、又は同条第八項の規定による届出をしないとき、若しくは虚偽の届出をして、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を特株特定子会社としたとき(同項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき。)」に改め、同条第二十号中「第十六条の二第七項 同条第九項を第十六条の二第四項 同条第七項又は第十三項に」、「第三十条第一項から第三項まで」を「第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項、第三十条第一項から第三項まで」に、「第五十二条の二十三第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)」を「第五十二条の二十三第三項(同条第六項又は第十二項において準用する場合を含む。)、第七項、第十項、第十三項若しくは第十五項に」、「同条第六項」を「同条第五項に」、「又は」を「若しくは第七項又は」に、「認可」を認可、承認又は認定に改める。

の子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、第五十二条の二十三の二第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで特例子会社対象業務を営む特例子会社対象会社を特株特定子会社としたとき、若しくは同条第五項に、「同項の」を「同項(同条第五項において準用する場合を含む。)」若しくは同条第四項ただし書の「とき」を「とき、又は同条第八項の規定による届出をしないとき、若しくは虚偽の届出をして、特例銀行業高度化等業務を専ら営む会社を特株特定子会社としたとき(同項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき。)」に改め、同条第二十号中「第十六条の二第七項 同条第九項を第十六条の二第四項 同条第七項又は第十三項に」、「第三十条第一項から第三項まで」を「第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項、第三十条第一項から第三項まで」に、「第五十二条の二十三第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)」を「第五十二条の二十三第三項(同条第六項又は第十二項において準用する場合を含む。)、第七項、第十項、第十三項若しくは第十五項に」、「同条第六項」を「同条第五項に」、「又は」を「若しくは第七項又は」に、「認可」を認可、承認又は認定に改める。

二 当該農業協同組合連合会の保有する人

材、情報通信技術、設備その他の当該農業協同組合連合会の行う第一項第二号又は第三号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの

第十一条の二第二項中「及び第四節」を、「第四節及び第一百一条第一項第二十三号」に改める。

第十一条の六十四第一項中「第四項において「農業協同組合等」という。」を削り、同条第四項中「(会社が農業協同組合等の行う事業若しくは営む業務のために又は)」を削り、「(従属業務の下に(信用事業に従属する業務を除く。))」を加え、「当該農業協同組合等又は」を削る。

第十一条の六十六第一項中「第四項」を「第十号、第七項及び次条第一項」に改め、同項第一号中「もの」の下に「(第五号口において「信託兼営銀行」という。))」を加え、同項第二号及び第三号中「(以下)」を「(第五号口において)」に改め、同項第四号中「(次項第六号)」を「(次号口)」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。))その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(当該農業協同組合連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社といずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該農業協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社といずれをも子会社としていない

い場合(当該農業協同組合連合会が第十条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合を除く。))にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。

第十一条の六十六第一項第六号中「当該会社の議決権を」を削り、「並びに次条第三項」を「及び第八号並びに第十一条の六十七第三項」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数に」、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。を超える議決権を」に改め、同項第七号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号の二中「次条第一項」を「第十一条の六十七第一項」に改め、「当該会社の議決権を」を削り、「合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を超える議決権を」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社(当該農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が合算してその基準議決権数を超える議決権を有していないものに限る。)

九 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該農業協同組合連合会の行う第十号第一項第二号若しくは第三号の事業の高度化若しくは当該農業協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として主務省令で定める会社

第十一条の六十六第二項第五号及び第六号を削り、同条第三項中「又は第六号の二」を「から

令和三年五月十九日 参議院會議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律案

第八号まで」に改め、同条第四項中「子会社対象会社のうち」を削り、「又は第七号」を「第九号又は第十号」に、「掲げる従属業務を規定する従属業務」に改め、「以下この項及び第九項並びに次条第一項において同じ」及び「従属業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会が行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。」を削り、「とき」の下に「第一項第九号に掲げる会社(主務省令で定める会社を除く。)にあつては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第五項中「となる」を「同項第九号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。)にあつては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。」となる」に改め、同条第六項中「その」を「現に」に改め、同条第七項中「第四項の規定により」を「第四項の規定による認可を受けて」に、「又は前項の規定によりその」を「第五項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社としようとするとき、又は第六項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に」に改め、同条第八項中「農業協同組合連合会が」の下に「前項の規定により定款で定めた」を加え、同条第九項及び第十項を削り、同条第六項の次に次の一項を加える。

となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を有することについて行政庁の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十一条の六十六の次に次の一条を加える。

第十一条の六十六の二 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会(子会社対象会社を子会社としているものに限る。)は、当該農業協同組合連合会の属する農業協同組合連合会グループ(農業協同組合連合会及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。)の経営管理を行わなければならない。

前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 農業協同組合連合会グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として主務省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 農業協同組合連合会グループに属する農業協同組合連合会及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 農業協同組合連合会グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして主務省令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、農業協同組合連合会グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして主務省令で定めるもの

第十一条の六十七第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「第十一条の六十六第一項第一号から第四号まで」に、「従属業務又は同条

第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社(同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)、同条第一項第六号の二を「同項第五号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社、同項第七号」に、「及び同項第七号」を「同項第九号及び第十号」に、「いう」をいう。第四項において同じ」に改め、同条第二項中「第十一条の六十七第一項及び同条第二項において読み替へて準用する第十一条の六十五第二項から前項まで」を「第二項から前項まで並びに第十一条の六十七第一項、第三項及び第四項」に、「第十一条の六十七第一項」と読み替へる」を「同条第一項」と読み替へる」に改め、同条第三項中「前条第一項第六号」を「第十一条の六十六第一項第六号」に、「又は特別事業再生会社」を「特別事業再生会社又は同項第八号に掲げる会社」に改め、同条第四項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を、同項」を「第十一条の六十六第一項第八号に掲げる会社に該当しないものであつて、第一項に、「合算して、同項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「前条第一項第六号又は第六号の二を」を「同条第一項第六号から第八号まで」に改める。

第十一条の六十八第四項中「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「この条及び」を「この項、第六項及び」に、「掲げる関連業務」を「規定する関連業務」に、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同条第五項中「から第八項まで」を「第六項、第八項及び第九項」に、「前項」とあるのは、第十一条の六十八第四項を「前項の規定」とあるのは、第十一条の六十八第四項の規定に改め、「同条第一項」と、「の下に」その他の他の」を加え、「(農林水産省令と)」を「その他の農

林水産省令」と、「子会社(同項第九号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。))にあつては、当該農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。」「とあるのは「子会社」と、に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第九十七条第六号中「から第六号の二まで」を削り、「除く。」の下に「又は同条第一項第六号から第八号までに掲げる会社」を加える。

百一条第一項第二十三号中「又は同条第六項」を「(同条第一項第九号に掲げる会社(同条第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。))にあつては、第十号第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社が合算して第十一条の六十七第一項に規定する基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき、」第十一号の六十六第六項「に、「とき」を「とき、又は第十号第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社が第十一号の六十六第七項の規定による行政庁の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項第九号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該同号に掲げる会社の議決権を合算して第十一条の六十七第一項に規定する基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第五十五号中「又は」を「若しくは第七項又は」に改める。

附則に次の一項を加える。

第十一条の六十六の二の規定は、当分の間、第十一条の六十六第一項第九号に掲げる会社を子会社としていない第十号第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会には、適用しない。

(金融商品取引法の一部改正)

第三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例(第六十三条―第六十三条の七)」を「第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例(第六十三条―第六十三条の七)」を「第六節の二 海外投資家等特例業務に関する特例(第六十三条の八―第六十三条の十五)」に改める。

第二十四条の七第一項中「及び第二十七条の三十の十」を「第二十七条の三十の十及び第二十七条の三十の十一第一項」に、「この条並びに」を「この条」に改め、「及び第五項」の下に「並びに第二十七条の三十の十一第一項」を加える。

第二十七条の二第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二十七条の十第一項中「第二十七条の三十の十一第三項」を「第二十七条の三十の十一第四項」に改める。

第二十七条の二十三第一項中「第二十七条の三十の十一第四項」を「第二十七条の三十の十一第五項」に改める。

第二十七条の三十の九第二項中「ならない者」の下に「又は第二十三条の十二第七項(第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する書類を交付する者」を、「当該目録見書」の下に「又は当該書類を」、「その他の」の下に「情報通信の技術を利用する方法であつて」を加え、「方法」を「ものに」に、「当該事項」を「これらの事項」に改める。

第二十七条の三十の十一の見出し中「公開買付届出書」を「親会社等状況報告書」に改め、同条第四項中「内閣府令で定める方法」を「情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「内閣府令で定める方法」を「情報通信

の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「内閣府令で定める方法」を「情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「内閣府令で定める方法」を「情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

親会社等は、内閣府令で定める場合には、第二十四条の七第四項(同条第六項第二十七條において準用する場合を含む。)及び第二十七條において準用する場合を含む。)の規定により当該親会社等の提出子会社に送付するものとされている書類の写しに代えて、当該書類の写しに係る親会社等状況報告書(その訂正報告書を含む。)に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親会社等は、当該書類の写しを送付したものとみなす。

第二十九条の四第一項第一号イ中「」の廃止を命ぜられ」の下に「第六十三条の十三第三項(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)」の規定により海外投資家等特例業務(第六十三条の八第一項に規定する海外投資家

等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。の廃止を命ぜられ」を加え、「と同種類」を「若しくは海外投資家等特例業務と同種類」に改め、同号口(9)中「(9)及び次号(9)」を「(11)及び次号(11)」に改め、同号口(9)を同号口(11)とし、同号口(8)を同号口(10)とし、同号口(7)を同号口(9)とし、同号口(6)を同号口(8)とし、同号口(5)の次に次のように加える。

(6) 第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者(第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。以下この号及び次号において同じ。)の地位を承継した旨の第六十三条の十第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過

しないもの

(7) 第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の二第二項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があつた日前に分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定(当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九条の四第一項第二号二「金融商品仲介業者」を「海外投資家等特例業務届出者であつた法人が第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者」に、「と同種類」を「若しくは海外投資家等特例業務」と同種類に改め、同号口中「金融商品仲介業者」を「海外投資家等特例業務届出者であつた個人が第六十三条の十三第三項の規定により海外

投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた個人が同条第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者に、「と同種類の業務」を、若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務に改め、同号へ(9)を同号へ(11)とし、同号へ(6)から(8)までを同号へ(8)から(10)までとし、同号へ(5)の次に次のように加える。

(6) 第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出、同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、これらの届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた法人とし、当該通知があつた日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併(海外投資家等特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を

承継させ、海外投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(7) 第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人(第五十条の二第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人とし、当該通知があつた日前に合併(同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、解散をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経

過しないもの

第三十五条第一項に次の一号を加える。

十七 当該金融商品取引業者の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る経営資源を主として活用して行う行為であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資するものとして内閣府令で定めるもの

第三十七条の六の見出し中「書面」を「書面等」に改め、同条第一項中「書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げるものにより行う前項の規定による金融商品取引契約の解除は、当該各号に定める時に、その効力を生ずる。

一 書面 当該書面を発した時
二 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した時

第三章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 海外投資家等特例業務に関する特例

(海外投資家等特例業務)

第六十三条の八 この節において「海外投資家等特例業務」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利(同一の出資対象事業(同項第五号に規定する出資対象事業をいう。)に係る当該権利を有する者が海外投資家等(次のいずれにも該当しないものに限り。)のみであるものに限る。)を有する海外投資家等から出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号及び次条第九項において同じ。)の運用を行う第二条第八項第十五号に掲げる行為(その出資又は拠出を受けた金銭が主として非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条第九項において同じ。)から出資又は拠出を受けた金銭であるものに限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

用を行う第二条第八項第十五号に掲げる行為(その出資又は拠出を受けた金銭が主として非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条第九項において同じ。)から出資又は拠出を受けた金銭であるものに限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

イ その発行する資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二十一条に規定する資産対応証券をいう。)を海外投資家等以外の者が取得している特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)

ロ 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約(商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。)で、海外投資家等以外の者を匿名組合員とするものの営業者又は営業者になろうとする者

ハ イ又はロに掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

二 その行う前号に掲げる行為に関して海外投資家等で同号イからハまでのいずれにも該当しない者を相手方として行う第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る募集又は私募(海外投資家等(前号イからハまでのいずれにも該当しないものに限り。))以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものに限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

2 前項の「海外投資家等」とは、次に掲げる者をいう。
一 外国法人又は外国に住所を有する個人で

あつて、その知識、経験及び財産の状況を勘案して内閣府令で定める要件に該当するもの

二 適格機関投資家（これに準ずる者として内閣府令で定める者を含み、前号に掲げる者を除く。）

三 前二号に掲げる者のほか、前項各号に掲げる行為を行う者と密接な関係を有する者として政令で定める者

（海外投資家等特例業務の届出等）

第六十三条の九 金融商品取引業者及び第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者は、第二十九条の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出て、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次条第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

一 商号、名称又は氏名

二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

三 法人であるときは、役員の氏名又は名称
四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

五 業務の種別（前条第一項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）

六 主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の名称及び所在地

七 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

八 他に事業を行っているときは、その事業の種類

九 その他内閣府令で定める事項

二 前項の規定による届出には、次に掲げる書

類を添付しなければならない。

一 法人である場合においては、第六項第一号及び第二号（二を除く。）に該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

二 個人である場合においては、第六項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面

三 その他内閣府令で定める書類

三 前項第一号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限り。）を添付することができる。

四 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者（第一項の規定による届出をした者をいい、次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。以下同じ。）に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない。

五 海外投資家等特例業務届出者は、第一項又は第七項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、当該海外投資家等特例業務届出者に係る第一項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を記載した書面を作成し、これを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

六 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（金融商品取引業者等を

除く。）は、海外投資家等特例業務（特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として行うものを除く。）を行つてはならない。

一次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

ロ 海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

ハ 海外投資家等特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者

二 法人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ 第二十九条の四第一項第二号に該当する者

ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者
ハ 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者

二 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は海外投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者

ホ 個人である主要株主（第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいい、当該法人が持株会社の子会社（同条第四項に規定する子会社をいう。）であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。へにおいて同じ。）のうちに同条第一項第五号二（1）又は（2）に該当する者のある者

ヘ 法人である主要株主のうちに第二十九条の四第一項第五号ホ（1）から（3）までのい

ずれかに該当する者のある者

三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ 第二十九条の四第一項第三号に該当する者

ロ 外国に住所を有する者

七 海外投資家等特例業務届出者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

八 海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務を行う場合においては、当該海外投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、第一節第五款、第三十五条の三、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七、第四十三条の六及び第四十五条並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。

九 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務として開始した前条第一項第一号に掲げる行為に係る第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利が前条第一項第一号に規定する権利に該当しなくなつたとき、又は当該権利を有する海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等をいう。）から出資され、若しくは拠出された金銭が主として非居住者から出資若しくは拠出を受けた金銭に該当しなくなつたときは、当該海外投資家等特例業務届出者に対し三月

以内の期間を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

10 海外投資家等特例業務届出者は、前項に規定するときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

11 海外投資家等特例業務届出者が行う海外投資家等特例業務については、適格機関投資家等特例業務に該当しないものとみなす。
(海外投資家等特例業務届出者の地位の承継等)

第六十三条の十 海外投資家等特例業務届出者が海外投資家等特例業務に係る事業の全部を譲渡したとき、又は海外投資家等特例業務届出者について合併、分割(当該事業の全部を承継させるものに限る。)若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)は、当該者が金融商品取引業者又は第三十三条第一項に規定する金融機関である場合を除き、その海外投資家等特例業務届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 海外投資家等特例業務届出者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 海外投資家等特例業務を休止し、又は再開したとき。

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

二 海外投資家等特例業務を廃止したとき。
三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

4 海外投資家等特例業務届出者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(金融商品取引業者等が海外投資家等特例業務を行う場合)
第六十三条の十一 金融商品取引業者(第六十三条の八第一項各号の行為を業として行うことについて第二十九条の登録を受けている者を除く。)は、同条の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、海外投資家等特例業務を行う旨、第六十三条の九第一項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出て、海外投資家等特例業務を行うことができる。ただし、次項において準用する前条第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

2 第六十三条の九第四項、第五項、第七項及び第九項から第十一項まで、前条第三項並びに次条から第六十三条の十四までの規定は、前項の規定による届出をした金融商品取引業者について準用する。この場合において、第六十三条の九第四項中「第一項の」とあるのは「第六十三条の十一第一項の」と、同条第五項中「第一項又は第七項とあるのは」第六十三条の十一第一項又は同条第二項において準用する第七項」と、同条第七項中「第一項各号に掲げる事項」とあるのは「第一項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項」として準用する。

3 金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。
一 第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為を行う業務 第二節第一款第三十五条の三、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七條の四、第三十八條(第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。)、第三十九条(第四項及び第六項を除く。)、及び第四十条を除く。及び第三款(第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四及び第四十二条の七を除く。の規定
二 第六十三条の八第二項第二号に掲げる行為を行う業務 第二節第一款第三十五条の三、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七條、第三十七條の三、第三十七條の四、第三十八條(第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。)、第三十九条(第四項及び第六項を除く。)、第四十条、第四十条の三及び第四十条の三の二を除く。の規定
(業務に関する帳簿書類等)
第六十三条の十二 海外投資家等特例業務届出者は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

2 海外投資家等特例業務届出者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内(当該海外投資家等特例業務届出者が外国法人である場合にあつては、政令で定める期間内)に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 海外投資家等特例業務届出者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、前項の事業報告書に記載されている事項のうち投資者保護のため必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間を経過した日から一年間、これを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
(海外投資家等特例業務届出者に対する監督上の処分等)
第六十三条の十三 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者の業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該海外投資家等特例業務届出者に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者が次の各号のいずれかに該当する場合に於ては、当該海外投資家等特例業務届出者に対し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
一 海外投資家等特例業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき。
二 海外投資家等特例業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があるとき。
三 海外投資家等特例業務に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

3 内閣総理大臣は、海外投資家等特例業務届出者が前項各号のいずれかに該当する場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該海外投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命ずることができる。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をすることとしたときは、書面により、その旨を海外投資家等特例業務届出者に通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第二項の規定により海外投資家等特例業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命じたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(報告の徴取及び検査)

第六十三条の十四 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、海外投資家等特例業務届出者、これと取引をする者若しくは当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該海外投資家等特例業務届出者の業務に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該海外投資家等特例業務届出者若しくは当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者の営業所、事務所その他の施設に立

ち入らせ、これらの者の業務の状況に関し質問(当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者にあつては、当該海外投資家等特例業務届出者の業務に関し必要なものに限る。)をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該海外投資家等特例業務届出者から業務の委託を受けた者にあつては、当該海外投資家等特例業務届出者の業務に関し必要なものに限る。)をさせることができる。

(政令への委任)

第六十三条の十五 この節に定めるもののほか、海外投資家等特例業務に係る届出の手続その他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の二(又は特例業務届出者)を「特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者」に改める。

第六十五条の四(及び第六十三条の七)を「第六十三条の七及び第六十三条の十五」に改める。

第七十九条の二十九第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「前二項」を「第八項及び第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 加入予定者は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるもの)を用いる。第七十九条の四十四の四第三項において同じ。)により議決をすることができる。

第七十九条の四十四の四第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項

とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法により議決をすることができる。

第八十八条の三第三項中「会社法」の下に「第二十六条第二項及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二十六条第二項中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

第八十八条の五第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 加入予定者は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの)を用いる。以下同じ。)により議決をすることができる。

第八十八条の十九第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法により議決をすることができる。

第二百二条の四第三項中「会社法」の下に「第二十六条第二項及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二十六条第二項中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

第一百五十六条の三十八第三項中「第六十三条第一項第一号」の下に「又は第六十三条の八第一項第二号」を加え、同条第五項中「第六十三条第一項第二号」の下に「又は第六十三条の八第一項

第一号」を加える。

第八十八条中「特例業務届出者」の下に、「海外投資家等特例業務届出者」を加える。

第九十条第一項中「第六十六条の二十二」を「第六十三条の十四(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十二」に改める。

第九十三条の三第一項中「書面」を「書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「書面」を「書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより」に改め、同条第三項中「書面」を「書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより」に改める。

第九十四条の六に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる行為を業として行おうとする者について、第六十三条の九第一項の規定に基づく届出を受理した場合においては、当該者に係る同項各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。

一 第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為(投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。)

二 第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為(投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。)

三 第六十三条の十四(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)

の規定による権限(第六十三条の八第一項各

の一号を加える。

二の三 第六十三条の十四(第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。)

号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に限る。）

第百九十四条の七第三項中「第六十六条の十二」を「第六十三条の十四（第六十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）」、第六十六条の二十二に改める。

第百九十七条の二第十号の九中「の規定による適格機関投資家等特例業務を又は第六十三条の十三第三項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による業務に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の十、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をし、又は第六十三条の九第二項若しくは第三項の規定により同条第一項の規定による届出に添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をしてこれを提出した者

第百九十八条の五中「特例業務届出者」の下に「海外投資家等特例業務届出者」を加え、同条第二号中「第六十三条の三第二項」の下に「において準用する場合を含む」、第六十三条の十三第二項第六十三条の十一第二項」を加える。

第百九十八条の六第三号中「第六十三条の三第二項」の下に「において準用する場合を含む。」、第六十三条の十二第二項(第六十三条の十一第二項)を加え、同条第四号中「第六十三条の三第二項」の下に「において準用する場合を含む。」、第六十三条の十二第二項(第六十三条の十一第二項)を加え、同条第六号中「第六十六條の十七第二項」を「第六十三条の九第五項第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。」、第六十三条の十二第三項(第六十三条の十一第二項)において準用する場合を含む。)、第

六十六條の十七第二項に改め、同条第七号中「又は第六十三條第十三項」を、「第六十三條第十三項に」、「の規定を」又は第六十三條の九第十項(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。)^二の規定に改め、同条第十号及び第十一号中「第六十三條の三第二項」の下に「において準用する場合を含む。」、第六十三條の十四、第六十三條の十一第二項を加え、同条第十四号中「の規定を」又は第六十三條の九第九項(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。)^三の規定に改める。

第二百五条の二の三第一号中「若しくは第四項」の下に、「第六十三條の九第七項(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。)、第六十三條の十第二項、第三項(第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。若しくは第四項)」を加える。

第二百八条中、「特例業務届出者」の下に、「海外投資家等特例業務届出者」を、「である特例業務届出者」の下に、「外国法人である海外投資家等特例業務届出者」を加え、同条第五号中「含む。」の下に、「第六十三条の十三第一項第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。」を加える。

(移行期間特例業務に関する特例)

第三條の三 金融商品取引業者、第三十三條第一項に規定する金融機関、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において投資運用業(第二十八條第四項に規定する投資運用業をいう。以下この条において同じ。)を行う者(以下この条において「外国投資運用業者」という。)は、第二十九條及び第五十八條の二の規定にかかわらず、あらかじめ、内閣府令で

定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出て、移行期間特例業務を行うことができる。ただし、その届出の日から五年を経過したとき(当該期間が経過するまでの間に、金融商品取引業者等(投資運用業を行う者に限る。)、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつたときは、当該金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となつたとき)、又は第四項の規定により適用される第六十三条の十第三項第二号に該当することとなつたときは、この限りでない。

一 商号、名称又は氏名
二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

三 法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

五 業務の種別(第五項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。)

六 主たる營業所又は事務所(外國法人にあつては、国内における主たる營業所又は事務所を含む。)の名称及び所在地

七 移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

八 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

九 その他内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)の施行の日から

起算して五年を経過する日までにしなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、移行期間特例業務を行つてはならない。

一次のいずれかに該当する者

イ 外国投資者の保護を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有している国又は地域として内閣府令で定めるものに限る。ロ及び次号二並びに第五項第一

号において同じ。の法令の規定により当該外国において投資運用業を行うことにつき第二十九条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けていない者

口 外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから政令で定める期間を経過するまでの者（政令で定める場合に該当する者を除く。）

ハ 第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

二 移行期間特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者として内閣府令で定める者

ホ 移行期間特例業務を適確に遂行するため、必要な体制が整備されていると認められない者として内閣府令で定める者へ 主として第二条第一項第九号に掲げる

有価証券その他の政令で定める有価証券に対する投資として、運用対象財産(当該者が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう)の運用を行う者

かに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第二号に該当する者

ロ 国内に営業所又は事務所を有しない者
ハ 外国法人であつて国内における代表者を定めていない者

ニ 外国法人であつてその主たる営業所若しくは事務所又は投資運用業を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がない者

ホ 個人である主要株主(第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいい、当該法人が持株会社の子会社(同条第四項に規定する子会社をいう。第七項において同じ。)であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。へにおいて同じ。)のうちに同条第一項第五号二(1)又は(2)に該当する者のある者

ヘ 法人である主要株主のうちに第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当する者のある者

三 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ 第二十九条の四第一項第三号に該当する者

ロ 外国に住所を有する者

4 第一項の規定により外国投資運用業者が移行期間特例業務を行う場合においては、同項の規定による届出を第六十三条の九第一項の規定による届出と、当該移行期間特例業務を第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務とみなして、この法律(第二十九条の四第一項第一号ロ(7)及び第二号へ(7)、第

六十三条の九第一項及び第六項並びに第六十三条の十一を除く。)並びに住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)、金融サービス

の提供に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を適用する。この場合において、第六十三条の九第二項第一号及び第二号

中「第六項第一号」とあるのは「附則第三条の第三項第一号」と、同条第八項中「第三十九条」とあるのは「第三十八条の二、第三十九条」と、「第四十二条の七」とあるのは「第四十二条の七、第四十二条の八」と、同条第九項

中「海外投資家等特例業務」として開始した前条第一項第一号に掲げる行為に係る第二項第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利が前条第一項第一号」とあるのは「移行期間特例業務として開始した附則第三条の三第五項第一号イに掲げる行為に係る投資一任契約が同号

イに規定する投資一任契約に該当しなくなつたとき、同号ロに掲げる行為に係る外国投資信託の受益証券に表示される権利が同号ロに規定する外国投資信託の受益証券に表示される権利に該当しなくなつたとき、又は同号ハに掲げる行為に係る第二項第二項第六号に掲

げる権利が附則第三条の三第五項第一号ハ」と、「とき、又は当該権利を有する海外投資家等(同条第二項に規定する海外投資家等をいう。)から出資され、若しくは拠出された金

銭が主として非居住者から出資若しくは拠出を受けた金銭に該当しなくなつたとき」とあるのは「とき」と、第六十三条の十三第二項第一号中「又は」とあるのは「(外国の法令を

含む。)又は当該」と、第百九十四条の七第二項第二号の三中「第六十三条の八第一項各号」

とあるのは「附則第三条の三第五項各号」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第一項及び前二項の「移行期間特例業務」とは、外国投資運用業者が国内に設ける営業所又は事務所において次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 外国の法令に準拠し、当該外国において行う投資運用業に係る次に掲げる行為
イ 投資一任契約(その相手方が海外投資家等(次のいずれにも該当しないものに限る。)のみであるものに限る。)に基づき行う第二項第八項第十二号に掲げる行為

(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)
(1) その発行する資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)を海外投資家等以外の者が取得している特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)

(2) 第二項第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約(商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。)で、海外投資家等以外の者を匿名組合員とするものの営業者又は営業者になろうとする者

(3) (1)又は(2)に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

ロ 第二項第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示される権利当該権利を有する者が海外投資家等(イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないもの

に限る。以下この項において同じ。)のみであるものに限る。)を有する海外投資家等から拠出を受けた金銭の運用を行う同条第八項第十四号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

ハ 第二項第二項第六号に掲げる権利(同一の出資対象事業(同項第五号に規定する出資対象事業をいう。)に係る当該権利を有する者が海外投資家等のみであるものに限る。)を有する海外投資家等から出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。)

の運用を行う同条第八項第十五号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

二 前号に掲げる行為に関する次に掲げる行為
イ その行う前号イに掲げる行為に関して海外投資家等を相手方として行う第二項第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券、同項第十一号に規定する外国投資証券又は同条第二項第六号に掲げる権利に係る募集の取扱い又は私募の取扱い(海外投資家等以外の者がこれらの有価証券を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの)に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

ロ その行う前号ロに掲げる行為に関して海外投資家等を相手方として行う第二項第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に係る募集又は私募(海外投資家等以外の者が当該受益証券を取得する

おそれが少ないものとして政令で定めるものに限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。

ハ その行う前号八に掲げる行為に関し、海外投資家等を相手方として行う第二条第二項第六号に掲げる権利に係る募集又は私募(海外投資家等以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものに限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

6 前項の「海外投資家等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 外国法人又は外国に住所を有する個人
- 二 前号に掲げる者のほか、外国投資運用業者と密接な関係を有する者として政令で定める者
- 三 前二号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

7 第一項、第二項、第三項(第一号イ及びロ並びに第三号を除く。)及び第四項の規定は、外国投資運用業者(第三項第一号又は第二号(ロ及びハを除く。)に該当する者を除く。)の子会社が国内に設ける営業所又は事務所において投資一任契約(その相手方が当該外国投資運用業者のみであるものに限る。)に基づき第二条第八項第十二号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)を業として行う場合について準用する。この場合において、これらの規定中「移行期間特例業務」とあるのは「第七項に規定する行為に係る業務」と、第一項第五号中「第五項各号に掲げる行為に係る業務の種別」とあるのは「第七項に規

定する行為に係る業務」と、第四項中「同項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第四条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の五第二項中「並びに第二項第一号及び第二号を」、「第二項第一号及び第二号並びに第四項」に改める。

第十一条の八第二項中「及び第二百二十二条を」、「第二百二十二条及び第三百三十条第一項第五十号」に改める。

第十七条の十四第一項中「(第四項において「組合等」という。)を削り、同条第四項中「会社が組合等の行う事業若しくは営む業務のために又は」を削り、「(従属業務)」の下に「(信用事業に從属する業務を除く。)」を加え、「当該組合等又は」を削る。

第八十七条第四項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 当該連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該連合会の行う第一項第三号又は第四号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの

第八十七条第十一項ただし書中「第十二号及び第十三号を」及び第十二号から第十四号まで」に改める。

第八十七条の二第二項中「第四項を」。第十号、第七項及び次条第一項に、「及び次条」を「から第八十七条の三まで」に改め、同項第一号中「もの」の下に「第五号ロにおいて「信託兼

営銀行という。)」を加え、同項第二号及び第三号中「(次項を」(第五号ロ)に改め、同項第四号中「(次項第六号を」(次号ロ)に改め、同項第五号を次のように改める。

五 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(当該連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社のいずれをも子会社としていない場合(当該連合会が前条第六項の規定により同項第一号の事業を行う場合を除く。)にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

第八十七条の二第二項第六号中「当該会社の議決権を」を削り、「並びに次条第三項を」及び第八号並びに第八十七条の三第三項に、「合算して」を「合算してその基準議決権数(に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。)」を超える議決権を」に改め、同項第七号中「前各号に掲げる会社を」(子会社対象会社)に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号の二中「次条第一項を」(第八十七条の三第一項)に改め、「当該会社の議決権を」を削り、「合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社(当該連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が合算してその基準議決権数を超える議決権を有していないものに限る。)

九 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該連合会の行う前条第一項第三号若しくは第四号の事業の高度化若しくは当該連合会の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として主務省令で定める会社

第八十七条の二第二項第五号及び第六号を削り、同条第三項中「取得」を「子会社」とあるのは「子会社(同項各号列記以外の部分に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。の」と、「取得」に、「同項の」を「同条第一項の」に、「又は第六号の二を」(から第八号まで)に改め、同条第四項中「子会社対象会社のうち」を削り、「又は第七号を」、第九号又は第十号に、「掲げる従属業務を」(規定する従属業務)に改め、「以下この項及び第九項並びに次条第一項において同じ」及び「(従属業務を営む会社にあつては、当該連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。)」を削り、「とき」の下に「第一項第九号に掲げる会社(主務省令で定める会社を除く。)」にあつては、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第五項中「となる」を「(同項第九号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。))にあつては、当該連合

会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。となるに改め、同条第六項中「その」を「現に」に改め、同条第九項を削り、同条第八項中「連合会が」の下に「前項の規定により定款で定めた」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項の規定により」を「第四項の規定による認可を受けて」に、「又は前項の規定によりその」を「第五項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社としようとするとき、又は第六項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項の連合会は、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有している子会社対象会社(当該連合会の子会社及び同項第九号に掲げる会社(第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。))を除く。が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を有することについて行政庁の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第八十七條の二の次に次の一條を加える。
(漁業協同組合連合会による漁業協同組合連合会グループの経営管理)
第八十七條の二の二 第八十七條第一項第四号の事業を行う連合会(子会社対象会社を子会社として限るものに限る。)は、当該連合会の

属する漁業協同組合連合会グループ(連合会及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。)の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 漁業協同組合連合会グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として主務省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 漁業協同組合連合会グループに属する連合会及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 漁業協同組合連合会グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして主務省令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、漁業協同組合連合会グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして主務省令で定めるもの

第八十七條の三第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「第八十七條の二第一項第一号から第四号まで」に、「従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社(同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)、同条第一項第六号の二を「同項第五号イ又はロに掲げる業務を専ら営む会社、同項第七号」に、「及び同項第七号」を「同項第九号及び第十号」に、「いう」を「いう。第四項において同じ」に改め、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七條の三第一項」との下に、「子会社が」とあるのは「子会社(第八十七條の二第一項各号列記以外の部

分)に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。が」とを加え、「国内の会社(同項を「国内の会社(第八十七條の三第一項に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、「当該組合がを第五十四條の二第三項に改め、「当該連合会が」を削り、「又は」の下に「第五十四條の二第三項を加え、「第八十七條の三第一項及び同条第二項において準用する第十七條の十五第二項から前項まで」を「第二項から前項まで並びに第八十七條の三第一項、第三項及び第四項」に、「第八十七條の三第一項」と読み替える」を「同条第一項」と読み替える」に改め、同条第三項中「前条第一項第六号」を「第八十七條の二第一項第六号」に、「又は特別事業再生会社を「特別事業再生会社又は同項第八号に掲げる会社」に改め、同条第四項中「事業を」「事業活動」に、「当該会社の議決権を、同項」を「第八十七條の二第一項第八号に掲げる会社に該当しないものであつて、第一項」に、「合算して、同項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に、「前条第一項第六号又は第六号の二を「同条第一項第六号から第八号まで」に改める。

第九十七條第三項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 当該連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該連合会の行う第一項第一号又は第二号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として主務省令で定めるもの

第九十七條第七項ただし書中、「第十二号及び第十三号」を「及び第十二号から第十四号まで」に改める。

第百條第一項中「及び第八十七條の三」を「から第八十七條の三まで」に、「並びに第二項第一号、第五号及び第六号並びに」を「及び第二項第一号中「前条第一項第四号」とあり、並びに第八十七條の二の二第一項及び」に改め、「第百條第一項」との下に「同項第五号ロ中「前条第六項」とあるのは「第九十七條第五項」と、同項第九号並びに」を加え、「第八十七條第一項第三号」を「前条第一項第三号」に改め、「第百條第五項」の下に「二と、第八十七條の二の二(見出しを含む。中「漁業協同組合連合会グループ」とあるのは「水産加工業協同組合連合会グループ」を加える。

第百條の三第五項中「同項の組合又はその子会社」を「子会社の」に、「連合会又はその子会社(第百條の三第二項)を「子会社(同条第二項」に、「二と、「取得」を「の」と、「その他主務省令」に、「取得」を「同条第一項の」に、「同条第一項第五号を「同項第五号」に、「の取得」を「の取得その他農林水産省令」に、「(連合会」を「(当該連合会」に、「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条第六項中「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「この条」を「この項、第八項」に、「掲げる関連業務」を「規定する関連業務」に、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第八十七條の二第五項、第六項、第八項及び第九項の規定は、認可対象会社について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定」とあるのは「第百條の三第六項の規定」と、「第二項」とあるのは「同条第一項」と、「子会社の」とあるのは「子会社(同条第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。の」と、「その他の主務省令」とあるのは「その他の農林水産省令」と、「子

令和三年五月十九日 参議院會議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

五

五

五

令和三年五月十九日 参議院會議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律案

会社(同項第九号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。))にあつては、当該連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を有する会社。以下この項において同じ。)(とあるのは「子会社」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第百条の三第六項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第百条の三第一項」と、「第四項」とあるのは「同条第六項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と、同条第九項中「第一項」とあるのは「第百条の三第二項」と、「主務省令」とあるのは「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第百二十六条第六号中「から第六号の二まで」を削り、「を子会社」を「又は第八十七条の二第二項第六号から第八号まで(第百条第一項において準用する場合を含む。))に掲げる会社を子会社」に改める。

第百三十条第一項第五十号中「又は同条第六項」を「(同条第一項第九号(第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に掲げる会社(第八十七条の二第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。))にあつては、第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会(第百条第一項において準用する場合にあつては、第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会。以下この号において同じ。))又はその子会社が合算して第八十七条の三第一項(第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき、第八十七条の二第六項に、「とき。」を「とき、又は第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業

協同組合連合会若しくはその子会社が第八十七条の二第七項(第百条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による行政庁の認可を受けないで第八十七条の二第七項に規定する子会社対象会社が同条第一項第九号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該同号に掲げる会社の議決権を合算して第八十七条の三第一項に規定する基準議決権数を超えて保有したとき」に改め、同項第五十七号中「又は」を「若しくは第七項(第百条第一項において準用する場合を含む。))又は」に改める。

附則に次の二項を加える。

(漁業協同組合連合会による漁業協同組合連合会グループの経営管理に関する特例)

5 第八十七条の二の二の規定は、当分の間、第八十七条の二第一項第九号に掲げる会社を子会社(同項各号列記以外の部分に規定する子会社をいう。))としていない第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会には、適用しない。

(水産加工業協同組合連合会による水産加工業協同組合連合会グループの経営管理に関する特例)

6 第百条第一項において準用する第八十七条の二の二の規定は、当分の間、同項において準用する第八十七条の二第一項第九号に掲げる会社を子会社(第百条第一項において準用する第八十七条の二第一項各号列記以外の部分に規定する子会社をいう。))としていない第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会には、適用しない。

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第五条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十号の二中「(指図証券)」、「(記名式所持人払証券)」、「(その他の記名証券)」、「(無記名証券)及び(定義)」を削り、同項第十二号中「(定義等)及び(営業の免許)」を削り、「次条第六項第一号の三」を「次条第六項第三号」に改め、同項第十七号中「(定義)」を削り、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 当該信用協同組合の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用協同組合の行う前項第一号から第三号までの事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として内閣府令で定めるもの

第九条の八第五項中「(定義)」を削り、同条第六項第一号イ中「(権利の帰属)」を削り、同号ロ中「(短期投資法人債に係る特例)」を削り、同号ハ中「(全国連合会の短期債の発行)」を削り、同号ニ中「(短期社債に係る特例)」を削り、同号ホ中「(定義)」を削り、同号ヘ中「(短期農林債の発行)」を削り、同号ト中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号の二中「(定義)及び(金融機関の有価証券関連連業の禁止等)」を削り、同項第二号の二から第四号までの規定中「(定義)」を削り、同条第七項第一号中「(通則)」を削り、同項第二号中「(金融機関の有価証券関連連業の禁止等)」を削り、同項第三号中「(兼営の認可)」を削り、同項第四号中「(信託の方法)」を削り、同条第八項中「(商号)」を削る。

第九条の九第六項中第二号から第七号まで「を第七号から第十二号まで」に改め、同項第一号中「第二十四号」を「第二十五号」に改め、同項第七号を同項第十二号とし、同項第六号を同項

第十一号とし、同項第五号中「(信託の方法)」を削り、同号を同項第十号とし、同項第四号中「(兼営の認可)」を削り、同号を同項第九号とし、同項第三号中「(金融機関の有価証券関連連業の禁止等)」を削り、同号を同項第八号とし、同項第二号中「(通則)」を削り、同号を同項第七号とし、同項第一号の五を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 当該協同組合連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該協同組合連合会の行う第一項第一号又は第二号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として内閣府令で定めるもの

第九条の九第六項第一号の四中「(信用協同組合連合会の会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)及び(信用協同組合連合会が会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等)」を削り、同号を同項第四号とし、同項第一号の三を同項第三号とし、同項第一号の二を同項第二号とし、同条第七項中「次条第六項第五号及び第六号」を「次条第六項第十号及び第十一号」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)
第六条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四条の二第一項第一号及び第八項を除き、」を削る。
第三条第一項第二号中「第九条の九第六項第一号の三」を「第九条の九第六項第三号」に改め

る。

第四条第一項中「この条から第四条の四まで及び第四条の六において」を削り、同条第二項中「又は第四百八十八条第一項」を「振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い」又は第四百八十八条第一項「口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い」に改める。

第四条の二第二項中「この条の下に」及び次条第一項を加え、同項第一号中「(第八項において「信用協同組合等」という。)」を削り、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同号イ中「(第八項において「従属業務」という。)」を削り、同項第二号中「当該会社の議決権を」を削り、「並びに次条第七項及び第九項」を「及び第四号並びに第四条の三第七項及び第八項」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数」に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。)」を超える議決権を」に改め、同項第三号中「前三号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、「(持株会社)」を削り、同号を同項第六号とし、同項第二号の二中「次条第一項」を「第四条の三第一項」に改め、「当該会社の議決権を」を削り、「同条第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を超える議決権を」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該信用協同組合又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用協同組合の行う中小企業等協同組合法第九条の八

第一項第一号から第三号までに掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として内閣府令で定める会社

第四条の二第二項中「又は第二号の二」を「から第四号まで」に改め、同条第三項中「子会社対象会社のうち、第一項第三号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、「この条の下に」及び第十二条第一項第二号の二を、「とき」の下に「(第一項第五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該信用協同組合又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第四項中「となるを」(第一項第五号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該信用協同組合又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。となる」に改め、同条第五項中「その」を「現に」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「信用協同組合が」の下に「前項の規定により定款で定めた」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項の規定により」を「第三項の規定による認可を受けて」に、「又は前項の規定によりその」を「第四項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社としよう」とするとき、又は第五項において準用する第三項の規定による認可を受けて現に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 信用協同組合は、当該信用協同組合又はそ

の子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社当該信用協同組合の子会社及び第一項第五号に掲げる会社(第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。))を除く。が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

四 前三号に掲げるもののほか、信用協同組合グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第四条の三第一項中「前条第一項第一号、第二号の二及び第三号」を「第四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第六号」に、「同項第二号の二を」同項第三号に改め、「いう。以下この条の下に」及び第十二条第一項第二号の二を加え、同条第四項第一号中「限る。」を「限る。」に改め、同項第二号中「とき」を「とき」に改め、同項第三号中「認可」を削り、「限る。」を「限る。」に改め、同条第七項中「前条第一項第二号」を「第四条の二第二項第二号」に、「又は特別事業再生会社」を「特別事業再生会社又は同項第四号に掲げる会社」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「事業」を「事業活動」に、「当該会社の議決権を」を「第四条の二第一項第四号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「同項に規定する」を「その」に、「超えて」を超える議決権を」に、「前条第一項第二号又は第二号の二を」同条第一項第二号から第四号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 信用協同組合グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 信用協同組合グループに属する信用協同組合及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 信用協同組合グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

9 第四条第二項の規定は、前各号の場合において信用協同組合又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第四条の四第一項中「第三項」を「第十一号」に改め、同項第一号中「もの」の下に「(第六号口において「信託兼営銀行」という。)」を加え、同項第二号、第三号及び第四号中「(以下」を「(第六号口において」に改め、同項第四号の二中「次項第七号」を「第六号口」に改め、同項第五号中「会社(以下」を「もの(次号口において」に改め、同項第六号を次のように改める。

一 信用協同組合グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

五号中「会社(以下」を「もの(次号口において」に改め、同項第六号を次のように改める。

令和三年五月十九日 参議院會議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律案

五四

六 次に掲げる業務を専ら営む会社(イ)に掲げる業務を営む会社にあつては、当該信用協同組合連合会、その子会社(第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでい

るものに限る。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(当該信用協同組合連合会が証券専門会社及び証券仲介専門会社

のいずれをも子会社としていない場合に
あつては証券専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社

のいずれをも子会社としていない場合に
あつては証券専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社

のいずれをも子会社としていない場合に
あつては証券専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社

のいずれをも子会社としていない場合に
あつては証券専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社

のいずれをも子会社としていない場合に
あつては証券専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社

のいずれをも子会社としていない場合に
あつては証券専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社

のいずれをも子会社としていない場合に
あつては証券専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社

のいずれをも子会社としていない場合に
あつては証券専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社

のいずれをも子会社としていない場合に
あつては証券専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社

のいずれをも子会社としていない場合に
あつては証券専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が保険会社及び少額短期保険業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用協同組合連合会が信託兼営銀行及び信託専門会社

子会社対象会社が同条第五号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該信用協同組合若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同条第二号の五中「同項に規定する」を削り、「又は」を「(同条第一項第十号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、信用協同組合連合会又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき。」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき」を「とき若しくは同項第十号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社に限る。))を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。))に該当する子会社としたとき、又は同条第六項の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該信用協同組合連合会若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同条第五号中「記録し」を「記載し」に改め、同条第十四号中「含む。」の下に「若しくは第六項を加える。」 附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。 (信用協同組合による信用協同組合グループの経営管理に関する特例) 2 第四条の二の二の規定は、当分の間、第四条の二第一項第五号に掲げる会社を子会社としていない信用協同組合には、適用しない。 (信用金庫法の一部改正) 第七条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十三号)	十八号の一部を次のように改正する。 第三十二条第六項中「この条及び第五章の四」を「この項及び次項、第五章の四並びに第九十一条第一項第十九号の二及び第九十九号の五」に改め、同条第七項中「又は第四百八十八条第一項」を「(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)又は第四百八十八条第一項(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)」に改める。 第三十五条の八第五項中「前項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「とき」を「場合(第三項の規定による書面の提出があつた場合に限る。))」に、「総会の」を、「その請求に係る役員に対し、総会の」に、「その請求に係る役員に対し、前項の」を「当該」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。 6 第一項の規定による解任の請求があつた場合第四項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。には、金庫は、その請求を総会の議に付し、かつ、その請求に係る役員に対し、総会の会日の七日前までに第四項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。 7 前項に規定する場合には、金庫は、同項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第四項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。 第三十五条の八第三項の次に次の一項を加える。 4 第一項の規定による解任の請求をする会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、	政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 第四十一条第二項中「請求」を「解任の請求」に改め、同条第四項中「理事は」を「第一項の規定による解任の請求があつた場合第二項の規定による書面の提出があつた場合に限る。には、理事は、その支配人に対し」に、「その支配人に対し、第二項の」を「当該」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「請求」を「解任の請求」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 第一項の規定による解任の請求をする会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 第四十一条に次の二項を加える。 6 第一項の規定による解任の請求があつた場合(第三項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。))には、理事は、その支配人に対し、第四項の可否を決する日の七日前までに第三項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。 7 前項に規定する場合には、理事は、同項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る支配人の承諾を得て、第三項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。 第四十三条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条に次の二項を加える。 3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行使することが定款で定められているときは、会員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。 4 前項前段の規定による書面に記載すべき事項及び理由の電磁的方法(内閣府令で定める方法を除く。))による提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。 第四十五条第一項中「この条の下に」から第四十七条までを加え、同条第四項中「同項の」を「当該」に改める。 第五十三条第三項に次の一号を加える。 二十 当該信用金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用金庫の第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの 第五十三条第五項第一号ト中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号の二中「定義」を「通則」に改め、同項第二号の二、第三号、第四号及び第五号中「(定義)」を削り、同条第六項第一号中「(通則)」を削り、同項第二号中「(金融機関の有価証券関連連業の禁止等)」を削り、同条第七項中「の規定を(余裕金の運用)の規定に改め、同条第八項第一号中「第九号第一号」の下に「(基金)」を加え、同項第二号中「第三十四条第二号」の下に「(余裕金の運用)」を加える。 第五十四条第四項に次の一号を加える。 二十 当該信用金庫連合会の保有する人材、
--	---	--

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

情報通信技術、設備その他の当該信用金庫連合会の第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

第五十四条の二十一第一項中「この条の下に『及び次条第一項』を加え、同項第一号中『第八項において『信用金庫等』という。』を削り、『会社に限る』を『ものに限る』に改め、同号イ中『（第八項において『従属業務』という。』を削り、同項第二号中『当該会社の議決権を』を削り、『並びに次条第七項及び第九項を』及び第四号並びに第五十四条の二十二第七項及び第八項に、『合算して』を『合算してその基準議決権数に』、『超えて』を『いう。以下この条において同じ。』を超える議決権を』に改め、同項第三号中『前三号に掲げる会社』を『子会社対象会社』に改め、『（持株会社）』を削り、同号を同項第六号とし、同項第二号の二中『次条第一項』を『第五十四条の二十二第一項』に改め、『当該会社の議決権を』を削り、『同条第一項に規定する』を『その』に、『超えて』を『超える議決権を』に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該信用金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用金庫の第五十三条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該信用金庫の利用

者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として内閣府令で定める会社

第五十四条の二十一第二項中「又は第二号の二を」から第四号まで「に改め、同条第三項中『子会社対象会社のうち、第一項第三号』を『第一項第五号又は第六号』に改め、『この条の下に』及び第九十一条第一項第十九号の二を、『とき』の下に『（第一項第五号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該信用金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）』を加え、同条第四項中『となる』を『（第一項第五号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該信用金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる』に改め、同条第五項中『その』を『現に』に改め、同条第八項を削り、同条第七項中『信用金庫が』の下に『前項の規定により定款で定めた』を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中『第三項の規定により』を『第三項の規定による認可を受けて』に、『又は前項の規定によりその』を『第四項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社としようとするとき、又は第五項において準用する第三項の規定による認可を受けて現に』に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 信用金庫は、当該信用金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該信用金庫の子会社及び第一項第五号に掲げる会社（第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十四条の二十一の次に次の一条を加える。
（信用金庫による信用金庫グループの経営管理）
第五十四条の二十一の二 信用金庫（子会社対象会社を子会社として認めるものに限る。）は、当該信用金庫の属する信用金庫グループ（信用金庫及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。
一 信用金庫グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
二 信用金庫グループに属する信用金庫及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整
三 信用金庫グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、信用金庫グループの業務の健全かつ適切な運営の確保

に資するものとして内閣府令で定めるもの
第五十四条の二十二第二項中「前条第一項第一号、第二号の二及び第三号」を『第五十四条の二十一第一項第一号、第三号、第五号及び第六号』に、『同項第二号の二を』を『同項第三号』に改め、『いう。以下この条の下に』及び第九十一条第一項第十九号の二を加え、同条第四項第一号中『とき』を『とき』に改め、同項第二号中『（認可）』を削り、『限る。』を『限る。』に改め、同項第三号中『限る。』を『限る。』に改め、同条第七項中『前条第一項第二号』を『第五十四条の二十一第一項第二号』に、『又は特別事業再生会社』を、『特別事業再生会社又は同項第四号に掲げる会社』に改め、同条第八項を削り、同条第九項中『事業を事業活動に』、『当該会社の議決権を』を『第五十四条の二十一第一項第四号に掲げる会社に該当しないものであつて』に、『同項に規定する』を『その』に、『超えて』を『超える議決権を』に、『前条第一項第二号又は第二号の二を』を『同条第一項第二号から第四号まで』に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9 第三十二条第七項の規定は、前各項の場合において信用金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第五十四条の二十三第一項第一号中『もの』の下に『第十号口において』を『信託兼営銀行という。』を加え、同項第二号、第三号及び第四号中『（以下）』を『（第十号口において）』に改め、同項第四号の二中『次項第七号』を『第十号口』に改め、同項第五号中『会社以下』を『もの（第十号口において）』に改め、同項第十号を次のように改める。

十 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該信用

金庫連合会、その子会社(第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(当該信用金庫連合会が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該信用金庫連合会が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用金庫連合会が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合(当該信用金庫連合会が第五十四条第五項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。)にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

第五十四条の二十三第一項第十一号中「当該会社の議決権を」を削り、「次号」を「次号及び第十三号」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数(二)に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。」を超える議決権を」に改め、同項第十三号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号の三中「又はこれ」を若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号の二中「当該会社の議決権

を」を削り、「同条第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を超える議決権を」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

第五十四条の二十三第二項第六号から第八号までを削り、同条第三項から第十一項までを次のように改める。

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の国内の会社が、信用金庫連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、信用金庫連合会又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫連合会は、その子会社となつた会社が当該事由当該信用金庫連合会又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 信用金庫連合会は、第一項第一号から第十号まで又は第十四号から第十六号までに掲げる会社(従属業務(第二項第一号に規定する従属業務をいう。又は第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条及び第九十一

条第一項第十九号の五において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするとき第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、第五十八条第六項又は第六十一条の六第四項の規定により合併又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、認可対象会社が、信用金庫連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社(第一項第十四号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫連合会は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 当該信用金庫連合会が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社として

子会社対象外国会社(第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社(同項第十号及び第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としていない会社に限る。第五十四条の二十五第一項において「特例持株会社」という。又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としていないもの)に限り、持株会社を除く。)をいう。以下この条において同じ。又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務(第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第九項において同じ。))のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十号に掲げる会社を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合、二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)

7 第四項の規定は、信用金庫連合会が、外国特定金融関連業務会社(当該信用金庫連合会が認可対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該認可対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としていないものを除く。)を子会社としようとするときについて準用する。

8 信用金庫連合会は、第六項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子

会社とすることができる。

9 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。

一 信用金庫連合会が現に子会社としている子会社対象外国会社(第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社に限る。次号において同じ。)又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあっては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。)の確保その他の事情に照らして、当該信用金庫連合会が子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 信用金庫連合会が現に子会社としている子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

10 内閣総理大臣は、信用金庫連合会につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該信用金庫連合会の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該信用金庫連合会が、現に子会社としていた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としていた子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日

までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 当該信用金庫連合会が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該信用金庫連合会が現に子会社としていた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

11 信用金庫連合会は、現に子会社としていた子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。)をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

第五十四条の二十三に次の七項を加える。

12 第一項、第六項、第七項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、信用金庫連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、信用金庫連合会又はその子会社による第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫連合会は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社(当該信用金庫連合会の子会社となつた認可対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としていた外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とす

ることに付いて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由(当該信用金庫連合会又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

13 第四項の規定は、信用金庫連合会が、現に子会社としていた第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としていた同項第十四号に掲げる会社(その業務により当該信用金庫連合会又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

14 信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 現に子会社としていた第一項第十号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社としていた外国の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合(第六項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二

項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。)

15 第九項の規定は、前項の承認について準用する。

16 信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該信用金庫連合会の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)について、同号に掲げる会社となつたことその他の内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

17 信用金庫連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を定款で定めなければならない。

一 第四項又は第十一項の規定による認可を受けて認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとするとき。

二 第五項ただし書若しくは第十二項ただし書の規定による認可又は第八項の規定による承認を受けてその子会社となつた認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としようとするとき。

三 第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社としていた第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち

他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするとき。

四 第十三項において準用する第四項の規定による認可を受けて現に子会社として第一項第十四号に掲げる会社(第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするとき。

五 第十四項の規定による承認を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社としようとするとき。

18 信用金庫連合会が前項の規定により定款で定めた認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社を子会社として現に子会社として、当該信用金庫連合会の理事は、当該認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社の業務及び財産の状況を、内閣府令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第五十四条の二十四第一項中「子会社対象会社の下に」又は外国特定金融関連業務会社を加える。

第五十四条の二十五第一項中「及び第十一号の二から第十二号まで」を、「第十二号、第十四号及び第十五号」に、「同項第十一号の二」を「同項第十二号」に、「並びに」を、「特別持株会社(当該信用金庫連合会が子会社としているものに限る。)並びに」に改め、「いうの下に」を「第四項及び第九十一条第一項第十九号の五において同じ」を加え、同条第二項中「又は特別事業再生会社」を、「特別事業再生会社又は同項第十三号に掲げる会社」に改め、同条第三項中「第八項の二」を「第九項の二」に改め、「規定」との下に「同

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

項第一号中」を、「第六十一条の六第四項」と、「の下に」同項第二号中「第六十一条の六第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項」とあるのは「第六十一条の六第四項」と、同項第三号中を加え、「事業」を削り、「次条第六項」を「次条第四項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、同条第四項中「事業を」事業活動に、「当該会社の議決権を」を「第五十四条の二十三第一項第十三号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「同項に規定する」を「その二に、超えて」を「超える議決権を」に、「第五十四条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二を」同条第一項第十一号から第十三号まで」に改める。

第八十七条第一項第二号中「第二号の二を」第四号に、「第十一号の二を」第十三号に、「同条第六項」を「同項第十号に掲げる会社にあつては、同条第四項」に改め、同項第四号中「第五十四条の二十三第六項を」第五十四条の二十三第四項に、「とき」を「とき(次号に該当する場合を除く。)」に改める。

第八十七条の四第三項第二号中「の規定」を「(臨時休業等)の規定」に改め、同条第四項中「信用金庫法」の下に「と」、「第四百四十条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十六条第一項」を加える。

第八十九条の二中「第二条第十四項」の下に「(定義)」を加え、「書面」を、「書面等」に改め、「(書面による解除)」を削り、「同法第三十条」の下に「(特定投資家への告知義務)」を加える。

第九十一条第一項第三号中「第三十五条の八第四項又は第四十一条第四項」を「第三十五条の

八第五項若しくは第六項又は第四十一条第五項若しくは第六項」に改め、同項第四号の二中「記録し」を「記載し」に改め、同項第十九号の二中「同項に規定する」を削り、「又は」を「(同条第一項第五号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この号において同じ。)にあつては、信用金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき。)」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき」を「とき」とし、又は同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項第五号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該信用金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第十九号の五中「第五十四条の二十三第六項」を「第五十四条の二十三第四項」に改め、「同項に規定する」を削り、「又は同条第七項」を「(同条第一項第十四号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、信用金庫連合会又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき。)」に改め、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項に、「同条第六項の二」を「同条第四項の二」に改め、「同条第六項に規定する」を削り、「とき」を「とき若しくは同項第十四号に掲げる会社(同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。)」を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による内閣総理大臣の認可を受

けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。)となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該信用金庫連合会若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同項第二十四号中「第五十四条の二十三第六項(同条第七項)」を「若しくは第六項、第五十四条の二十三第四項(同条第七項又は第十三項に、」若しくは」を「)、第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項」に、「認可」を「認可又は承認」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(信用金庫による信用金庫グループの経営管理に関する特例)

2 第五十四条の二十一の二の規定は、当分の間、第五十四条の二十一第一項第五号に掲げる会社を子会社としていない信用金庫には、適用しない。

(長期信用銀行法の一部改正)

第八条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項に次の一号を加える。

十六 当該長期信用銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該長期信用銀行の営む第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

第六条第五項中「(定義)」及び「(金融機関の有

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

価証券関連業務の禁止等」を削る。

第十三条の二第二項中「(以下この条の下に「及び第十七条」を加え、同項第三号中「(以下」を「第十一号口並びに第十六条の四第一項第二号及び第十号口において」に改め、同項第四号中「(以下を「第十一号口並びに第十六条の四第一項第三号及び第十号口において」に改め、同項第五号中「以下」を「第十一号口並びに第十六条の四第一項第四号及び第十号口において」に改め、同項第五号の二中「以下」を「第十一号口並びに第十六条の四第一項第四号の二及び第十号口において」に改め、同項第六号中「昭和十八年法律第四十三号」の下に「第十一号口において「兼営法」という。」を加え、「第四項第八号イ」を「同号ロ」に、「会社(以下)」を「もの(同号ロ並びに第十六条の四第一項第五号及び第十号口において」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該長期信用銀行、その子会社(第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。))その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。

イ 従属業務

ロ 金融関連業務(当該長期信用銀行が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該長期信用銀行が保険会社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該長期信用銀行が信託兼営銀

行(兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。第十六条の四第一項第十号口において同じ。)、信託専門会社及び信託業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合(当該長期信用銀行が兼営法第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む長期信用銀行である場合を除く。))にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

第十三条の二第二項第十二号中「当該会社の議決権を、」を削り、「次号」を「次号及び第十四号」に、「合算して、」を「合算してその基準議決権数(二)に、超えて」を「いう。以下この条において同じ。))を超える議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項(特別清算事件の管轄)の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。))」に改め、同項第十四号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号の三中「又はこれを若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号の二中「、当該会社の議決権を」を削り、「、第十七条において準用する銀行法第十六条の四第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める

会社(当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

第十三条の二第四項第二号中「銀行業」を「第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務」に改め、同項第六号から第八号までを削り、同条第五項中「以外」を「以外の国内」に、「の担保権」を「(第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。))の担保権に、」長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号又は第十三号の二を「、長期信用銀行又はその子会社に」より第一項第十二号から第十四号まで」に改め、同項ただし書中「又は第十二号の二を」から第十四号まで」に改め、同条第六項から第十四項までを次のように改める。

6 長期信用銀行は、第一項第一号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社(従属業務(第四項第一号に規定する従属業務をいう。))又は第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条及び第二十七条第四号において「子会社対象銀行等」という。))を子会社としようとするとき(第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第三項まで(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定により合併、会社

分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 前項の規定は、子会社対象銀行等が、長期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社(第一項第十五号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。))となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

8 長期信用銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 当該長期信用銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としていない子会社対象外国会社(第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社(同項第十一号及び第十五号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。))又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているもの

に限り、持株会社を除く。をいう。以下この条において同じ。又は外国特定金融関連業務会社（金融関連業務（第四項第二号に規定する金融関連業務をいう。第十一項及び第十六条の四において同じ。）のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十一号に掲げる会社を除く。以下この条及び第十七条において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合（前号に掲げる場合を除く。）

業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。）の確保その他の事情に照らして、当該長期信用銀行が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 長期信用銀行が現に子会社としている子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必

13 長期信用銀行は、現に子会社としている子会社対象外外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。）をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

14 第一項、第八項、第九項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、長

16 該各号のうちに他の号に掲げる会社（子会社対称銀行等に限る。）に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十五号に掲げる会社（その業務により当該長期信用銀行又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

長期信用銀行は、次の各号のいずれかに該

9 第六項の規定は、長期信用銀行が、外国特定金融関連業務会社（当該長期信用銀行が子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としているものを除く。）を子会社としようとするときについて準用する。

12 要であると認められる場合
内閣総理大臣は、長期信用銀行につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該長期信用銀行の申請により、一年を限り、第八項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該長期信用銀行が、現に子会社として
いる子会社対象会社以外の外国の会社又は

期信用銀行又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、長期信用銀行又はその子会社による第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社

当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができ、

一 現に子会社として第一項第十一号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社として外国の会社(子会

10 長期信用銀行は、第八項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第八項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

当該会社を現に子会社としている子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第八項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社

(当該長期信用銀行の子会社となつた子会社対象銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としてゐる外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とする。ことに ついて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会

社対象会社に限る。）を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合（第八項第二号に掲げる場合、第十三項及び第十四項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。）

第十一項の規定は、前項の承認について準

11 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。

が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

社が当該事由(当該長期信用銀行又はその子会社による同項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣

18 長期信用銀行は、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える用する。

一 長期信用銀行が現に子会社としてゐる子会社対象外国会社(第一項第七号から第十一号まで及び第十五号に掲げる会社に限る。次号において同じ。)又は外国特定金融関連業務会社の競争力外国特定金融関連

二 当該長期信用銀行が子会社とした子会社
対象外国会社又は外国特定金融関連業務会
社の事業の遂行のため、当該長期信用銀行
が現に子会社としてゐる子会社対象会社以
外の外国の会社を引き続き子会社とするこ

府令で定める事由を除く。の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十三条の二に次の四項を加える。

15 第六項の規定は、長期信用銀行が、現に子

る議決権を保有している子会社対象会社（当該長期信用銀行の子会社及び第一項第十五号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となったことその他

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

内閣府令で定める事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の四第一項第十号中「(第十項において「長期信用銀行持株会社等」という。)」を削り、「営んでいる会社」を「営んでいるもの」に改め、同号イ中「(以下この条において「従属業務」という。)」を削り、同号ロ中「第十三条の二第四項第二号に掲げる」を削り、「同項第三号に掲げる」を「第十三条の二第四項第三号に規定する」に、「同項第四号に掲げる」を「同項第四号に規定する」に、「同項第五号に掲げる」を「同項第五号に規定する」に、「それぞれ除くものとする」を「それぞれ除く」に改め、同項第十一号中「会社の議決権を」を削り、「次号」を「次号及び第十三号」に、「合算して」を「合算してその基準議決権数(二)に、「超えて」を「いう。以下この条及び次条において同じ。)」を「超える議決権を」に改め、同項第十三号中「長期信用銀行又は前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号中「長期信用銀行又は前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号の三中「又はこれを」若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号の二中「会社の議決権を」を削り、「第十七条において準用する銀行法第五

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律案

十二条の二十四第一項に規定する「を」その「に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

第十六条の四第二項中「以外」を「以外の国内」に、「長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号又は第十一号の二を」長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号まで「に改め、同項ただし書中「又は第十一号の二」を「から第十三号まで」に改め、同条第三項から第十項までを次のように改める。

3 長期信用銀行持株会社は、長期信用銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十四号から第十六号までに掲げる会社(同項第十号イに掲げる業務又は第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条及び第二十七条第六号において「長期信用銀行等」という。を子会社としようとするとき(第一項第十四号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十五第一項から第三項まで(銀行持株会社に係る合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲

受けの認可)の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の規定は、長期信用銀行等が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社(第一項第十四号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた長期信用銀行等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該長期信用銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 長期信用銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社の子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 当該長期信用銀行持株会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としていた子会社対象外国会社(第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社(同項第十号及び第十四号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。)、持株会社(子会社対象会社を子会社としている会社に限る。))又は外国の会社であつて持株会社

と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。)をいう。以下この条において同じ。又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、同項第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。を子会社とする)により子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)

6 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、外国特定金融関連業務会社(当該長期信用銀行持株会社が長期信用銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該長期信用銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としているものを除く。)を子会社としようとするときについて準用する。

7 長期信用銀行持株会社は、第五項各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第五項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

8 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。

一 長期信用銀行持株会社が現に子会社としていた子会社対象外国会社(第一項第六号から第十号まで及び第十四号に掲げる会社に限る。次号において同じ。))又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融

関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。）の確保その他の事情に照らして、当該長期信用銀行持株会社が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 長期信用銀行持株会社が現に子会社として子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

9 内閣総理大臣は、長期信用銀行持株会社につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該長期信用銀行持株会社の申請により、一年を限り、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該長期信用銀行持株会社が、現に子会社として子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社として子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第五項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 当該長期信用銀行持株会社が子会社として子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、当該長期信用銀行持株会社が現に子会社として

子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

10 長期信用銀行持株会社は、現に子会社として子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）以下この項において同じ。）をその子会社としてとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

11 第一項、第五項、第六項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、長期信用銀行持株会社又はその子会社の担保権の発行による株式又は持分の取得、長期信用銀行持株会社又はその子会社による第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該長期信用銀行持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該長期信用銀行持株会社は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社（当該長期信用銀行持株会社の子会社となつた長期信用銀行等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社として子会社対象金融関連業務会社を除く。）を引き続き子会社とすることに

ついて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由（当該長期信用銀行持株会社又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなる

よう、所要の措置を講じなければならない。

12 第三項の規定は、長期信用銀行持株会社が、現に子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（長期信用銀行等に限る。）に該当する子会社としてとするとき及び現に子会社として同項第十四号に掲げる会社（その業務により当該長期信用銀行持株会社又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としてとするときについて準用する。

13 長期信用銀行持株会社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

一 現に子会社として第一項第十号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としてとする場合

二 現に子会社として外国の会社（子会社対象会社に限る。）を子会社対象会社以外の外国の会社としてする場合（第五項第二号に掲げる場合、第十項及び第十一項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。）

14 第八項の規定は、前項の承認について準用する。

15 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子

会社対象会社（当該長期信用銀行持株会社の子会社及び第一項第十四号に掲げる会社内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）について、同号に掲げる会社となつたことその他内閣府令で定める事実を知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の四の二第一項中「（以下「特例子会社対象会社」という。）を削り、同項第一号イ中「を営む会社」を「を営むもの」に改め、同号ロ及び同項第二号並びに同条第二項中「及び第十一号の二」を「から第十四号まで」に改め、同条第三項中「特例子会社対象会社」を「同項各号に掲げる会社」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に、「特例子会社対象会社」が、前条第七項を「第一項各号に掲げる会社」が、前条第四項に改め、同項ただし書中「特例子会社対象会社」を「会社」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「特例子会社対象会社」を「同項各号に掲げる会社」を第三項（この項において準用する場合を含む。）又は前項ただし書に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 認定長期信用銀行持株会社（次項の認定を受けた長期信用銀行持株会社をいう。第八項及び第九項並びに第十七条において同じ。）は、前条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、特例長期信用銀行業高度化等業

務(同条第一項第十四号に掲げる会社が営むことができる業務のうち内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第二十七条第六号において同じ。)を専ら営む会社を特例特定子会社とすることができる。

第十六条の四の二第七項中「第四項」を「前項」に、「第五項本文」を「第四項本文及び第九項本文」に、「同項ただし書」を「第四項ただし書」に、「を除く」を「及び第九項ただし書の規定による届出をして特例特定子会社(第八項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となつた特例子会社対象会社を引き続き特例特定子会社とする場合を除く」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の四項を加える。

7 内閣総理大臣は、長期信用銀行持株会社の申請により、当該長期信用銀行持株会社が当該長期信用銀行持株会社並びに当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行及び特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む特例特定子会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる基準として内閣府令で定めるものに適合することについて、認定を行う。

8 認定長期信用銀行持株会社は、第六項の規定により特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社を特例特定子会社としようとするとき(特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社のうち内閣府令で定める会社にあつては、当該認定長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、あらかじめ、その会社が営も

うとする特例長期信用銀行業高度化等業務を定めて、内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定は、特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社が、前条第四項に規定する内閣府令で定める事由により認定長期信用銀行持株会社の特例特定子会社(前項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項及び次項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、当該認定長期信用銀行持株会社は、その特例特定子会社となつた会社を引き続き特例特定子会社とすることについて内閣総理大臣に届出をした場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに特例特定子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

10 長期信用銀行持株会社は、第一項又は第六項の規定により特例子会社対象会社(第一項各号に掲げる会社又は特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社をいう。次項及び第二十七条第六号において同じ。)を特例特定子会社としている場合には、当該特例特定子会社が営む業務の内容その他の事情を勘案し、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件として内閣府令で定めるものを満たすために必要な措置を講じなければならない。

第十七条中「第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社を「子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社」に、「並びにその子会社である長期信用銀行、第十六条の四第一項各号に

掲げる会社及び特例子会社対象会社」を「及びその子会社」に、「銀行代理業者」を「認定銀行持株会社に係るものにあつては認定長期信用銀行持株会社について、銀行代理業者に改める。

第十七条の二中「第二条第十四項」の下に「(定義)を加え、「書面」を「書面等」に改め、「書面による解除」を削り、「同法第三十四条」の下に「(特定投資家への告知義務)」を加える。

第十九条第一項中「又は承認」を「承認又は認定」に改める。

第二十条第二項中「第十六条の四第六項若しくは第七項ただし書を「第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書」に改める。

第二十一条中「又は」を「認定又は」に改める。

第二十七条第四号中「第十三条の二第九項を「第十三条の二第六項に改め、「同項に規定する」を削り、「又は同条第十一項」を「同条第一項第十五号に掲げる会社(同条第六項に規定する内閣府令で定める会社を除く)」にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数(銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有したとき)、第十三条の二第九項において準用する同条第六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第九項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十五項」に、「同条第九項の」を「同条第六項の」に改め、「同条第九項に規定する」を削り、「とき」を「とき若しくは同項第十五号に掲げる会社(同条第十五項に規定する内閣府令で定める会社に限る。))を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。))に該当する子会社としたとき、同条第十五項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が

したとき又は同条第十八項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社(同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。))となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該長期信用銀行持株会社若しくはその子会社が

当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、第十六条の四の二第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずに特例子会社対象業務を営む特例子会社対象会社を持株特定子会社としたとき若しくは同条第五項に、「同項の」を「同項(同条第五項において準用する場合を含む。若しくは同条第四項ただし書の)」に、「とき」を「とき又は同条第八項の規定による届出をしないで、若しくは虚偽の届出をして、特例長期信用銀行業高度化等業務を専ら営む会社を持株特定子会社としたとき(同項に規定する内閣府令で定める会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)」に改め、同条第七号中「第十三条の二第九項(同条第十一項を「第十三条の二第六項(同条第九項又は第十五項に、「含む。」を含む。」、第十項、第十三項、第十六項若しくは第十八項、」に、「第十六条の四第六項(同条第八項において準用する場合を含む。」を「第十六条の四第三項(同条第六項又は第十二項において準用する場合を含む。」、第七項、第十項、第十三項若しくは第十五項に、「同条第六項を「同条第五項」に、「この規定を」若しくは第七項の規定に、「認可」を認可、承認又は認定に改め、同条第十四号の三中「業務」の下に「(同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。)」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第九条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

目次中第五十四条を「第五十四条の六」に改める。

第十三条第三項ただし書中「(総会招集の手続)」を削り、同条第五項中「当該を「これらの」

に改め、「(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。第六十九条第二項第九号を除き、以下同じ。)」を削り、「代議員」を「当該代議員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 会員は、前項の規定によるほか、定款の定めるところにより、第四十九条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。第六十九条第二項第九号を除き、以下同じ。))によつて議決権を行使することができる。

5 前項の規定により議決権を行使する会員は、総会における出席した代議員とみなす。

第十三条に次の一項を加える。

8 会員の書面による議決権の行使については会社法第三百十一条(第二項を除く。)(書面による議決権の行使)の規定を、会員の電磁的方法による議決権の行使については同法第三百十二条第三項を除く。(電磁的方法による議決権の行使)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは、「労働金庫法第四十九条第三項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十二条第五項中「この条及び第五章の二」を「この項、次項、第五章の二並びに第一百条第一項第十八号の二及び第十八号の五」に改め、同条第六項中「又は第四百八十八条第一項を「振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)又は第四百八十八条第一項(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「とき」を「場合(第三項の規定による書面の提出があつた場合に限る。)」に、「総会の」を「その請求に係る役員に対し、総会の」に、「その請求に係る役員に対し、前項の」を「当該に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第一項の規定による解任の請求があつた場合(第四項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。))には、金庫は、その請求を総会の議に付し、かつ、その請求に係る役員に対し、総会の会日の七日前までに第四項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、金庫は、同項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第四項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

第三十七条の六第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定による解任の請求をする会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十一条の二第三項中「この条及び第六十二条の四第三号において」を削り、同条第十三項中「監事」を「監事」に改める。

第四十五条第四項中「理事は」を「第一項の規定による解任の請求があつた場合(第二項の規定による書面の提出があつた場合に限る。))に

は、理事は、その参事に対し」に、「その参事に對し、第二項の」を「当該に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による解任の請求をする会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十五条に次の二項を加える。

6 第一項の規定による解任の請求があつた場合(第三項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。))には、理事は、その参事に対し、第四項の可否を決する日の七日前までに第三項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、理事は、同項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る参事の承諾を得て、第三項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十七条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第二項中「が」を「次項において同じ。」に、「決定しなければ」を「決しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行使することが定款で定められていないときは、会員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の規定による書面に記載すべき事項及び理由の電磁的方法(内閣府令・厚生労働省令で定める方法を除く。))による提供は、

は、理事は、その参事に対し」に、「その参事に對し、第二項の」を「当該に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による解任の請求をする会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十五条に次の二項を加える。

6 第一項の規定による解任の請求があつた場合(第三項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。))には、理事は、その参事に対し、第四項の可否を決する日の七日前までに第三項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

7 前項に規定する場合には、理事は、同項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る参事の承諾を得て、第三項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十七条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第二項中「が」を「次項において同じ。」に、「決定しなければ」を「決しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行使することが定款で定められていないときは、会員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の規定による書面に記載すべき事項及び理由の電磁的方法(内閣府令・厚生労働省令で定める方法を除く。))による提供は、

理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第四十九条第一項中「この条」の下に「から第四十九条の三まで」を加え、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 会員が書面によつて議決権を行使することができるときは、その旨
四 会員が電磁的方法によつて議決権を行使することができることをするときは、その旨

第四十九条第二項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

第四十九条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 理事は、第一項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができ、この場合において、当該理事は、当該書面による通知を発したものとみなす。

4 前項の電磁的方法による通知には、第一項各号に掲げる事項を記録しなければならぬ。

（総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）
第四十九条の二 理事は、前条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以

下「総会参考書類」という。）及び会員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 理事は、前条第三項の承諾をした会員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、これらの書類を当該会員に交付しなければならない。

第四十九条の三 理事は、第四十九条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、総会参考書類を交付しなければならない。

2 理事は、第四十九条第三項の承諾をした会員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、総会参考書類を当該会員に交付しなければならない。

3 理事は、第一項に規定する場合には、第四十九条第三項の承諾をした会員に対する同項の電磁的方法による通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4 理事は、第一項に規定する場合において、第四十九条第三項の承諾をしていない会員から総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、内閣府令・厚生労働省

令で定めるところにより、直ちに、当該会員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

第四章第七節第五十四条の次に次の五条を加える。

（電子提供措置をとる旨の定款の定め）

第五十四条の二 金庫は、理事が総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（第五十四条の四第二項において「総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により会員（個人会員を除く。次条から第五十四条の六までにおいて同じ。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一 総会参考書類

二 議決権行使書面

三 第四十一条第五項の計算書類及び業務報告

四 第四十一条の二第五項の計算書類及び業務報告

（電子提供措置）

第五十四条の三 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の理事は、総会の日の二週間前の日又は第四十九条第一項の通知を発した日のいずれか早い日（第五十四条の六第三号において「電子提供措置開始日」という。）から総会の日後三月を経過する日までの間、第五十四条の六において「電子提供措置期間」という。）に、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一 第四十九条第一項各号に掲げる事項

二 第四十九条の二第一項に規定する場合には、総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

三 第四十九条の三第一項に規定する場合には、総会参考書類に記載すべき事項

四 理事が通常総会を招集するときは、第四十一条第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項

五 特定金庫である場合において、理事が通常総会を招集するときは、第四十一条の二第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項（前号に掲げるものを除く。）

六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2 前項の規定にかかわらず、理事が第四十九条第一項の通知に際して会員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

（総会の招集の通知等の特則）

第五十四条の四 第四十九条第一項及び第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十九条第一項又は第三項の通知には、同条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 電子提供措置をとっている旨

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令・厚生労働省令で定める事項

第四十一条第五項、第四十一条の二第五項、第四十九条の二第一項及び第四十九条の

第三項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫においては、理事は、第四十九条第一項の通知に際して、会員に対し、総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

(書面交付請求)

第五十四条の五 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の会員(第四十九条第三項の承諾をした会員を除く。)は、金庫に対し、第五十四条の三第一項各号に掲げる事項(次項及び第三項において「電子提供措置事項」という。)を記載した書面の交付を請求することができる。

2 理事は、第五十四条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求(第四項及び第五項において「書面交付請求」という。)をした会員に対し、当該総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 金庫は、電子提供措置事項のうち内閣府令・厚生労働省令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。

4 書面交付請求をした会員がある場合において、その書面交付請求の日(当該会員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日)から一年を経過したときは、金庫は、当該会員に対し、第二項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間(以下この条において「催告期間」という。)内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一月を下ることができない。

5 前項の規定による通知及び催告を受けた会員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該会員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

(電子提供措置の中断)

第五十四条の六 第五十四条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断(会員が提供を受けることができない状態に置かれた情報とその状態に置かれた情報に置かれた後改変されたこと(同項第六号の規定により修正されたことを除く。))をいう。以下この条において同じ。)が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一 電子提供措置の中断が生ずることにつき金庫が善意でかつ重大な過失がないこと又は金庫に正当な事由があること。

二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三 電子提供措置開始日から総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四 金庫が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとつたこと。

第五十八條第二項に次の一号を加える。
二十五 当該労働金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該労働金庫の前

項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八條第六項第一号ト中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号の二中「定義」を「通則」に改め、同項第二号の二、第三号、第三号の三及び第四号中「(定義)」を削り、同条第七項第一号中「(通則)」を削り、同項第二号中「金融機関の有価証券関連業務の禁止等」を削る。

第五十八條の二第二項に次の一号を加える。

二十三 当該労働金庫連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該労働金庫連合会の前条第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八條の三第一項中「この条の下に」及び次条第一項を加え、同項第一号中「第八項において「労働金庫等」という。」を削り、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同号イ中「第八項において「従属業務」という。」を削り、同項第二号中「当該会社の議決権を、」を削り、「並びに次条第七項及び第九項を、」及び第四号並びに第五十八條の四第七項及び第八項に、「合算して」を「合算してその基準議決権数(二)に、超えて」を「いう。以下この条において同じ。」を超える議決権を」に改め、同項第三号中「前三号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、「(持株会社)」を削り、同号を同項第六号とし、同項第二号の二中「次条第一項」を「第五十八條の四第一項」に改め、「当該会社の議決権を」

を削り、「合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を超える議決権を」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社(当該労働金庫又はその特定子会社以外の子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該労働金庫の第五十八條第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該労働金庫の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社

第五十八條の三第二項中「又は第二号の二を」から第四号まで」に改め、同条第三項中「子会社対象会社のうち、第一項第三号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、「この条の下に」及び「第一項第一項第十八号の二を、」を「とき」の下に「(第一項第五号に掲げる会社(内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。))にあつては、当該労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第四項中「となる」を「(第一項第五号に掲げる会社(前項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。))にあつては、当該労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。」となる」に改め、同条第五項中「その」を「現」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「労働

令和三年五月十九日 参議院會議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律案

金庫が」の下に「前項の規定により定款で定め
た」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六
項中「第三項の規定により」を「第三項の規定に
よる認可を受けて」に、「又は前項の規定により
その」を「第四項ただし書の規定による認可を受
けてその子会社となつた認可対象会社を引き続
き子会社としようとするとき、又は第五項にお
いて準用する第三項の規定による認可を受けて
現に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第
五項の次に次の一項を加える。

6 労働金庫は、当該労働金庫又はその子会社
が合算してその基準議決権数を超える議決権
を保有している子会社対象会社(当該労働金
庫の子会社及び第一項第五号に掲げる会社
(第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令
で定める会社を除く。以下この項において同
じ。))を除く。が同号に掲げる会社となつたこ
とを知つたときは、引き続きその基準議決権
数を超える議決権を保有することについて内
閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けた
場合を除き、これを知つた日から一年を経過
する日までに当該同号に掲げる会社が当該労
働金庫又はその子会社が合算してその基準議
決権数を超える議決権を保有する会社でなく
なるよう、所要の措置を講じなければならな
い。

第五十八条の三の次に次の一条を加える。
(労働金庫による労働金庫グループの経営管
理)
第五十八条の三の二 労働金庫(子会社対象会
社を子会社としているものに限る。))は、当該
労働金庫の属する労働金庫グループ(労働金
庫及びその子会社の集団をいう。次項におい
て同じ。))の経営管理を行わなければならない
い。

2 前項の経営管理とは、次に掲げるものを

いう。

一 労働金庫グループの経営の基本方針その
他これに準ずる方針として内閣府令・厚生
労働省令で定めるものの策定及びその適正
な実施の確保

二 労働金庫グループに属する労働金庫及び
会社相互の利益が相反する場合における必
要な調整

三 労働金庫グループの業務の執行が法令に
適合することを確保するために必要なもの
として内閣府令・厚生労働省令で定める体
制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、労働金庫グ
ループの業務の健全かつ適切な運営の確保
に資するものとして内閣府令・厚生労働省
令で定めるもの

第五十八条の四第一項中「前条第一項第一
号、第二号の二及び第三号を」第五十八条の三
第一項第一号、第三号、第五号及び第六号「
に、」同項第二号の二を「同項第三号」に改め、
「いう。以下この条の下に」及び「第百一条第一
項第十八号の二を加え、同条第四項第一号中
「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「認
可」を削り、「限る。」を「限る。」に改め、同
項第三号中「限る。」を「限る。」に改め、同
第七項中「前条第一項第二号を」第五十八条の
三第一項第二号「に、」又は「特別事業再生会社」
を「特別事業再生会社又は同項第四号に掲げ
る会社」に改め、同条第八項を削り、同条第九
項中「事業を」事業活動」に、「当該会社の議決
権を」を「第五十八条の三第一項第四号に掲げる
会社に該当しないものであつて」に、「合算し
て、同項に規定するを合算してその」に、「超
えて」を「超える議決権を」に、「前条第一項第二
号又は第二号の二を」同条第一項第二号から第
四号まで」に改め、同項を同条第八項とし、同

条に次の一項を加える。

9 第三十二条第六項の規定は、前各項の場合
において労働金庫又はその子会社が取得し、
又は保有する議決権について準用する。
第五十八条の五第一項中「第三項を」第
十一号に、「並びに次条第一項を」次条第一
項並びに第一百一条第十八号の五」に改
め、同項第一号中「もの」の下に「第六号口にお
いて「信託兼営銀行」という。」を加え、同項第
二号、第三号及び第四号中「以下」を「第六号
口において」に改め、同項第四号の二中「次項第
七号」を「第六号口」に改め、同項第五号中「会社
(以下を「もの(次号口において」に改め、同項
第六号を次のように改める。

六 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲
げる業務を営む会社にあつては、当該労働
金庫連合会、その子会社(第一号及び第一
号の二に掲げる会社に限る。))その他これら
に類する者として内閣府令・厚生労働省令
で定めるものの営む業務のためにその業務
を営んでいるものに限る。)

イ 従属業務
ロ 金融関連業務(当該労働金庫連合会が
証券専門会社及び証券仲介専門会社のい
ずれをも子会社としていない場合にあつ
ては証券専門関連業務を、当該労働金庫
連合会が保険会社及び少額短期保険業者
のいずれをも子会社としていない場合に
あつては保険専門関連業務を、当該労働
金庫連合会が信託兼営銀行及び信託専門
会社のいずれをも子会社としていない場
合(当該労働金庫連合会が第五十八条の
二第三項の規定により同項第三号に掲げ
る業務を行う場合を除く。))にあつては信
託専門関連業務を、それぞれ除く。)

第五十八条の五第一項第七号中「当該会社の

議決権を」を削り、「次号」を「次号及び第九号」
に、「合算して」を「合算してその基準議決権
数」に、「超えて」を「いう。以下この条におい
て同じ。」を超える議決権を」に改め、同項第八
号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」
に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号
の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、
産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の
構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を
同項第十号とし、同項第七号の二中「当該会
社の議決権を」を削り、「合算して、同条第一
項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」
を「超える議決権を」に改め、同号を同項第八号
とし、同号の次に次の一号を加える。

九 地域の活性化に資すると認められる事業
活動を行う会社として内閣府令・厚生労働
省令で定める会社(当該労働金庫連合会又
はその特定子会社以外の子会社が合算して
その基準議決権数を超える議決権を保有し
ていないものに限る。)

第五十八条の五第二項第六号から第八号まで
を削り、同条第三項中「子会社対象会社のう
ち」を削り、「第七号の三又は第八号」を「第十号
又は第十一号」に、「掲げる従属業務」を「規定す
る従属業務」に改め、「以下この項及び第七項
において同じ」及び「(従属業務を営む会社にあ
つては、当該労働金庫連合会の行う業務のため
にその業務を営んでいる会社に限る。))」を削
り、「次項」を「次項及び第百一条第一項第十八
号の五」に、「第一項第七号の三に掲げる会社」
を「第一項第十号に掲げる会社(内閣府令・厚生
労働省令で定める会社を除く。))」に改め、「(第
五十八条の七第一項に規定する基準議決権数を
いう。第六項において同じ。))」を削り、同条第
四項中「その」を「現に」に、「とき」を「とき及び
現に子会社として」同項第十号に掲げる会社

に子会社として

(その業務により当該労働金庫連合会又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようにするときに、同条第五項中「第六項及び第七項を」を「第七項及び第八項に」、「又は第七号の二を」を「第四号まで」に、「又は第七号の二を」を「第九号まで」に、「同条第四項中「前項を」同条第四項中「前項の」に、「と」、「認可対象会社があるのは」を「の」と、「認可対象会社があるのは」に、「が」と、「子会社となる」を「と」、「第一項第五号」に、「子会社(同条第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してそのを」同条第一項第十号と、「前項に」とあるのは「同条第三項に」と、「基準議決権数」とあるのは「に」、「を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。」となる」と、同条第六項中「第三項」とあるのは「を」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「に」、「前項」とあるのは「同条第四項」を「第五項において準用する第三項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第三項」に、「読み替える」を、「該当する」とあるのは「該当する子会社としようにする」とあるのは「現に子会社として同項第十号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)に該当する」と読み替える」に改め、同条第六項中「及び第一項第七号の三に掲げる会社」を削り、「が」を「に」について、当該子会社対象会社(第一項第十号に掲げる会社第三項に規定する内閣府令・厚生労働

省令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。がに、「ことを」を「ことその他内閣府令・厚生労働省令で定める事実を」に改め、同条第七項及び第八項を削る。

第五十八条の七第一項中「及び第七号の二から第八号まで」を「第八号、第十号及び第十一号」に、「同項第七号の二を」を「同項第八号」に、「いう」を「いう。第四項及び第五十一条第一項第十八号の五において同じ」に改め、同条第二項中「又は特別事業再生会社」を「特別事業再生会社又は同項第九号に掲げる会社」に改め、同条第三項中「第八項の」を「第九項の」に改め、「及び第二号」を削り、「同項第三号」を「同項第二号中「第六十四条第四項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項」とあるのは「第六十四条第四項」と、同項第三号」に改め、「事業」を削り、「同条第八項」を「同条第九項」に、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、同条第四項中「事業を」事業活動に、「当該会社の議決権を」を「第五十八条の五第一項第九号に掲げる会社に該当しないものであつて」に、「合算して、同項に規定する」を「合算してそのに」、「超えて」を「を超える議決権を」に、「第五十八条の五第一項第七号又は第七号の二を」同条第一項第七号から第九号まで」に改める。

第六十九条第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第五十四条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第九十一条第一項第二号中「第二号の二を」第四号に、「第七号の二を」第九号に、「会社(を」を「会社(同項第六号に掲げる会社にあつては、」に改め、同項第四号中「とき」を「とき(次に該当する場合を除く。)」に改める。

第九十一条の四第三項第二号中「の規定を」(臨時休業等)の規定」に改め、同条第四項中「すること」を「行うこと」に改め、「労働金庫法」の下に「と」、「第四百四十条第一項」とあるのは「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十六条第一項」を加える。

第九十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十三条第八項において準用する会社法第三百十一条第三項又は第三百十二条第四項の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

第一百一条第一項第三号中「第三十七条の六第四項又は第四十五条第四項を」第三十七条の六第五項若しくは第六項又は第四十五条第五項若しくは第六項」に改め、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 第五十四条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

第一百一条第一項第十八号の二中「同項に規定する」を削り、「又は」を「(同条第一項第五号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。)にあつては、労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき」を「とき。又は同条第六項の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項第五号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該労働金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき」に改め、同項第十八号の五中「同項に規定する」を削り、「又は」を「(同条第一項第十号に掲げる会

社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)にあつては、労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき」を「とき。又は同条第六項の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項第五号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該労働金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき」に改め、同項第十八号の五中「同項に規定する」を削り、「又は」を「(同条第一項第十号に掲げる会

社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)にあつては、労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき」を「とき。又は同条第六項の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項第五号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該労働金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき」に改め、同項第十八号の五中「同項に規定する」を削り、「又は」を「(同条第一項第十号に掲げる会

社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)にあつては、労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき」を「とき。又は同条第六項の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同条第一項第五号に掲げる会社となつたことを知つた日から一年を超えて当該労働金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき」に改め、同項第十八号の五中「同項に規定する」を削り、「又は」を「(同条第一項第十号に掲げる会

社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)にあつては、労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき)」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「とき」を「とき。又は同条第十号に掲げる会社(同条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。)に該当する子会社としたとき、又は同条第六項の認可を受けないで当該労働金庫連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該労働金庫連合会の子会社を除く。)について当該子会社対象会社(同号に掲げる会社(同条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。)を除く。が同条第一項第十号に掲げる会社となつたことその他同条第六項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該労働金庫連合会若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき」に改め、同項第二十三号中「含む」を「含む」若しくは第六項」に改め、「若しくは」の下に「第六項」を加える。

附則第一項を附則第一条とする。

附則第二項の前の見出しを削り、同項を附則第二条とし、同条に見出しとして「(信用協同組合の労働金庫への組織変更)」を付する。

附則第三項から第十三項までを削る。

附則第十四項の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同項中「第二項」を「前条」に改め、「(金庫の事業)」を削り、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を附則第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

附則第三項から第十三項までを削る。

附則第十四項の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同項中「第二項」を「前条」に改め、「(金庫の事業)」を削り、「貸付」を「貸付け」に改め、同項を附則第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

令和三年五月十九日 参議院會議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律案

(労働金庫による労働金庫グループの経営管理に関する特例)

第四条 第五十八条の三の二の規定は、当分の間、第五十八条の三第一項第五号に掲げる会社を子会社としていない労働金庫には、適用しない。

附則第十五項を削る。

附則第十六項中「前各項に定めるものの外」を「この附則に規定するもののほか」に改め、同項を附則第五条とする。

附則第十七項から第二十八項までを削る。

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第十条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ」を削り、「内閣総理大臣の下に(当該吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が労働金庫である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項において同じ。)」を、「ときは」の下に「合併の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ」を加え、「同項を」第一項に改め、同条第四項中「前三項を」前各項に、「前項中」第三項中「合併の日」とあるのは「転換の日」と、前項中「消滅金融機関」とあるのは「転換前の金融機関」とに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する計画につき同項の承認を受けた吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情がある場合において、当該計画の変更につき内閣総理大臣の承認を受けたときは、消滅金融機関の事業に関する法

令により行うことができる業務の範囲内において、かつ、当該変更後の計画に従い、合併の日における第一項に規定する契約の総額を超えて当該契約に関する業務(資金の貸付け又は手形の割引の業務に限る。)を継続することができる。

第五十一条の次に次の二条を加える。

(合併前の銀行代理業の許可等に関する特例)

第五十一条の二 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が次の表の各号の上欄に掲げる種類の金融機関である場合には、合併の日において現に当該各号の中欄に掲げる許可又は承認を受けている者(当該合併における消滅金融機関を所属銀行(銀行法第二条第十六項(定義等)に規定する所属銀行をいう。)、所属長期信用銀行(長期信用銀行法第十六条の五第三項(長期信用銀行代理業の許可)に規定する所属長期信用銀行をいう。)、所属信用金庫(信用金庫法第八十五条の二第三項(許可)に規定する所属信用金庫をいう。)、所属労働金庫(労働金庫法第八十九条の三第三項(許可)に規定する所属労働金庫をいう。))又は所属信用協同組合(協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号。以下「協同組合金融事業法」という。))第六条の三第三項(信用協同組合代理業の許可)に規定する所属信用協同組合をいう。))として現に当該各号の下欄に掲げる許可又は承認を受けている者を除く。は、当該合併の日に当該各号の下欄に掲げる許可又は承認を受けたものとみなす。この場合において、当該各号の中欄に掲げる許可又は承認に条件が付されているときは、当該条件は、当該各号の下欄に掲げる許可又は承認に付されたものとみなす。

一 普通銀行	二 普通銀行	三 長期信用銀行	四 長期信用銀行	五 信用金庫
長期信用銀行法第十六条の五第一項、信用金庫法第八十五条の二第一項、労働金庫法第八十九条の三第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可	長期信用銀行法第十七条(銀行法の準用)、信用金庫法第八十九条第五項(銀行法の準用)、労働金庫法第九十四条第三項(銀行法の準用)又は協同組合金融事業法第六条の五第一項(信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用)において準用する銀行法第五十二条の四十二第二項(業務の範囲)の承認(同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。)	銀行法第五十二条の三十六第一項、信用金庫法第八十五条の二第一項、労働金庫法第八十九条の三第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可	銀行法第五十二条の四十二第一項又は信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項若しくは協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第二項の承認(同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。)	銀行法第五十二条の三十六第一項、労働金庫法第八十九条の三第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可
銀行法第五十二条の三十六第一項(許可)の許可	銀行法第五十二条の四十二第二項の承認	長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可	長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の四十二第二項の承認	信用金庫法第八十五条の二第一項の許可

六 信用金庫	銀行法第五十二条の四十二第一項又は労働金庫法第九十四条第三項若しくは協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第二項の承認(同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。)	信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認
七 労働金庫	信用金庫法第八十五条の二第一項又は協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可	労働金庫法第八十九条の三第一項の許可
八 労働金庫	信用金庫法第八十九条第五項又は協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認(同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。)	労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認
九 信用協同組合	信用金庫法第八十五条の二第一項又は労働金庫法第八十九条の三第一項の許可	協同組合金融事業法第六条の三第一項の許可
十 信用協同組合	信用金庫法第八十九条第五項又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認(同条第四項の規定により受けたものとみなされる場合における当該承認を含む。)	協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十二第一項の承認

- 2 前項の規定により次の各号に掲げる許可を受けたものとみなされる者は、当該合併の日から起算して一月以内に当該各号に定める書類を内閣総理大臣(第四号に掲げる許可を受けたものとみなされる者にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣)に提出しなければならない。
- 一 前項の表の第一号の下欄に掲げる許可 銀行法第五十二条の三十七第一項各号許可の申請に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類
- 二 前項の表の第三号の下欄に掲げる許可 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第

- 五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類
- 三 前項の表の第五号の下欄に掲げる許可 信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類
- 四 前項の表の第七号の下欄に掲げる許可 労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類
- 五 前項の表の第九号の下欄に掲げる許可 協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類
- 3 第一項の規定により次の各号に掲げる許可を受けたものとみなされる者については、当該各号に定める規定は、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。
- 一 第一項の表の第一号の下欄に掲げる許可 銀行法第五十二条の三十九(変更の届出)
- 二 第一項の表の第三号の下欄に掲げる許可 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十九
- 三 第一項の表の第五号の下欄に掲げる許可 信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十九
- 四 第一項の表の第七号の下欄に掲げる許可 労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九
- 五 第一項の表の第九号の下欄に掲げる許可 協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九
- (合併前の信用金庫電子決済等代行業の登録等に関する特例)
- 第五十一条の三 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関が次の表の各号の上欄に掲げる種類の金融機関である場合には、合併の日において現に当該各号の中欄に掲げる登録を受けている者(当該合併における消滅金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業(信用金庫法第八十五条の四第二項登録)に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。)、労働金庫電子決済等代行業(労働金庫法第八十九条の五第二項登録)に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。又は信用協同組合電子決済等代行業(協同組合金融事業法第六条の五の二第二項(信用協同組合電子決済等代行業の登録)に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。に係る契約を締結している者に限り、当該合併の日において現に当該各号の下欄に掲げる登録を受けている者を除く。は、当該合併の日に当該各号の下欄に掲げる登録を受けたものとみなす。

一 信用金庫	労働金庫法第八十九条の五第一項 又は協同組合金融事業法第六条の 五の二第一項の登録	信用金庫法第八十五条の四第一項の 登録
二 労働金庫	信用金庫法第八十五条の四第一項 又は協同組合金融事業法第六条の 五の二第一項の登録	労働金庫法第八十九条の五第一項の 登録
三 信用協同組合	信用金庫法第八十五条の四第一項 又は労働金庫法第八十九条の五の二 第一項の登録	協同組合金融事業法第六条の五の二 第一項の登録

2 前条第二項(第一号及び第二号に係る部分を除く。及び第三項(第一号及び第二号に係る部分を除く。))の規定は、前項の規定により登録を受けたものとみなされる者について準用する。この場合において、同条第二項第三号中「前項の表の第五号」とあるのは「次条第三号中「前項の表の第九号」とあるのは「次条第五項」とあるのは「第八十九条第七項(銀行法の準用)」と、「第五十二条の三十七第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の三第一項各号(登録の申請)」と、同項第四号中「前項の表の第七号」とあるのは「次条第一項の表の第二号」と、「第九十四条第三項」とあるのは「第九十四条第五項(銀行法の準用)」と、「第五十二条の三十七第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の三第一項各号」と、同項第五号中「前項の表の第九号」とあるのは「次条第一項の表の第三号」と、「第六条の五第一項」とあるのは「第六条の五の十第一項(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)」と、「第五十二条の三十七第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の三第一項各号」と、同条第三項第三号中「第一項の表の第五号」とあるのは「次条第一項の表の第一号」と、「第八十九条第五項」とあるのは「第八

十九条第七項」と、「第五十二条の三十九」とあるのは「第五十二条の六十一の六(変更の届出)」と、同項第四号中「第一項の表の第七号」とあるのは「次条第一項の表の第二号」と、「第九十四条第三項」とあるのは「第九十四条第五項」と、「第五十二条の三十九」とあるのは「第五十二条の六十一の六」と読み替えるものとする。

3 内閣総理大臣(この項の規定により第二号に掲げる事項を登録する場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣)は、前項において準用する前条第二項の規定による書類の提出があつたときは、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める登録簿に登録するものとする。

一 当該書類に記載された信用金庫法第八十九条第七項(銀行法の準用)において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号(登録の申請)に掲げる事項及び信用金庫法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項第二号

(登録の実施)に掲げる事項 信用金庫電子決済等代行業者登録簿(信用金庫法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者登録簿をいう。)

二 当該書類に記載された労働金庫法第九十四条第五項(銀行法の準用)において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項及び労働金庫法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項第二号に掲げる事項を登録する労働金庫電子決済等代行業者登録簿をいう。)

三 当該書類に記載された協同組合金融事業法第六十条の五の十第一項(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項及び協同組合金融事業法第六十条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項第二号に掲げる事項 信用協同組合電子決済等代行業者登録簿(協同組合金融事業法第六十条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者登録簿をいう。)

第六十一条第一項第四号中「協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)」を「協同組合金融事業法」に改める。

第六十七条中「まで」の下に、「第五十一条の二(第一項の表の第三号及び第四号、第二項第二号並びに第三項第二号に係る部分を除く。及び

び第五十一条の三)を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第五十一条の二第一項及び第五十一条の三第一項中「吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関」とあるのは「転換後金融機関」と、「合併における消滅金融機関」とあるのは「転換前の金融機関」と読み替えるものとする。

(預金保険法の一部改正)

第十一条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第二条第五項第五号中「以下」を「第三百三十五条第四項を除き、以下」に改める。

第三十四条第十一号中「第三百二十七条若しくは」を「第三百二十七条第一項若しくは」に、「及び」を「及び第三百二十八条の三又は」に改める。

第三十七条第三項中「対し、破綻金融機関の下に、破産手続開始の決定を受けた者当該破産手続開始の決定を受ける前において銀行等であつた者に限る。以下この項、次条及び第四百十五条第一項において同じ。」を、「が破綻金融機関及び又は破綻金融機関の下に、破産手続開始の決定を受けた者」を加え、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、機構は、他の法令に基づき当該破綻金融機関若しくは破産手続開始の決定を受けた者の財産を管理し、又は処分する権限を有する者による当該権限の行使を妨げてはならない。

第三十七条第三項第一号中「破綻金融機関」の下に「又は破産手続開始の決定を受けた者」を加え、第二章第五節中同条の次に次の一条を加える。

(破綻金融機関等の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置)

第三十七条の二 機構は、破綻金融機関又は破産手続開始の決定を受けた者(以下この項において「破綻金融機関等」という。)の取締役、会計参与、監査役若しくは会計監査人(破綻金融機関等が監査等委員会設置会社である場合にあつては取締役、会計参与又は会計監査人、破綻金融機関等が指名委員会等設置会社である場合にあつては取締役、執行役、会計参与又は会計監査人、破綻金融機関等が第十六条第二項に規定する信用金庫等である場合にあつては、理事、監事又は会計監査人)又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。この場合において、機構は、他の法令に基づき当該破綻金融機関等の財産を管理し、又は処分する権限を有する者による当該権限の行使を妨げてはならない。

2 機構は、その役員又は職員が前項の措置に係る職務を行うことにより犯罪があると料するときは直ちに所要の報告をさせ、当該報告があつたときは告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

第五十四条第一項及び第三項並びに第五十四条の二第一項中「第百二十七条」を「第百二十七条第一項に改める。」

第五十四条の三第一項中「第一号に掲げる金額」及び「第二号に掲げる金額」の下に「の合計額を加え、同項第一号中「第百二十七条」を「第百二十七条第一項」に、「積立金」をいう。以下この条を「積立金」をいう。第三号に改め、「係るもの」の下に「(次項において「確定拠出年金預金等債権」という。を、「この項の下に」、次項及び第五項)を、「次項」の下に「から第四項ま

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

で」を加え、「の合計額」を削り、同項第二号中「の合計額」を削り、同条第四項中「の場合」を「に規定する場合」に、「並びに」を「及び」に、「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「の場合」を「に規定する場合」に、「から同項第二号に掲げる金額」を「(当該加入者等が保険事故日において死亡している場合にあつては、遺族等に係る第二項第一号に定める金額)から第一項第二号に掲げる金額(当該加入者等が保険事故日において死亡している場合にあつては、遺族等に係る第二項第二号に定める金額)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項第一号の規定により第五十四条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の元本とする。

一 第二項第一号の規定を適用する前の当該遺族等の支払対象預金等に係る債権と当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権があるときは、当該遺族等の支払対象預金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

三 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権と当該加入者

等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権があるときは、当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権に係る元本を先とする。

四 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

第五十四条の三第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該加入者等が保険事故日において死亡しているときは、次の各号に掲げる金額は、当該各号に定める金額とする。

一 前項第一号に掲げる金額 当該資産管理機関等の確定拠出年金預金等債権について、確定拠出年金法第四十条(同法第七十三条において準用する場合を含む。)の規定により当該加入者等に係る死亡一時金が支給される当該加入者等の遺族その他の政令で定める者(以下この項 第四項及び第五項において「遺族等」という。)のそれぞれにつき、保険事故日において当該資産管理機関等が金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権当該加入者等の遺族等が二人以上いる場合にあつては、政令で定める部分に限る。及び当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

二 前項第二号に掲げる金額 当該資産管理機関等の確定拠出年金預金等債権について、当該遺族等のそれぞれにつき、保険事故日において当該資産管理機関等が金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権当該加入者等の遺族等が二人以上いる場合にあつては、政令で定める部分に限る。及び当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

三 前項第三号に掲げる金額 当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権当該加入者等の遺族等が二人以上いる場合にあつては、政令で定める部分に限る。及び当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

四 前項第四号に掲げる金額 当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権当該加入者等の遺族等が二人以上いる場合にあつては、政令で定める部分に限る。及び当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

五 前項第五号に掲げる金額 当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権当該加入者等の遺族等が二人以上いる場合にあつては、政令で定める部分に限る。及び当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

六 前項第六号に掲げる金額 当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権当該加入者等の遺族等が二人以上いる場合にあつては、政令で定める部分に限る。及び当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

七 前項第七号に掲げる金額 当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権当該加入者等の遺族等が二人以上いる場合にあつては、政令で定める部分に限る。及び当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

故日において当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち当該遺族等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権を当該遺族等の支払対象預金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額

第五十九条の二第一項中「承継させるものに限る」の下に「第六十三条第一項において同じ」を加え、「同条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第六十三条を次のように改める。
(預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者間の衡平を図るための資金の貸付け)
第六十三条 機構は、合併等に係る破綻金融機関から預金者等の保護及び破綻金融機関の債権者間の衡平を図るために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときは、委員会の議決を経て、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

2 前項の申込みは、当該合併等に係る救済金融機関と連名で行うものとする。

3 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣(当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該決定が株式会社商工組合中央金庫に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。)に報告しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による貸付けを行う旨の決定をしたときは、当該貸付けの申込みに係る破綻金融機関との間で当該貸付けに関する契約を締結するものとする。

第六十四条第二項中「及び」を「(第五十九条第

第六十四条第二項中「及び」を「(第五十九条第

第六十四条第二項中「及び」を「(第五十九条第

第六十四条第二項中「及び」を「(第五十九条第

第六十四条第二項中「及び」を「(第五十九条第

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

二項に規定する合併等の円滑な実施に要すると見込まれる費用を含む。及び」に改める。

第六十七条第二項中「の」を「次項において同じ。」の「に」、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項に規定する計画につき同項の承認を受けた救済金融機関は、予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情がある場合において、当該計画の変更につき内閣総理大臣の承認を受けたときは、破綻金融機関の営業又は事業に関する法令により行うことができる業務の範囲内において、かつ、当該変更後の計画に従い、合併、事業の譲受け、付保預金移転又は会社分割の日における第一項に規定する契約の総額を超えて当該契約に関する業務(資金の貸付け又は手形の割引の業務に限る。)を継続することができる。

第六十九条の四第二項中「引き受けた者」の下に「その他内閣府令・財務省令で定める者」を加え、「第二百二十七条」を「第二百二十七条第一項」に改め、同条第四項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第一百一条第七項中「第四項から第七項まで」を「前条第四項から第七項まで」に、「第四項」を「前条第四項」に、「及び第六十八条中」を「中」「合併等」とあるのは「再承継」と、第六十七条中「譲受け、付保預金移転」とあるのは「譲受け」と、第六十八条中「に改める」。

第二百二条第一項第一号中「この章」の下に「及び第三百三十五条第四項」を加える。

4 第一項の規定による管理を命ずる処分を受けた金融機関は第七十四条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関とみなして、第六十九条の三及び第二百一十七条の規定を適用する。この場合において、

て、第六十九条の三第一項中「(弁済(第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用預金又は特定決済債務につき行うものに限る。))」とあるのは「(弁済と、「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り」とあるのは「その必要の限度において」と、第二百二十七条第一項中「(払戻し(保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する支払対象預金等につき行うものに限る。))」とあるのは「(払戻し」と、「準用する」。

この場合において、同項中「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定とあるのは、「当該支払対象預金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」とする。

第二百二十六条の二第六項及び第二百二十六条の五第五項中「(第二百二十七条)」を「(第二百二十七条第一項)」に改める。

第二百二十六条の十三第一項中「株主」とあるのは「全ての株主」と、「同項の株主総会の日」とあるのは「預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二百二十六条の十三第一項の公告のあった日」とあるのは、「全ての」に改める。

第二百二十六条の三十七中「第一項」を「第一項及び第四項」に改める。

第二百二十六条の三十八第七項中「第六十七条中」の下に「譲受け」を加え、「(特定債務引受け)」を「(譲受け)」に改める。

第二百二十七条に次の一項を加える。

2 機構は、第六十九条の三第一項各号に掲げる者が行う前項に規定する支払対象預金等の

払戻しに係る事務に要する費用を負担することができ。

第二百二十七条の三中「(第二百二十七条)」を「第二百二十七条第一項」に、「において準用する前条第一項に規定する預金等の払戻し」を「規定する支払対象預金等の払戻し」に、「(預金等の種別)」を「(支払対象預金等の種別)」に改める。

第二百二十八条の二の次に次の見出し及び一条を加える。

(資産の買取り)
第二百二十八条の三 機構は、第五十六条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をした場合又は第二種保険事故が発生した場合において、これらの保険事故が発生した金融機関(これらの保険事故が発生した時において金融機関であつた者を含む。)が保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 機構は、第一項に規定する金融機関から同項の資産の買取りに係る申込みがあつたとき、又は当該資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出があつた場合において、当該入札に係る資産の買取りをしようとするときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該決定に係る

る第一項に規定する金融機関との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

6 機構は、第一項に規定する金融機関との間で前項の契約を締結しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第二百二十九条の見出しを削り、同条第一項中「及び前章」を「前章及び前条」に改める。

第三百三十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「事業譲渡等における債権者保護手続の特例等」を付し、同条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三百三十一条の二 特定事業譲渡等に係る契約上の地位の移転(預金等に係る契約に係るものであつて、契約の条項(金利その他の政令で定めるものに限る。))の変更を伴うものに限る。以下この条において同じ。は、当該契約上の地位の移転に係る預金者等の承諾を得ないでこれを行うことができる。この場合において、破綻金融機関及び救済金融機関又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等(次項において「破綻金融機関等」という。)

は、当該契約上の地位の移転の前に、当該特定事業譲渡等の内容の要旨及び当該変更の内容並びにこれらに対し異議のある預金者等は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、住所又は居所が知れている預金者等には各別にこれを催告しなければならない。

2 破綻金融機関等は、前項の規定により特定事業譲渡等に係る契約上の地位の移転をしようとするときは、同項の公告及び催告をする前に、内閣総理大臣(当該破綻金融機関等のうちに労働金庫又は労働金庫連合会がある場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣

とし、当該破綻金融機関等のうちに株式会社
商工組合中央金庫がある場合にあっては内閣
総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とす
る。の承認を受けなければならない。

3 第一項の期間は、政令で定める期間を下つてはならない。

4 第一項の期間内に異議を述べた預金者等に係る契約上の地位の移転は、効力を生じない。

5 前条並びに銀行法第三十四条及び第三十五条(これらの規定を長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第一項の公告又は催告に係る契約上の地位の移転については、適用しない。

第百三十五条に次の一項を加える。

4 銀行その他の政令で定める者以下この項において「銀行等」という。が、第一号措置を行うべき旨の第百五十五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け若しくは当該第一号措置に関する株式の取得又は特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の第百二十六条の二十二第六項の内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け若しくは当該特定第一号措置に関する株式の取得であつて、政令で定めるものによる資本金の額の増加を行った場合において、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事項について登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、内閣府令・財務省令で定めるところによりこれらの決定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

る。

一 当該銀行等 当該資本金の額の増加

二 当該銀行等が行う株式移転により当該銀行等の株式移転設立完全親会社となつた株式会社 当該株式会社の設立

第百四十五条第一項中「破綻金融機関若しくは」を「破綻金融機関、破産手続開始の決定を受けた者若しくは」に改める。

第百四十七条第二号中「第六十四条第三項を」第六十三条第三項、第六十四条第三項に、「第百二十七条を」第百二十七条第一項に改め、「第百二十六条の三十五第三項の下に」、第百二十八条の三第四項を加える。

附則第十条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第百二十八条の三第三項の規定により同条第一項に規定する金融機関の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

附則第十条第四項中「又は第二号を」から第三号まで「に改め、」を含む。の下に、「第百二十八条の三第五項を、」において同じ。の下に「又は第百二十八条の三第一項に規定する金融機関であつて、当該資産を保有している者」を加え、同条第六項中「第一項第三号を」第一項第四号「に改める。

附則第十五条の四第七項中「及び第六十八条中」を中「に、」読み替えるを、「第六十七条中」議受け、付保預金移転」とあるのは「議受け」と読み替えるに改める。

(保険業法の一部改正)

第十二条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十二条の十四」を「第二百七十二条の十四の二」に改める。

第四条第三項中「いう。」の下に「第三百九条第

一項及び第四項第二号を除き、」を加える。
第十六条第二項第四号中「いう。」の下に「第二百六十五条の二十七の四第三項を除き、」を加える。

第九十八条第一項に次の一号を加える。

十五 当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるものの

第九十八条第五項中「又は」特定社債」とは「を」「特定社債」又は「特定短期社債」とは、「に、」又は「第七項を」、第七項又は第八項に、「又は特定社債をいい、」特定短期社債」とは同法第二条第八項に規定するを、「特定社債又は」に改め、同条第七項中「(定義)」を削り、同条第八項中「第二条第二十項(定義)」を「第二条第二十項に、」第百二十八条第八項第六号(定義)を「第百二十八条第八項第六号(通則)」に改め、同条第九項中「(定義)」を削る。

第百条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定(保険会社がその業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置に関する部分に限る。)は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 保険持株会社グループ(保険持株会社及びその子会社の集団をいう。以下この項、第百七十一条の二十一及び第百七十一条の二十一の二第二項において同じ。)に属する二以上の会社(保険会社を含む場合に限り、)が当該保険持株会社グループに属する他の会社に当該二以上の会社に通ずる業務を委託する場合(当該保険持株会社グループに属する保険持株会社当該保険持

株式会社グループの経営管理(第二百七十一条の二十一第四項に規定する経営管理をいう。)を行うものに限り。次号において同じ。が、内閣府令で定めるところにより、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合に限る。)

二 保険持株会社グループに属する二以上の会社(保険会社を含む場合に限り。が当該保険持株会社グループに属する保険持株会社に当該二以上の会社に通ずる業務を委託する場合

第百条の三ただし書中「又は行為を」を「若しくは行為を」に、「において」を「において」に、「とき」を「とき、又は当該保険会社を子会社とする保険持株会社(他の保険会社又は保険持株会社の子会社でないものに限り。の子会社(当該保険会社以外の保険会社に限り。との間で当該取引若しくは行為を行う場合において当該保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき)に改める。

第百六条第一項中「この条」の下に「及び次条第一項を加え、同項第五号中「以下」を「第十二号口及び第百七十一条の二十二第一項第五号において」に改め、同項第六号中「以下」を「第十二号口及び第百七十一条の二十二第一項第六号において」に改め、同項第七号中「次項第八号イ」を「第十二号口に、」会社(以下)を「もの(同号口及び第百七十一条の二十二第一項第七号において」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該保険会社、その子会社(第一号、第二号及び第八号に掲げる会社に限る。その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの

令和三年五月十九日、参議院会議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

七六

営む業務のためにその業務を営んでいるものに限り。）

イ 従属業務

ロ 金融関連業務（当該保険会社が銀行、長期信用銀行及び銀行業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては銀行専門関連業務を、当該保険会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該保険会社が信託兼営銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう）、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいづれをも子会社としていない場合（当該保険会社が第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

第百六条第一項第十三号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」及び「当該会社の議決権を、」を削り、「次条第七項」を「次号及び第十五号並びに第百七条第七項及び第八項」に、「合算して、」を「合算してその基準議決権数に、」を「超えて」を「いう。以下この条において同じ。」を超える議決権を」に改め、同項第十五号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十四号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十三号の二中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号の次に次の二号

を加える。

十四 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（第百七条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

十五 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

第百六条第二項第六号から第八号までを削り、同条第三項中「以外」を「以外の国内」に改め、「同項第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同項ただし書中「同号」を「同項第十三号から第十五号まで」に改め、同条第四項から第十一項までを次のように改める。

4 保険会社は、第一項第一号から第十二号まで又は第十六号から第十八号までに掲げる会社（従属業務第二項第一号に規定する従属業務をいう。）又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条、第百七条第四項第二号、第百二十七条第一項第三号及び第三百三十三条第一項第三十三号において「子会社対象保険会社等」という。を子会社とし、同項第一項第十六号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得

し、又は保有しようとするときは、第九十六条の十第一項、第百四十二条、第百六十七条第一項又は第百七十三条の六第一項の規定により組織変更（第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を伴うものに限る。第百七条第四項第一号において同じ。）、事業の譲受け、合併又は会社分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、子会社対象保険会社等が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社（第一項第十六号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた子会社対象保険会社等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 保険会社は、次の各号のいづれかに該当する場合においては、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 当該保険会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としていない子会社対象外国会社第一項第八号から第十二号まで及び第十六号に掲げる会社（同項第十二号及び第十六号に掲げる会社にあつて

は、外国の会社に限る。）、持株会社（子会社対象会社を子会社としていない会社に限る。第百七条第一項において「特例持株会社」という。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のものの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としていないものに限る。持株会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。又は外国特定金融関連業務会社（金融関連業務第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第九項において同じ。）のうち内閣府令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第十二号に掲げる会社を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合（前号に掲げる場合を除く。）

7 第四項の規定は、保険会社が、外国特定金融関連業務会社（当該保険会社が子会社対象保険会社等又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該子会社対象保険会社等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としていないものを除く。）を子会社としようとするときについて準用する。

8 保険会社は、第六項各号のいづれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

9 内閣総理大臣は、次の各号のいづれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。

一 保険会社が現に子会社としている子会社対象外国会社(第一項第八号から第十二号まで及び第十六号に掲げる会社に限る。次号において同じ。)又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。)の確保その他の事情に照らして、当該保険会社が子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合

二 保険会社が現に子会社としている子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

10 内閣総理大臣は、保険会社につき次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険会社の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 当該保険会社が、現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としている子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 当該保険会社が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の

事業の遂行のため、当該保険会社が現に子会社としている子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

11 保険会社は、現に子会社としている子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。)をその子会社としようとする場合において、内閣総理大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができ。

第百六条に次の五項を加える。

12 第一項、第六項、第七項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、保険会社又はその子会社による第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社(当該保険会社の子会社となった子会社対象保険会社等又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としている外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該事由(当該保険会社又はその子会社による同項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。)の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

13 第四項の規定は、保険会社が、現に子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうちの他の号に掲げる会社(子会社対象保険会社等に限る。)に該当する子会社としようとするとき及び現に子会社としている同項第十六号に掲げる会社(その業務により当該保険会社又は当該同号に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として内閣府令で定める会社に限る。)を同号に掲げる会社(当該内閣府令で定める会社を除く。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

14 保険会社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができ。

一 現に子会社としている第一項第十二号に掲げる会社を外国特定金融関連業務会社としようとする場合

二 現に子会社としている外国の会社(子会社対象会社に限る。)を子会社対象会社以外の外国の会社としようとする場合(第六項第二号に掲げる場合、第十一項及び第十二項本文に規定する場合並びに前号に掲げる場合を除く。)

15 第九項の規定は、前項の承認について準用する。

16 保険会社は、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該保険会社の子会社及び第一項第十六号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。)を除く。)について、同号に掲

げる会社となったことその他内閣府令で定める事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第百六条の次に次の一条を加える。

(保険会社による保険会社グループの経営管理)

第百六条の二 保険会社(子会社対象会社又は外国特定金融関連業務会社を子会社としているものであつて、他の保険会社又は保険持株会社の子会社でないものに限る。)は、当該保険会社の属する保険会社グループ(保険会社及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。)の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 保険会社グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 保険会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 保険会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、保険会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第百七条第一項中「前条第一項第一号から第七号まで」を「第百六条第一項第一号から第七号までに」、「第十三号の二及び第十四号に掲げる会社」を「第十四号、第十六号及び第十七号に掲

令和三年五月十九日 参議院會議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案

七八

ける会社(同項第十四号に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。)、特例持株会社(当該保険会社が子会社としているものに限る。)(以下、次項から第六項まで)をいう。以下この条及び第三百三十三条第一項第三十三号に改め、同条第四項第二号中「前条第七項」を「第六十六条第四項」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「第六十六条第一項第十五号に掲げる会社」に改め、同条第八項中「前条第一項第十三号」を「地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」第六十六条第一項第十五号に掲げる会社に該当しないものであつて、当該保険会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。及び同条第一項第十三号から第十五号まで」に改め、「会社」の下に「当該を加え、同条第九項中「第一項から第七項まで」を「前各項」に改める。 第二百二十七条第一項第二号中「又は第十三号」を「から第十五号まで」に、「同条第七項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「第六十六条第七項に規定する」を削る。 第二百四十条第一項第一号中「第百条の二まで」を「第百条まで、第百条の二第一項」に改める。 第二百六十五条の七第三項中「書面により」を削る。 第二百六十五条の二十七の四第三項中「前二項を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 前項の会員は、定款で定めるところによ	り、同項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものをいう)により議決をすることができ。 第二百七十一条の二十一の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(保険持株会社の業務範囲等)」を付し、同条第一項を次のように改める。 保険持株会社(他の保険会社又は保険持株会社の子会社でないものに限る。)(は、当該保険持株会社の属する保険持株会社グループの経営管理を行わなければならない。 第二百七十一条の二十一第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 保険持株会社は、当該保険持株会社の属する保険持株会社グループの経営管理(当該保険持株会社及びその子会社に係るものに限る。次条第一項において同じ。及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。 第二百七十一条の二十一に次の一項を加える。 4 第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。 一 保険持株会社グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保 二 保険持株会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整 三 保険持株会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備 四 前三号に掲げるもののほか、保険持株会社グループの業務の健全かつ適切な運営の	確保に資するものとして内閣府令で定めるもの 第二百七十一条の二十一の二を第二百七十一条の二十一の三とし、第二百七十一条の二十一の次に次の一条を加える。 第二百七十一条の二十一の二 保険持株会社(当該保険持株会社の属する保険持株会社グループの経営管理を行うものに限る。次項において同じ。)(は、前条第二項の規定にかかわらず、当該保険持株会社の保険持株会社グループに属する二以上の会社(保険会社を含む場合に限り)に共通する業務であつて、当該業務を当該保険持株会社において行うことが当該保険持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該二以上の会社に代わって行うことができる。 2 保険持株会社は、前項に規定する内閣府令で定める業務を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽易な業務については、この限りでない。 第二百七十一条の二十二第一項中「以外」を「(以下この条及び第二百七十一条の三十二第二項第三号において「届出対象子会社」という。以外)に改め、同項第十二号中「者に限る。第五項において同じ」を「会社に限る」に、「会社に限る」を「ものに限り」に改め、同号イ中「(第五項において「従属業務」という。)」を削り、同号ロ中「掲げる」を規定するに改め、同項第十三号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「会社の総株主等の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数を超える議決権を」を「保険持株会社又はその子会社のうち」に、「が保有している」を「(次号及び第十五号において「特定子会	社」という。)(以外の子会社が、合算してその基準議決権数(第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。次号及び第十五号において同じ。))を超える議決権を保有していない」に改め、同項第十五号中「前各号に掲げる会社」を「届出対象子会社」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十四号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「届出対象子会社」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号の次に次の二号を加える。 十四 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社にあつては、当該保険持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。) 十五 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該保険持株会社又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。) 第二百七十一条の二十二第四項中「同項各号に掲げる会社」を「届出対象子会社」に改め、「同項第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同項ただし書中「同号」を「同項第十三号から第十五号まで」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。 第二百七十一条の三十二第二項第三号中「第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社」を「届出対象子会社」に、「第二百七十一条の三十一第一項から第三項まで」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同項第四号中「第二百七
---	--	--	--

十一の三十一第二項を「前条第二項」に改める。

第二百七十二条の十三第二項中「第百条の二」を「第百条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項において準用する第百条の二第一項の規定（少額短期保険業者がその業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置に関する部分に限る。）は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 少額短期保険持株会社グループ（少額短期保険持株会社（第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。以下この号及び次号並びに第二百七十二条の十四の二第一項において同じ。）及びその子会社の集団をいう。以下この項、第二百七十二条の三十八及び第二百七十二条の三十八の二第一項において同じ。）に属する二以上の会社（少額短期保険業者を含む場合に限り、当該少額短期保険持株会社グループに属する他の会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合（当該少額短期保険持株会社グループに属する少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社グループの経営管理（第二百七十二条の三十八第四項に規定する経営管理をいう。）を行うものに限る。次号において同じ。）が、内閣府令で定めるところにより、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合に限る。）
- 二 少額短期保険持株会社グループに属する二以上の会社（少額短期保険業者を含む場合に限り、当該少額短期保険持株会社グループに属する少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社グループに属する少額短期保険持株会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合

第二編第十二章第二節第二百七十二条の十四の次に次の一条を加える。

（少額短期保険業者による少額短期保険業者グループの経営管理）

第二百七十二条の十四の二 少額短期保険業者

（前条第一項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社を子会社としているものである。他の少額短期保険業者又は少額短期保険持株会社の子会社でないものに限る。）は、当該少額短期保険業者の属する少額短期保険業者グループ（少額短期保険業者及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 少額短期保険業者グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
 - 二 少額短期保険業者グループに属する少額短期保険業者及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整
 - 三 少額短期保険業者グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備
 - 四 前三号に掲げるもののほか、少額短期保険業者グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの
- 第二百七十二条の三十八の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（少額短期保険持株会社の業務範囲等）」を付し、同条第一項を次のように改める。
- 少額短期保険持株会社（他の少額短期保険持株会社の子会社でないものに限る。）は、当

該少額短期保険持株会社の属する少額短期保険持株会社グループの経営管理を行わなければならない。

第二百七十二条の三十八第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 少額短期保険持株会社は、当該少額短期保険持株会社の属する少額短期保険持株会社グループの経営管理（当該少額短期保険持株会社及びその子会社に係るものに限る。次条第一項において同じ。）及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

第二百七十二条の三十八に次の一項を加える。

- 4 第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 少額短期保険持株会社グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
 - 二 少額短期保険持株会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整
 - 三 少額短期保険持株会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備
 - 四 前三号に掲げるもののほか、少額短期保険持株会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの
- 第二百七十二条の三十八の次に次の一条を加える。
- 第二百七十二条の三十八の二 少額短期保険持株会社（当該少額短期保険持株会社の属する少額短期保険持株会社グループの経営管理を行ふものに限る。次項において同じ。）は、前

条第二項の規定にかかわらず、当該少額短期保険持株会社の少額短期保険持株会社グループに属する二以上の会社（少額短期保険業者を含む場合に限り、）に共通する業務であつて、当該業務を当該少額短期保険持株会社において行うことが当該少額短期保険持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該二以上の会社に代わって行うことができる。

2 少額短期保険持株会社は、前項に規定する内閣府令で定める業務を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽易な業務については、この限りでない。

3 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事項がその子会社である少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認める場合を除き、これを承認しなければならない。

第二百七十二条の三十九第五項及び第六項中「前条第一項を「第二百七十二条の三十八第二項」に改める。

第二百七十八条第一項中「から第三項まで」を「又は第三項」に改める。

第二百七十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「「釈明のための証拠を提出する機会を与えるため」を削り、「聴取させなければ」を「聴取させ、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければ」に改め、同条第三項中「意見を聴取される者が」を「釈明のための証拠を提出する機会を付与された者が、」に、「意見の聴取に応じない」を「証拠を提出しない」に改め、「意見の聴取を行わない」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項又は前項」に改める。

第二百八十八条第一項中「から第三項まで」を

「又は第三項」に改める。 第二百八十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「積明のための証拠を提示する機会を与えるため」を削り、「聴取させなければ」を「聴取させ、又はその他の方法により、積明のための証拠を提出する機会を与えなければ」に改め、同条第三項中「意見を聴取される者が」を「積明のための証拠を提出する機会を付与された者が、」に、「意見の聴取に応じない」を「証拠を提出しない」に改め、「意見の聴取を行わないで」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項又は前項」に改める。	百六条第四項に、「認可を受けないで同項に規定する」を「認可を受けないで」、若しくは同条第九項を「同条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき」、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣府令で定める認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項に、「同条第七項の」を「同条第四項の」に改め、「同条第七項に規定する」を削り、「又は」を「若しくは」同項第十六号に掲げる会社（同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、同条第十六項の規定による内閣府令で定める認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、又は」に改め、同条第六十二の二 第二百七十一条の二十一の二第二項の規定による内閣府令で定める認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務（同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）を行つたとき。	の規定による内閣府令の承認を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務（同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）を行つたとき。 附則第一条の二第二項中「百六条第七項を「百六条第四項」に改める。 （農林中央金庫法の一部改正） 第十三条 農林中央金庫法平成十三年法律第九十三号の一部を次のように改正する。 第二十四条第四項中「この条及び第六章」を「この項、次項、第六章及び第百条第一項第二十四号」に改める。 第五十四条第四項に次の一号を加える。 二十三 農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として主務省令で定めるもの 第七十二条第一項第一号中「もの」の下に「第八号口において「信託兼営銀行」という。」を加え、同項第二号中「（以下を（第八号口において）に改め、同項第三号中「次項第五号」を「第八号口」に改め、同項第四号中「次項第六号」を「第八号口」に改め、同項第七号中「次項」を「次号口並びに次項第二号及び第四号」に改め、同項第八号を次のように改める。	口 金融関連業務（農林中央金庫が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、農林中央金庫が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合（農林中央金庫が第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。） 第七十二条第一項第九号中「当該会社の議決権を」を削り、「合算して」を「合算してその基準議決権数（に、「超えて」を「以下この条において同じ。」）を超える議決権を」に改め、同項第十一号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に、「第四項に」を「第六項第一号に」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号の二中「当該会社の議決権を」を削り、「合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を超える議決権を」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。
第三百九条第一項中「書面」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四項第二号において同じ。）」を加え、同条第四項を次のように改める。 4 次の各号に掲げるものにより行う保険契約の申込みの撤回等は、当該各号に定める時に、その効力を生ずる。 一 書面 当該書面を発した時 二 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した時 第三百十一条の三第一項第二号中「第百六条第七項」を「第百六条第四項」に改める。 第三百三十三条第一項第三十号中「第二百七十一条の二十一第一項を」第二百七十一条の二十一第二項に、「第二百七十二条の三十八第一項」を「第二百七十二条の三十八第二項」に改め、同項第三十三号中「第百六条第七項」を「第	百六条第四項に、「認可を受けないで同項に規定する」を「認可を受けないで」、若しくは同条第九項を「同条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき」、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣府令で定める認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項に、「同条第七項の」を「同条第四項の」に改め、「同条第七項に規定する」を削り、「又は」を「若しくは」同項第十六号に掲げる会社（同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、同条第十六項の規定による内閣府令で定める認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、又は」に改め、同条第六十二の二 第二百七十一条の二十一の二第二項の規定による内閣府令で定める認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務（同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）を行つたとき。	の規定による内閣府令の承認を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務（同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）を行つたとき。 附則第一条の二第二項中「百六条第七項を「百六条第四項」に改める。 （農林中央金庫法の一部改正） 第十三条 農林中央金庫法平成十三年法律第九十三号の一部を次のように改正する。 第二十四条第四項中「この条及び第六章」を「この項、次項、第六章及び第百条第一項第二十四号」に改める。 第五十四条第四項に次の一号を加える。 二十三 農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として主務省令で定めるもの 第七十二条第一項第一号中「もの」の下に「第八号口において「信託兼営銀行」という。」を加え、同項第二号中「（以下を（第八号口において）に改め、同項第三号中「次項第五号」を「第八号口」に改め、同項第四号中「次項第六号」を「第八号口」に改め、同項第七号中「次項」を「次号口並びに次項第二号及び第四号」に改め、同項第八号を次のように改める。	口 金融関連業務（農林中央金庫が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、農林中央金庫が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合（農林中央金庫が第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。） 第七十二条第一項第九号中「当該会社の議決権を」を削り、「合算して」を「合算してその基準議決権数（に、「超えて」を「以下この条において同じ。」）を超える議決権を」に改め、同項第十一号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に、「第四項に」を「第六項第一号に」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号の二中「当該会社の議決権を」を削り、「合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を超える議決権を」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。
第七項」を「第百六条第四項」に改める。 第三百三十三条第一項第三十号中「第二百七十一条の二十一第一項を」第二百七十一条の二十一第二項に、「第二百七十二条の三十八第一項」を「第二百七十二条の三十八第二項」に改め、同項第三十三号中「第百六条第七項」を「第	百六条第四項に、「認可を受けないで同項に規定する」を「認可を受けないで」、若しくは同条第九項を「同条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき」、同条第七項において準用する同条第四項の規定による内閣府令で定める認可を受けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項に、「同条第七項の」を「同条第四項の」に改め、「同条第七項に規定する」を削り、「又は」を「若しくは」同項第十六号に掲げる会社（同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、同条第十六項の規定による内閣府令で定める認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、又は」に改め、同条第六十二の二 第二百七十一条の二十一の二第二項の規定による内閣府令で定める認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務（同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）を行つたとき。	の規定による内閣府令の承認を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務（同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）を行つたとき。 附則第一条の二第二項中「百六条第七項を「百六条第四項」に改める。 （農林中央金庫法の一部改正） 第十三条 農林中央金庫法平成十三年法律第九十三号の一部を次のように改正する。 第二十四条第四項中「この条及び第六章」を「この項、次項、第六章及び第百条第一項第二十四号」に改める。 第五十四条第四項に次の一号を加える。 二十三 農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として主務省令で定めるもの 第七十二条第一項第一号中「もの」の下に「第八号口において「信託兼営銀行」という。」を加え、同項第二号中「（以下を（第八号口において）に改め、同項第三号中「次項第五号」を「第八号口」に改め、同項第四号中「次項第六号」を「第八号口」に改め、同項第七号中「次項」を「次号口並びに次項第二号及び第四号」に改め、同項第八号を次のように改める。	口 金融関連業務（農林中央金庫が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、農林中央金庫が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業務を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合（農林中央金庫が第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。） 第七十二条第一項第九号中「当該会社の議決権を」を削り、「合算して」を「合算してその基準議決権数（に、「超えて」を「以下この条において同じ。」）を超える議決権を」に改め、同項第十一号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に、「第四項に」を「第六項第一号に」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号の二中「当該会社の議決権を」を削り、「合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を超える議決権を」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

林中央金庫又はその子会社による同項第九号又は第九号の二を「農林中央金庫又はその子会社による同項第九号から第十一号まで」に改め、同項ただし書中「又は第九号の二を」から第十一号まで」に改め、同条第四項から第十五項までを次のように改める。

4 農林中央金庫は、第一項第一号から第八号まで又は第十二号から第十四号までに掲げる会社(従属業務(第二項第一号に規定する従属業務をいう。))又は第五十四条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下「認可対象会社」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十二号に掲げる会社(主務省令で定める会社を除く。))にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成十八年法律第百十八号)第十五条第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。)の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、認可対象会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により農林中央金庫の子会社(第一項第十二号に掲げる会社(前項の主務省令で定める会社を除く。))にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日

から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一 農林中央金庫が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としていた子会社対象外国会社(第一項第五号から第八号まで及び第十二号に掲げる会社(同項第八号及び第十二号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。))、持株会社(子会社対象会社を子会社としていた会社に限る。第七十三条第一項において「特例持株会社」という。))又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの(子会社対象会社を子会社としていたものに限り、持株会社を除く。)をいう。以下この条において同じ。))又は外国特定金融関連業務会社(金融関連業務第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第九項において同じ。))のうち主務省令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第八号に掲げる会社を除く。以下同じ。))を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合
二 当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合(前号に掲げる場合を除く。)
7 第四項の規定は、農林中央金庫が、外国特定金融関連業務会社(農林中央金庫が認可対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社を子会社としようとする場合における当該認可対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社

が現に子会社としていたものを除く。)を子会社としようとするときについて準用する。

8 農林中央金庫は、第六項各号のいずれかに該当する場合には、主務大臣の承認を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、第六項の期間を超えて当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることができる。

9 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をするものとする。

一 農林中央金庫が現に子会社としていた子会社対象外国会社(第一項第五号から第八号まで及び第十二号に掲げる会社に限る。次号において同じ。))又は外国特定金融関連業務会社の競争力(外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務における競争力に限る。同号において同じ。))の確保その他の事情に照らして、農林中央金庫が子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることが必要であると認められる場合
二 農林中央金庫が現に子会社としていた子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の競争力の確保その他の事情に照らして、外国特定金融関連業務会社が引き続き金融関連業務以外の業務を営むことが必要であると認められる場合

10 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、農林中央金庫の申請により、一年を限り、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間を延長することができる。

一 農林中央金庫が、現に子会社としていた子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を現に子会社としていた子会社対象外国会社の本店又は主たる事務所の所在する

国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、第六項の期間又はこの項の規定により延長された期間の末日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合

二 農林中央金庫が子会社とした子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社の事業の遂行のため、農林中央金庫が現に子会社としていた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められる場合

11 農林中央金庫は、現に子会社としていた子会社対象外国会社又は外国特定金融関連業務会社が、子会社対象会社以外の外国の会社(外国特定金融関連業務会社を除く。以下この項において同じ。))をその子会社としようとする場合において、主務大臣の認可を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

12 第一項、第六項、第七項及び前項の規定は、子会社対象会社以外の外国の会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、農林中央金庫又はその子会社による第一項第九号から第十一号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により農林中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社(農林中央金庫の子会社となつた認可対象会社又は他の外国特定金融関連業務会社が現に子会社としていた外国特定金融関連業務会社を除く。)を引き続き子会社とすることについて主務大臣の

は保有したとき）、同条第七項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受ける

けないで同条第七項に規定する外国特定金融関連業務会社を子会社としたとき、同条第十三項に、「同条第七項を「同条第四項」に、「とき」を「とき若しくは同項第十二号に掲げる会社（同条第十三項の主務省令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該主務省令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、又は同条第十六項の規定による主務大臣の認可を受けないで農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（農林中央金庫の子会社を除く。）について当該子会社対象会社（同号に掲げる会社（同条第四項の主務省令で定める会社を除く。以下この号において同じ。）を除く。）が同条第一項第十二号に掲げる会社となつたことその他同条第十六項の主務省令で定める事実を知つた日から一年を超えて農林中央金庫若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき」に改め、同項第三十四号中「第七十二条第七項（同条第九項を「第七十二条第四項（同条第七項又は第十三項」に、「」の」を「」、第八項、第十一項、第十四項若しくは第十六項の」に、「認可」を「認可又は承認」に改める。（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第十四条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成三十四年十月一日」を「令和八年十月一日」に改める。

第三十三条の四第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の会員は、定款で定めるところにより、同項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用するものをいう。）により議決をすることができる。

第三十八条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同項第三号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に、「第一号」を「同号」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改め、同項第三号中「平成四十四年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に、「第一号」を「同号」に改める。

第三十八条の五第一項及び第三十八条の六第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第四十九条第一項中「平成三十四年十月一日」を「令和八年十月一日」に改める。

第五十八条第一項中「が」の下に「令和十四年三月三十一日以前に開始する」を加え、同条第三項中「機構の」の下に「令和十四年三月三十一日以前に開始する」を加える。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正）

第十五条 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「平成三十四年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正）

第十六条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 預金保険機構の業務の特例等（第三十五条―第四十七条）」を「第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第三十四条の十一―第三十四条の十六）」に改める。

第五条第四項中「いう。」の下に「第三十四条の十第四項及び」を加える。

第十四条第一項中「及び第二十四条」を「第二十四条及び第三十四条の十第八項」に改める。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置

（実施計画の認定）

第三十四条の十 金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この章において同じ。）であつて、その主として業務を行つている地域における国民生活及び経済活動の基盤となるサービスとして主務省令で定めるもの（次項第四号及び第三項において「基盤的金融サービス」という。）の提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直しとして経営基盤の強化のための措置（次に掲げる行為（以下この条において「組織再編成等」という。）を含むものに限る。）を実施するもの（以下第三項までにおいて「経営基盤強化実施金融機関等」という。）は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、当該措置の実施に関する計画（以下この条及び次条第一項において「実施計画」と

いう。）を作成し、令和八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を申請することができる。この場合において、実施計画に係る組織再編成等が第一号から第四号までに掲げるものであるときは、経営基盤強化実施金融機関等以外の当該組織再編成等の当事者である金融機関等と当該実施計画を共同して作成し、主務大臣の認定を申請するものとする。

一 合併（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

二 事業の全部を承継させる会社分割（金融機関等が共同して行う新設分割及び吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）に限る。）

三 会社分割による事業の全部の承継（吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）によるものに限る。）

四 事業の全部の譲渡又は譲受け（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

五 株式交換（当該株式交換により株式交換完全親株式会社となる者が金融機関等又は銀行持株会社等である場合に限る。）

六 株式移転（金融機関等が共同して行う株

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律案

八四

式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社が銀行持株会社等である場合に限る。）	改善その他の申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が主として業務を行つてい地域における基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項	に該当するものであること。	ことその他当該実施計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
七 他の金融機関等又は銀行持株会社等への株式の交付（当該交付により当該他の金融機関等又は銀行持株会社等が金融機関等の経営を實質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第三号及び前二号に掲げる場合を除く。）	五 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が主として業務を行つてい地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの	三 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が、その主として業務を行つてい地域内の全部又は相当部分における人口の減少等により、当該地域における基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあるものであること。	九 その他政令で定める要件
八 他の金融機関等又は銀行持株会社等からの株式の取得（当該取得により金融機関等が当該他の金融機関等又は銀行持株会社等の経営を實質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第二号及び第五号に掲げる場合を除く。）	六 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項として主務省令で定めるもの	四 当該実施計画に記載された組織再編成等の当事者である金融機関等が、主として対面により基盤的金融サービスを提供してい金融機関等（全国の区域の全部又は大部分において自ら提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供している）と認められるものその他これに相当するものとして主務省令で定めるものを除く。）であること。	五 主務大臣は、第三項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る実施計画を公表するものとする。ただし、実施計画につき当該認定を受けた金融機関等（以下この章及び第三十五条第三項において「認定金融機関等」という。）（当該認定を受けた実施計画に係る組織再編成等により新たに設立される銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。）又はその子会社等が業務を行つてい地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該認定金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該認定金融機関等又はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。
九 前各号に掲げる行為以外の金融組織再編成その他の金融機関等の業務の効率の向上が図られ、その収益性が大きく向上すると見込まれるものとして主務省令で定めるもの	七 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）のうちに機構が第三号に規定する措置の実施に要する経費（主務省令で定めるものに限る。）の一部に充てるための資金を交付するための契約（第三十四条の十五及び第三十五条第三項において「資金交付契約」という。）の締結の申込みを予定している金融機関等がある場合にあつては、その商号又は名称、交付を求める当該資金の額その他主務省令で定める事項	五 当該実施計画の実施により申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）が主として業務を行つてい地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られると見込まれること。	六 主務大臣は、第三項の認定をした場合において、当該認定に係る実施計画に第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、当該実施計画の内容を機構に通知しなければならない。
2 実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 前項の申請をする金融機関等（以下第四項までにおいて「申請金融機関等」という。）の商号又は名称 二 実施計画の実施期間（五年を下らないものであつて、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。） 三 組織再編成等その他の事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の内容及び実施時期 四 前号に規定する措置の実施による経営の	3 主務大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 申請金融機関等が基準適合金融機関等であること。 二 申請金融機関等（経営基盤強化実施金融機関等に限る。）により提供される基盤的金融サービスが、その主として業務を行つてい地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として主務省令で定める場合	六 当該実施計画に記載された前項第三号に規定する措置によつて金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないこと。 七 当該実施計画に記載された前項第五号に規定する方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。 八 申請金融機関等が当該実施計画に記載された組織再編成等を実施すると見込まれる	7 主務大臣が第三項の認定をした場合において、当該認定を受けた実施計画に係る組織再編成等が新たに金融機関等を設立するものであるときは、当該組織再編成等の後において

は、当該組織再編成等により新たに設立された金融機関等を認定金融機関等とみなして、この法律を適用する。

8 認定金融機関等が合併等(次条第一項に規定する認定実施計画に係る組織再編成等が行われた後に行うものに限る。)を行ったことにより当該認定実施計画に係る事業の全部を承継した金融機関等(以下この項において「承継金融機関等」という。)があるときは、当該合併等の後においては、当該承継金融機関等を認定金融機関等とみなして、この法律を適用する。

(認定を受けた実施計画の変更)

第三十四条の十一 認定金融機関等は、予見し難い経済情勢の変化、当該認定金融機関等の組織再編成その他実施計画の変更をすることについてやむを得ない事情がある場合において、前条第三項の認定を受けた実施計画(この項の規定による認定を受けた変更後のものを含む。以下この章において「認定実施計画」という。)の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「申請金融機関等」とあるのは、「申請金融機関等(次条第一項の認定の申請をした金融機関等をいう。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。(認定実施計画の履行を確保するための監督上の措置)

第三十四条の十二 主務大臣は、認定実施計画の履行状況に照らして必要があると認めると

きは、当該認定実施計画の履行を確保するため、当該認定実施計画に係る認定金融機関等に対し、当該認定実施計画の履行状況に関する参考となるべき報告又は資料の提出その他の監督上必要な措置を命ずることができる。(認定の取消し)

第三十四条の十三 主務大臣は、認定実施計画が第三十四条の十第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

2 第三十四条の十第四項から第六項まで(第五項ただし書を除く。)の規定は、前項の規定による同条第三項の認定の取消しについて準用する。この場合において、同条第四項中「申請金融機関等」とあるのは「認定金融機関等」と、同条第五項中「に係る実施計画」とあるのは「が取り消された旨」と、同条第六項中「実施計画の内容」とあるのは「認定が取り消された旨」と読み替えるものとする。(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の特例)

第三十四条の十四 主務大臣が第三十四条の十第三項の認定(第三十四条の十一第一項の認定を含む。)をした場合には、認定金融機関等について、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条の認定を受けたものとみなして、同法第三章及び第十七条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

第十条第一項		金融機関等(以下この項	金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号。以下「金融機能強化法」という。)第二条第一項に規定する金融機関等(以下この項
第十二条第一項	認定経営基盤強化計画	認定経営基盤強化計画	認定実施計画(金融機能強化法第三十四条の十一第一項に規定する認定実施計画をいう。以下同じ。)
	第七条	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
第十二条第三項	同法	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第三十四条の十第五項(金融機能強化法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)
	認定経営基盤強化計画	認定経営基盤強化計画	信用金庫法
第十二条第五項	同法	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
	第七条	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
第十三条第一項	同法	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第三十四条の十第五項
	認定経営基盤強化計画	認定経営基盤強化計画	信用金庫法
第十三条第三項	同法	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
	認定経営基盤強化計画	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第三十四条の十第五項
第十三条第五項	同法	認定経営基盤強化計画	労働金庫法
	第七条	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
第十七条第一項及び第五項	同法	認定経営基盤強化計画	金融機能強化法第三十四条の十第五項
	認定経営基盤強化計画	認定経営基盤強化計画	労働金庫法
第十七条第一項及び第五項	同法	認定経営基盤強化計画	認定実施計画
	認定経営基盤強化計画	認定経営基盤強化計画	労働金庫法

(資金交付契約)

第三十四条の十五 認定金融機関等(認定実施計画に第三十四条の第十二項第七号に規定する金融機関等としてその商号又は名称の記載があるものに限る。次項及び第四項並びに第三十五条第三項において同じ。)は、機構に対し、令和八年三月三十一日までに資金交付契約の締結の申込みを行うことができる。

2 前項の規定による申込みを行った認定金融機関等は、速やかに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による申込みがあった場合において、その財務の状況その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、主務大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該申込みに係る資金交付契約を締結することができる。

4 機構は、前項の規定により締結した資金交付契約に基づき認定金融機関等に資金(第三十四条の第十二項第七号に規定する資金をいう。次項及び第三十五条第三項において同じ。)を交付したときは、直ちに、主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 第三項の規定により締結した資金交付契約に基づき資金を交付するために必要な経費の財源は、その資金の交付をする日を含む機構の事業年度の前事業年度における第四十三条の二第一項に規定する積立金の一部をもって充てるものとする。

6 前各項の規定は、資金交付契約の変更にについて準用する。この場合において、第一項中「対し、令和八年三月三十一日までに」とあるのは、「対し」と読み替えるものとする。

(金融機能強化審査会の意見の聴取)

第三十四条の十六 内閣総理大臣は、第三十四条の十一項の申請があつたときその他必要があるときと認めるときは、金融機能強化審査会の意見を聴くことができる。

第三十五条に次の一項を加える。

3 機構は、第一項及び預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第三十四条の十五第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により資金交付契約の締結又は変更をし、当該資金交付契約の履行として認定金融機関等に資金を交付すること及びこれに附帯する業務を行うことができる。

第四十二条中「(以下「金融機能強化業務」という。)を削る。

第四十三条中「金融機能強化業務」を「第三十五条第一項及び第三項の規定による業務(以下「金融機能強化業務」という。)」に改める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

(利益及び損失の処理)

第四十三条の二 機構は、金融機能強化勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、金融機能強化勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、前二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、政令で定める金額の範囲内で内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けた金額を、翌事

業年度に係る預金保険法第三十九条の認可を受けた予算及び資金計画の定めるところにより、当該翌事業年度における第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てることができる。

第四十四条第一項中「を行う」を「(第三十五条第三項の規定による業務を除く。)を行う」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(金融機能早期健全化勘定からの繰入れ)

第四十五条の二 機構は、金融機能早期健全化勘定(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)第十五条第一項に規定する金融機能早期健全化勘定をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。)の廃止の際、金融機能早期健全化勘定に残余があり、かつ、金融機能強化勘定に属する財産の状況及びその見込みに照らして特に必要があると認めるときは、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から当該残余の額の全部又は一部を金融機能強化勘定に繰り入れることができる。

2 前項の規定により金融機能強化勘定に繰り入れた額がある場合における金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十八条第三項の規定の適用については、同項中「により」とあるのは、「により金融再生勘定に繰り入れた額及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)第四十五条の二第一項の規定により同法第四十三条に規定する金融機能強化勘定」とする。

第四十六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、金融機能強化勘定の廃止の際、金融機能強化勘定に属する財産をもってその債務を完済することができない場合には、内閣府令・財務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から、当該債務を完済するために要する費用の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができる。

第四十九条第一項中「委員五人以内」を「五人以上政令で定める人数以内の委員」に改める。

第五十四条中「第四十二条」を「第四十三条」に改める。

第五十八条中「第三十六条第二項」を「第三十四条の十五第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)、第三十六条第二項」に改める。

第五十九条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号から第八号までの規定中「者」を「とき」に改め、同項第九号中「者」を「とき」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 第三十四条の十二の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

附則第二十一条第一項中「平成十年法律第百四十三号」を削る。

附則第二十二條第三項及び第二十九条第三項中「から第六章まで」を「第五章及び第六章」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五条及び第十六条の規定並びに附則第二十三条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中銀行法第五十二条の二の五の改正規定及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第三条中金融商品取引法第三十七条の六(見出しを含む。)の改正規定、第七条中信用金庫法第八十九条の二の改正規定、第八条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定並びに第十二条中保険業法第四条第三項の改正規定、同法第三百条の二の改正規定及び同法第三百九条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第九条のうち、労働金庫法の目次の改正規定、同法第四十一条の二第三項の改正規定、同法第四章第七節中第五十四条の次に五条を加える改正規定、同法第六十九条第二項第六号の次に一号を加える改正規定及び同法第一百一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第七十号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の銀行法(以下「旧銀行法」という。)第十六条の二第三項本文に規定する事由(銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。)又はその子会社(銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この条、次条、附則第五条及び第六条において同じ。))による旧銀行法第十六条の二

第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の株式等(銀行法第二条第七項に規定する株式等をいう。以下この項及び附則第五条第一項において同じ。))の取得及び旧銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。)により子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社としている銀行は、第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。)第十六条の二第二項本文に規定する事由(銀行又はその子会社による同条第一項第十二号から第十四号までに掲げる会社の株式等の取得及び同条第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。)により当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている銀行とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、旧銀行法第十六条の二第三項ただし書に規定する事由の生じた日は、新銀行法第十六条の二第二項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧銀行法第十六条の二第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社としている銀行については、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社となつた日を、新銀行法第十六条の二第六項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社の子会社となつた日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

第三条 新銀行法第十六条の二第四項、第十三項(銀行が、現に子会社として同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第四項に規定する子会社対象銀行

等に限る。)に該当する子会社としようとするときに係る部分を除く。)及び第十六項の規定は、この法律の施行の際現に銀行が旧銀行法第十六条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)、第八項ただし書又は第十項の規定による認可を受けて当該銀行又はその子会社が同条第一項第十二号の三に掲げる会社の議決権(銀行法第二条第六項に規定する議決権をいう。附則第六条において同じ。)を合算してその基準議決権数(旧銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現にされている旧銀行法第十六条の二第七項の規定による認可の申請は、従属業務(新銀行法第十六条の二第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新銀行法第十六条の二第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新銀行法第五十三条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧銀行法第五十二条の二第三項本文に規定する事由(銀行持株会社(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。))又はその子会社による旧銀行法第五十二条の二第三項第一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式等の取得及び同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。)により子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社としている銀行持株会社は、新銀行法

第五十二条の二十三第十一項本文に規定する事由(銀行持株会社又はその子会社による同条第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式等の取得及び同条第十一項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。)により当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている銀行持株会社とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、旧銀行法第五十二条の二第三項第二項ただし書に規定する事由の生じた日は、新銀行法第五十二条の二十三第十一項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧銀行法第五十二条の二十三第三項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社としている銀行持株会社については、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社となつた日を、新銀行法第五十二条の二第三項第五項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社の子会社となつた日とみなして、同項及び同条第七項から第九項までの規定を適用する。

第六条 新銀行法第五十二条の二十三第三項、第十二項(銀行持株会社が、現に子会社として同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としようとするときに係る部分を除く。)及び第十五項の規定は、この法律の施行の際現に銀行持株会社が旧銀行法第五十二条の二十三第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第七項ただし書又は第九項の規定による認可を受けて当該銀行持株会社又はその子会社が同条

令和三年五月十九日 参議院會議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律案

八八

第一項第十一号の三に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数(旧銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現にされている旧銀行法第五十二条の二十三第六項の規定による認可の申請は、従属業務(新銀行法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新銀行法第五十二条の二十三第三項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新銀行法第五十三条第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の際現にされている第二十一条の規定による改正前の農業協同組合法第十一条の六十六第四項の規定による認可の申請は、従属業務(第二条の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農業協同組合法」という。)第十一条の六十六第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新農業協同組合法第十一条の六十六第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新農業協同組合法第九十七条(第六号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現にされている第四条の規定による改正前の水産業協同組合法(以下「旧水産業協同組合法」という。)第八十七条の二第四項(旧水産業協同組合法第百条第一項に

おいて準用する場合を含む。)の規定による認可の申請は、従属業務(第四条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下「新水産業協同組合法」という。)第八十七条の二第二項第一号「新水産業協同組合法第百条第一項において準用する場合を含む。」に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新水産業協同組合法第八十七条の二第四項(新水産業協同組合法第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新水産業協同組合法第二百二十六条(第六号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(以下「新協同組合金融事業法」という。)第四条の四第三項、第四項(信用協同組合連合会・新協同組合金融事業法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。)、現に子会社(新協同組合金融事業法第四条第一項に規定する子会社をいう。)としている新協同組合金融事業法第四条の四第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社(新協同組合金融事業法第四条第一項に規定する子会社をいう。)としようとするときに係る部分を除く。)及び第六項の規定は、この法律の施行の際現に信用協同組合連合会(第六条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律(以下「旧協同組合金融事業法」という。)第二条第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。)が旧協同組合金融

事業法第四条の四第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、同条第五項において準用する旧協同組合金融事業法第四条の二第四項ただし書又は旧協同組合金融事業法第四条の四第六項の規定による認可を受けて当該信用協同組合連合会又はその子会社(旧協同組合金融事業法第四条第一項に規定する子会社をいう。)が旧協同組合金融事業法第四条の四第一項第七号の三に掲げる会社の議決権(旧協同組合金融事業法第四条第一項に規定する議決権をいう。)を合算してその基準議決権数(旧協同組合金融事業法第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第十一条 この法律の施行の際現にされている旧協同組合金融事業法第四条の四第三項の規定による認可の申請(新協同組合金融事業法第四条の四第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に係るものを除く。)、は、新協同組合金融事業法第四条の四第三項の規定によりした認可の申請とみなす。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第七条の規定による改正後の信用金庫法(以下「新信用金庫法」という。)第五十四条の二十三第四項、第十三項(信用金庫連合会が、現に子会社(新信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。)としている新信用金庫法第五十四条の二十三第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第四項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社(新信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。)としようとするときに係る部分を除く。))及び第十六項の規定は、この法律の施行の際現に信用金庫連合会が第七条の規

定による改正前の信用金庫法(以下「旧信用金庫法」という。)第五十四条の二十三第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)、同条第八項において準用する旧信用金庫法第五十四条の二十一第四項ただし書又は旧信用金庫法第五十四条の二十三第九項の規定による認可を受けて当該信用金庫連合会又はその子会社(旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。))が旧信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社の議決権(旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。)を合算してその基準議決権数(旧信用金庫法第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第十三条 この法律の施行の際現にされている旧信用金庫法第五十四条の二十三第六項の規定による認可の申請は、従属業務(新信用金庫法第五十四条の二十三第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新信用金庫法第五十四条の二十三第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新信用金庫法第八十七条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に旧信用金庫法第五十四条の二十三第八項において準用する旧信用金庫法第五十四条の二十一第二項本文に規定する事由(信用金庫連合会又はその子会社(旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。))による旧信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第八項におい

て準用する旧信用金庫法第五十四条の二十一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。）により子会社対象会社(旧信用金庫法第五十四条の二十三第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社(旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。)としている信用金庫連合会は、新信用金庫法第五十四条の二十三第二項本文に規定する事由(信用金庫連合会又はその子会社(新信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。))による新信用金庫法第五十四条の二十三

第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。)により当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社(新信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。)としている信用金庫連合会とみなして、新信用金庫法第五十四条の二十三第二項の規定を適用する。この場合において、旧信用金庫法第五十四条の二十三第八項において準用する旧信用金庫法第五十四条の二十一第二項ただし書に規定する事由の生じた日は、新信用金庫法第五十四条の二十三第二項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧信用金庫法第五十四条の二十三第三項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。)以外の外国の会社を子会社(旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。)としている信用金庫連合会については、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該信用金庫連合会の子会社(旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。)となつた日を、新信用金庫法第五十四条の二十三

第六項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社の子会社となつた日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第九条の規定による改正後の労働金庫法(以下「新労働金庫法」という。))第五十八条の五第三項、第四項(労働金庫連合会が、現に子会社(新労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。))としている新労働金庫法第五十八条の五第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社(新労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。)としようとするときに係る部分を除く。)及び第六項の規定は、この法律の施行の際現に労働金庫連合会が第九条の規定による改正前の労働金庫法以下「旧労働金庫法」という。))第五十八条の五第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、同条第五項において準用する旧労働金庫法第五十八条の三第四項ただし書又は旧労働金庫法第五十八条の五第六項の規定による認可を受けて当該労働金庫連合会又はその子会社(旧労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。))が旧労働金庫法第五十八条の五第一項第七号の三に掲げる会社の議決権(旧労働金庫法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。))を合算してその基準議決権数(旧労働金庫法第五十八条の七第一項に規定する基準議決権数をいう。))を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

八条の五第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。))を営む会社に係るもの以外のものにあつては新労働金庫法第五十八条の五第三項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新労働金庫法第九十一条第一項第二号に係る部分に限る。))の規定によりした届出とみなす。(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に第十二条の規定による改正前の保険業法(以下「旧保険業法」という。))第六十六条第三項本文に規定する事由(保険会社(保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下この条及び次条において同じ。))又はその子会社(保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。))による旧保険業法第六十六条第一項第十三号に掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。)により子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。))以外の外国の会社を子会社としていたる保険会社は、第十二条の規定による改正後の保険業法(以下「新保険業法」という。))第六十六条第十二項本文に規定する事由(保険会社又はその子会社による同条第一項第十三号から第十五号までに掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第十二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由を除く。))により当該子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。))以外の外国の会社を子会社としていたる保険会社とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、旧保険業法第六十六条第三項ただし書に規定する事由の生じた日は、新保険業法第六十六条第十二項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧保険業法第六十六条第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。))以外の外国の会社を子会社としていたる保険会社については、当該子会社対象会社以外の外国の会社が当該保険会社の子会社となつた日を、新保険業法第六十六条第六項に規定する子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。))以外の外国の会社が子会社となつた日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

第十八条 新保険業法第六十六条第四項、第十三項(保険会社が、現に子会社としていたる同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第四項に規定する子会社対象保険会社等に限る。))に該当する子会社としていたるときに係る部分を除く。))及び第十六項の規定は、この法律の施行の際現に保険会社が旧保険業法第六十六条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)、第八項ただし書又は第十項の規定による認可を受けて当該保険会社又はその子会社が同条第一項第十三号の二に掲げる会社の議決権(保険業法第二条第十一項に規定する議決権をいう。))を合算してその基準議決権数(旧保険業法第六十七条第一項に規定する基準議決権数をいう。))を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第十九条 この法律の施行の際現にされていたる旧保険業法第六十六条第七項の規定による認可の申請は、従属業務(新保険業法第六十六条第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。))を営む会社に係るもの以外のものにあつては新保険業法第六十六条第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新保険業法第二百二十七条第

令和三年五月十九日 参議院會議録第二十三号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律案

一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 この法律の施行の際現に第十三条の規定による改正前の農林中央金庫法(以下「旧農林中央金庫法」という。)第七十二条第三項本文に規定する事由(農林中央金庫又はその子会社(旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。))による旧農林中央金庫法第七十二条第一項第九号又は第九号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第三項ただし書に規定する主務省令で定める事由を除く。)により子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。))以外の外国の会社を子会社(旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。))として農林中央金庫は、第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法(以下「新農林中央金庫法」という。)第七十二条第十二項本文に規定する事由(農林中央金庫又はその子会社(新農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。))による新農林中央金庫法第七十二条第一項第九号から第十一号までに掲げる会社の株式又は持分の取得及び同条第十二項ただし書に規定する主務省令で定める事由を除く。)により当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社(新農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。))として農林中央金庫とみなして、新農林中央金庫法第七十二条第三項ただし書に規定する事由の生じた日は、新農林中央金庫法第七十二条第三項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧農林中央金庫法第

七十二條第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。))以外の外国の会社を子会社(旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。))として農林中央金庫については、当該子会社対象会社以外の外国の会社が農林中央金庫の子会社(旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。))となつた日を、新農林中央金庫法第七十二条第六項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日とみなして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。

第二十一條 新農林中央金庫法第七十二条第四項、第十三項「農林中央金庫が、現に子会社(新農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。))として農林中央金庫法第七十二条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第四項に規定する認可対象会社に限る。))に該当する子会社(新農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。))としようとするときに係る部分を除く。及び第十六項の規定は、この法律の施行の際現に農林中央金庫が旧農林中央金庫法第七十二条第七項(同条第九項において準用する場合を含む。))、第八項ただし書又は第十項の規定による認可を受けて農林中央金庫又はその子会社(旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。))が旧農林中央金庫法第七十二条第一項第九号の三に掲げる会社の議決権(旧農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する議決権をいう。))を合算してその基準議決権数(旧農林中央金庫法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。))を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

第二十二條 この法律の施行の際現にされている旧農林中央金庫法第七十二条第七項の規定による認可の申請は、従属業務(新農林中央金庫法第七十二条第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。))を営む会社に係るもの以外のものにあつては新農林中央金庫法第七十二条第四項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては同条第十九項(第一号に係る部分に限る。))の規定によりした届出とみなす。

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 預金保険機構は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第一号施行日」という。))を含む事業年度の前事業年度における金融機能強化勘定(第十六条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律第四十三条に規定する金融機能強化勘定をいう。))の積立金のうち内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けた金額を、第一号施行日を含む事業年度に係る預金保険法第三十九条の認可を受けた予算及び資金計画の定めるところにより、当該事業年度における第十六条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てることができる。

(担保付社債信託法の一部改正)

第二十四條 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第五号中「同条第六項第六号」を「同条第六項第十一号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「及び第二号」を「及び第三号」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十六條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十條第五項を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「若しくは第六十三条の三第一項」を「第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第七項(同法第六十三

条の十一第二項において準用する場合を含む。))、第六十三条の十一第二項若しくは第三項(同法第六十三条の十一第二項において準用する

場合を含む。若しくは第六十三条の十一第一項に、「若しくは第六百五十六條の八十六第一

項若しくは第四項」を「第六百五十六條の八十六第一項若しくは第四項若しくは附則第三条の三第一項」に改める。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二十八條 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四百二條第一項、第四百七十三條第一項及び第五百十三條第一項中「第百二十七條」を「第百二十七條第一項」に、「において準用する同項に規定する預金等の払戻し」を「規定する支払対象預金等の払戻し」に改める。

(金融サービスの提供に関する法律の一部改正)

第二十九條 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号ル中「第六十三条第五項に規定する特例業務届出者」を「第六十三条第二項の規定による届出をした者」に、「金融商品仲介業者」を「海外投資家等特例業務届出者（同法第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。同号二(ロ)において同じ。）であつた者が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。ル及び同号二(ロ)において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた者が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者」に、「と同種類の業務」を「若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務」に改め、同条第二号二(ロ)中「金融商品仲介業者」を「海外投資家等特例業務届出者であつた法人が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者」に、「と同種類の業務」を「若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務」に改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第三十一条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「第十二号」を「第十五号」に改める。

第六十七条中「第二百七十一条の二十一第一項」を「第二百七十一条の二十一第二項及び第二百七十一条の二十一の二に改める。

第六十一条第一項中「第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社」を「第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）」に、「子会社が」を「子会社」に改め、同条第二項中「第十六条の二第八項」を「第十六条の二第五項」に、「同条第一項第十二号の三に掲げる会社」を「同条第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）」に、「子会社が」を「子会社」に改め、同条第二項中「第十六条の二第八項」を「第十六条の二第五項」に、「同条第一項第十二号の三に掲げる会社」を「同条第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）」に、「子会社が」を「子会社」に改め、同条第三項中「その」を「現に」に改め、同条第四項中「同項第十二号の三に掲げる会社」を「同項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）」に改め、同条第九項中「第十二号の三から第十四号まで」を「第十五号から第十七号まで」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「（郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第七項」を「及び同条第四項」に改める。

第二百二十条第一項第二号中「第十二号の二」を「第十四号」に改め、同項第三号中「とき」を「とき（第五号に該当する場合を除く。）」に改める。

第三百三十九条第一項中「第六十六条第一項第十三号の二に掲げる会社」を「第六十六条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）」に、「子会社が」を「子会社」に改め、同条第三項中「その」を「現に」に改め、同条第四項中「同項第十三号の二から第十五号まで」を「第十六号から第十八号まで」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「（主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第七項」を「及び同条第四項に、「定める業務」を「定めるもの」に改める。

第四百四十九条第一項第二号中「又は第十三号」を「から第十五号まで」に改め、同項第三号中「とき」を「とき（第五号に該当する場合を除く。）」に改める。

第四百九十六条第三号中「又は」を「（銀行法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、郵便貯金銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数第百十一条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有したとき、」に、「銀行法を同法」に、「とき」を「とき、又は第百十一条第四項の規定による認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社となつたことを知った日から一年を超えて郵便貯金銀行若しくはその子会社が当該

府令で定める会社を除く。）に、「子会社が」を「子会社」に改め、同条第二項中「第六十六条第八項」を「第六十六条第五項」に、「同条第一項第十三号の二に掲げる会社」を「同条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）」に、「子会社が」を「子会社」に改め、同条第三項中「その」を「現に」に改め、同条第四項中「同項第十三号の二に掲げる会社」を「同項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）」に、「子会社が」を「子会社」に改め、同条第三項中「その」を「現に」に改め、同条第四項中「同項第十三号の二から第十五号まで」を「第十六号から第十八号まで」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「（主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第七項」を「及び同条第四項に、「定める業務」を「定めるもの」に改める。

第四百四十九条第一項第二号中「又は第十三号」を「から第十五号まで」に改め、同項第三号中「とき」を「とき（第五号に該当する場合を除く。）」に改める。

第四百九十六条第三号中「又は」を「（銀行法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、郵便貯金銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数第百十一条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有したとき、」に、「銀行法を同法」に、「とき」を「とき、又は第百十一条第四項の規定による認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社となつたことを知った日から一年を超えて郵便貯金銀行若しくはその子会社が当該

同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき」に改め、同条第十号中「子会社対象会社（同条第九項に規定する子会社対象会社をいう。以下この号において同じ。）を「同条第九項に規定する子会社対象会社」に、「又は」を「（保険業法第百六条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、郵便保険会社又はその子会社が、合算してその基準議決権数（第百三十九条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有したとき、」に、「保険業法を同法」に改め、「掲げる会社」の下に「同条第九項に規定する」を加え、「とき」を「とき、又は第百三十九条第四項の規定による認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同法第六十六条第一項第十六号に掲げる会社となつたことを知った日から一年を超えて郵便保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき」に改める。

（郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 前条の規定による改正後の郵政民営化法（以下「新郵政民営化法」という。）第百十一条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行の際現に郵便貯金銀行（郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）が前条の規定による改正前の郵政民営化法（以下「旧郵政民営化法」という。）第百十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）第二項ただし書又は第四項の規定による認可を受けて当該郵便貯金銀行又はその子会社（同条第一項に規定する子会社をいう。）が旧銀行法第十六条の二第一項第十二号の三に掲げる会社の議決権（郵政

府令で定める会社を除く。）に、「子会社が」を「子会社」に改め、同条第二項中「第六十六条第八項」を「第六十六条第五項」に、「同条第一項第十三号の二に掲げる会社」を「同条第一項第十六号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）」に、「子会社が」を「子会社」に改め、同条第三項中「その」を「現に」に改め、同条第四項中「同項第十三号の二から第十五号まで」を「第十六号から第十八号まで」に、「掲げる従属業務」を「規定する従属業務」に、「（主として郵便保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第七項」を「及び同条第四項に、「定める業務」を「定めるもの」に改める。

第四百四十九条第一項第二号中「又は第十三号」を「から第十五号まで」に改め、同項第三号中「とき」を「とき（第五号に該当する場合を除く。）」に改める。

第四百九十六条第三号中「又は」を「（銀行法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社（同条第四項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、郵便貯金銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数第百十一条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有したとき、」に、「銀行法を同法」に、「とき」を「とき、又は第百十一条第四項の規定による認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社が同法第十六条の二第一項第十五号に掲げる会社となつたことを知った日から一年を超えて郵便貯金銀行若しくはその子会社が当該

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号
新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための
銀行法等の一部を改正する法律案

民営化法附則第七条の規定により読み替えて適用する旧郵政民営化法第六十六条第一項に規定する議決権をいう。附則第三十四条において同じ。を合算してその基準議決権数(旧郵政民営化法第六十一条第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて保有している当該会社については、適用しない。

第三十三条 この法律の施行の際現にされている旧郵政民営化法第六十一条第一項の規定による認可の申請は、従属業務(新郵政民営化法第六十一条第九項に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新郵政民営化法第六十一条第一項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新郵政民営化法第六十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。

第三十四条 新郵政民営化法第三十九条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行の際現に郵便保険会社(郵政民営化法第二百六十六条に規定する郵便保険会社をいう。)が旧郵政民営化法第三十九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第二項後段又は第四項の規定による認可を受けて当該郵便保険会社又はその子会社(同条第一項に規定する子会社をいう。)(が旧保険業法第六十六条第一項第十三号の二に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数(旧郵政民営化法第三十九条第一項に規定する基準議決権数をいう。))を超えて保有している当該会社については、適用しない。

第三十五条 この法律の施行の際現にされている旧郵政民営化法第三十九条第一項の規定による認可の申請は、従属業務(新郵政民営化法第六十二条第九項に規定する従属業務をいう。)

以下この条において同じ。)を営む会社に係るもの以外のものにあつては新郵政民営化法第三十九条第一項の規定によりした認可の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新郵政民営化法第四十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりした届出とみなす。(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十六条 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四十八条第三項及び第七項中「まで」の下に「第六十三条の九第六項」を加える。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第三十七条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四十八号を同項第四十九号とし、同項第二十四号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者(第二条第三項中「前項第三十九号」を「前項第四十号」に改める。

第四条第一項中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に、「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に改め、同条第二項及び第五項の表国等(人格のない社団又は財団を除く。)の項中「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に改める。

第七条第二項中「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に、「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項」を「別表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項」に改める。

第八条第一項中「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に改める。

第九条中「第三十号」を「第三十一号」に改める。

第十二条第一項中「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」を「第二条第二項第四十六号から第四十九号まで」に改める。

第二十二条第一項第一号中「第二十五号」を「第二十六号」に、「第二十七号から第三十一号まで及び第四十七号」を「第二十八号から第三十二号まで及び第四十八号」に改め、同項第八号中「第二条第二項第二十六号」を「第二条第二項第二十七号」に改め、同項第九号中「第二条第二項第三十二号」を「第二条第二項第三十三号」に改め、同項第十号中「第二条第二項第三十三号から第三十五号まで」を「第二条第二項第三十四号から第三十六号まで」に改め、同項第十一号中「第二条第二項第三十三号及び第三十四号」を「第二条第二項第三十四号及び第三十五号」に改め、同項第十二号中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十七号」に、「同項第四十三号」を「同項第四十四号」に改め、同項第十三号中「第二条第二項第三十七号及び第四十九号」を「第二条第二項第三十八号及び第五十号」に改め、同項第十四号中「第二条第二項第三十八号、第三十九号及び第四十二号」を「第二条第二項第三十九号、第四十号及び第四十三号」に、「同項第四十三号」を「同項第四十四号」に改め、

同項第十五号中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改め、同項第十六号中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改め、同項第十七号中「第二条第二項第四十五号」を「第二条第二項第四十六号」に改め、同項第十八号中「第二条第二項第四十六号」を「第二条第二項第四十七号」に改め、同条第四項中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に改め、同条第六項第一号中「及び第二十三号」を「第二十三号及び第二十四号」に改め、同条第七項中「第三十三号及び第三十四号」を「第三十四号及び第三十五号」に改める。

第二十三条第一項第一号二中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改め、同号亦中「第二条第二項第四十六号」を「第二条第二項第四十七号」に改める。

第二十八条第一項中「第三十六号」を「第三十七号」に、「別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項」を「別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項」に改める。

第二十九条第一項中「第二条第二項第三十号」を「第二条第二項第三十一号」に改める。

第三十条第一項中「第二条第二項第三十一号」を「第二条第二項第三十二号」に改める。

別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同表第二条第二項第三十八号に掲げる者の項中「第二条第二項第三十八号」を「第二条第二項第三十九号」に改め、同表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項中「第二条第二項第三十九号」を「第二条第二項第四十号」に改め、同表第二条第二項第四十号に掲げる者の項中

「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改め、同表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改め、同表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に改め、同表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十三号」を「第二条第二項第四十四号」に改め、同表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十五号」を「第二条第二項第四十六号」に改め、同表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十六号」を「第二条第二項第四十七号」に改め、同表第二条第二項第四十七号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十七号」を「第二条第二項第四十八号」に改め、同表第二条第二項第四十八号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十八号」を「第二条第二項第四十九号」に改める。

(株式会社国際協力銀行法の一部改正)

第三十八条 株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「場合」の下に「(次項に規定する場合を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条の八第二項各号に掲げる行為を行う場合には、同法第六十三条の九第一項の規定は、適用しない。

6 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第

五款、第三十五条の三、第三十六条第一項、第三十七条(第一項第二号を除く。)、第三十七条の三(第一項第二号を除く。)、第三十七条の四、第三十八条第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。)、第三十九条(第四項及び第六項を除く。)、第四十条、第四十条の三、第四十条の四、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

(国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正)

第三十九条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に改める。

(金融商品取引法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十条 金融商品取引法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「新法」を「金融商品取引法」に、「並びに新法」を「並びに同法」に改め、「まで」の下に「第六十三条の九第六項」を加え、「係る新法」を「係る同法」に、「新法」を「同法」に、「並びに第六十三条の七」を「第六十三条の七並びに第六十三条の九第六項」に改める。

(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条のうち犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第四十四号の改正規定中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改める。

(政令への委任)

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

国立競技場等における「空間除菌」の有効性・安全性等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年四月二十八日

参議院議長 山東 昭子殿

浜田 聡

国立競技場等における「空間除菌」の有効性・安全性等に関する質問主意書

私が提出した「陸上自衛隊のクレベリン購入に関する質問主意書」(第二百四回国会質問第四六号)に対する答弁書(内閣参質二〇四第四六号)を踏まえると、陸上自衛隊は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に基づいて品質・有効性・安全性が確認され、「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた医薬品・医薬部外品ではない「クレベリンG(二酸化塩素ガス溶液)ゲルタイプ〇―九二二六〇―」(以下「〇―九二二六〇―」という。)を「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、執務室等における消毒に用いることを目的として」購入したものの、「人が常駐しない場所で用いることとし、その使用に当たつての必要な配慮を行」つていると承知している。

一方、令和二年度文部科学関係第三次補正予算事業別資料集を見ると、国立競技場等における新型コロナウイルス感染症対策として、スポーツ庁は「諸室等の換気・空間除菌」として、「諸室等をA Iロボット等により、空間除菌を行う」としている。

右を踏まえて、以下質問する。

一 国立競技場等における新型コロナウイルス感染症対策として「諸室等」の空間除菌を行う際、具体的にどのような薬剤の使用を想定しているか。

二 国立競技場等における新型コロナウイルス感染症対策として空間除菌を行うとされている「諸室等」は、具体的にどのような空間を指すか。

三 「諸室等」に、人が常駐する空間は含まれるか。

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

質問主意書及び答弁書

九四

か。含まれる場合、陸上自衛隊が〇一九二一六〇一の使用に当たって必要な配慮を行っているように、今後、「人が常駐しない場所を用いることとし、その使用に当たっての必要な配慮を行う」のか。

四 文部科学省は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について(参考送付)「令和二年十二月三日文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡」において、「人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません」としているが、現在も当該見解に変更はないか。

五 本質問主意書提出時点では、薬機法に基づいて品質・有効性・安全性が確認され、「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた医薬品・医薬部外品は存在しないと承知している。政府は、「諸室等をＡＩロボット等により、空間除菌を行う」行為に際し、どのようにして品質・有効性・安全性を担保するのか。政府の見解如何。

六 令和三年三月八日参議院予算委員会にて、丸川珠代大臣は「空間除菌については、御提案がございましたら、恐らく委員の御提案だと思えますが、大会組織委員会がお決めることになることですので、組織委員会にお伝えをしたいと思います」と答弁しているが、その後、空間除菌に関する提案はあったか。あったとすれば、具体的にどのような提案であったか。また、それは、品質・有効性・安全性が担保されたものであったか。また、政府は「組織委員会にお伝えをしたか」。

かかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

氏から内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局に対して、次亜塩素酸を用いる「大容量空気浄化システム」についての提案があり、当該提案については、同氏から公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)に対しても伝えられているところであると承知しているが、「品質・有効性・安全性が担保されたものであったか」ということは、当該提案の採否について判断する立場にある組織委員会において判断すべき事項であると考慮しており、お答えすることは差し控えたい。

法等の一部を改正する法律案(第百八十三回国会閣法第五九号)がそうであるように、金融分野に係る改正法案は大抵の場合「金融の機能の強化及び安定の確保」に資するものである。このように、どのような改正内容であっても当てはまる広範な目的や極めて抽象的あるいは汎用性の高い事由をもってして「共通の動機」とすることが認められるのであれば、東海法案を国会に提出する場合の基準に言う「政策が統一的なもの」や「法案の趣旨・目的が一つである」は有名無実化することになり、甚だ遺憾である。複数の改正内容を同時に改正しななければその改正内容を実現することができないという関係にはないのであれば、本来は別個の改正法案として提案するべきであるところ、広範な目的や抽象的又は汎用的な事由を「共通の動機」としさえすれば東海法案として国会に提出することが可能としている現状は極めて問題があると考え、見解を明らかにされたい。

令和三年五月十四日
内閣総理大臣 菅 義偉
参議院議長 山東 昭子殿
参議院議員浜田聡君提出国立競技場等における「空間除菌」の有効性・安全性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

銀行法等東海法案に関する第三回質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
令和三年五月七日
参議院議長 山東 昭子殿
吉川 沙織

「再答弁書の「四について」では、「銀行法等改正法案が複数の法律の改正を一の改正法案という形式で提案したこと自体をもって」と答弁している。しかし、質問は、東海法案の形式としたことが、条文に誤りを生じた様々な要因の一つであったのではないかと問うものであつて、東海法案の形式としたことだけを要因であると断定するものではない。

参議院議員浜田聡君提出国立競技場等における「空間除菌」の有効性・安全性等に関する質問に対する答弁書
一から三まで及び五について
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「令和二年度文部科学関係第三次補正予算事業別資料集」のうち、令和二年度第三次補正予算に計上している「国立競技場等における新型コロナウイルス感染症対策」に関する資料に記載されている「諸室等」は、現時点においては、国立競技場内の会議室を指すものであり、また、御指摘の「諸室等」の空間除菌については、空気を吸い込む等する機器を用いて行うことを想定しており、薬剤を空間に噴霧することは想定していないものと承知している。

参議院議長 山東 昭子殿
吉川 沙織
銀行法等東海法案に関する第三回質問主意書
私が提出した「銀行法等東海法案に関する質問主意書」(第二百四回国会質問第五七号)に対する答弁書(内閣参質二〇四第五七号)及び「銀行法等東海法案に関する再質問主意書」(第二百四回国会質問第六四号)に対する答弁書(内閣参質二〇四第六四号)以下「再答弁書」というを踏まえ、改めて質問する。

改めて問うが、銀行法等東海法案について、東海法案の形式としたことが、立案段階の作業に従事する職員に負荷をかけ、日程の余裕を失わせ、条文に誤りを生じた要因の一つとなつたのではないかと考えるが、見解を明らかにされたい。

御指摘の「見解」については、現在においても変更はない。

お尋ねの「空間除菌に関する提案」については、御指摘の参議院予算委員会の後に、東京工業大学科学技術創成研究院特任教授の奈良林直

右質問する。

六について

一「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化」は金融分野にのみ生じる特異な事象ではなく、あらゆる分野において現に生じているものである。また、金融商品取引

右質問する。

令和三年五月十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員吉川沙織君提出銀行法等東ね法案に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出銀行法等東ね法案に関する第三回質問に対する答弁書

一について

政府は、従来から、二つ以上の法律の改正を提案しようとする場合においては、一般に、法案に盛り込まれた政策が統一・目的が一つであると認められるとき、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができると考えているのであって、お尋ねのように「広範な目的や抽象的又は汎用的な事由を「共通の動機」としさえすれば東ね法案として国会に提出することが可能」とは考えていない。

なお、政府は、立案の段階でこれらの事項を十分に検討した上で、個々の法律の改正法案として提案するよりも二つ以上の法律の改正を一つの改正法案として提案することが適当であるという結論に達した場合、そのような形で提案することがある。

二について

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(以下「銀行法等改正法案」という。)に誤りがあったことは遺憾であるが、銀行

令和三年五月十九日 参議院会議録第二十三号

法等改正法案が複数の法律の改正を一つの改正法案という形式で提案したことが、お尋ねのように「従事する職員に負荷をかけ、日程の余裕を失わせ、条文に誤りを生じた要因の一つとなった」と断定することは困難である。

奈良県下のいずれの地域も緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域に指定されていないことに関する質問主意書

令和三年五月七日

参議院議長 山東 昭子殿 浜田 聡

奈良県下のいずれの地域も緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域に指定されていないことに関する質問主意書

令和三年三月三十一日から同年四月三十日まで奈良県下における人口十万人あたりの新型コロナウイルス感染者数は、全国四位である百八十二・六七人であり、これは四月二十五日から緊急事態宣言が発出されている京都府の百十四・一二人よりも多い。

奈良県を緊急事態宣言ないしまん延防止等重点措置の対象地域に指定することについては、以下のように奈良県と県下の各自治体及び各種団体などで意見が食い違う状況である。

令和三年四月七日、飲食業界の組合である奈良県飲食生活衛生同業組合は、営業時間短縮(時短)を要請するよう求める要望書を奈良県知事に提出した。同月二十日、立憲民主党奈良県連はまん延防止等重点措置の適用を国に求めるよう奈良県知

質問主意書及び答弁書

事に要請した。自由民主党奈良県連・公明党奈良県本部も同月二十三日、奈良県に対し緊急事態宣言を国に求めるよう要請し、「県の対処方針では県民の命が守れない事態となりつつある」とした。奈良市長は同月二十二日、生駒市長・天理市長は同月二十三日に、緊急事態宣言の発出を奈良県知事に要望した。

このように、奈良県下においては、与野党関係なく緊急事態宣言ないしまん延防止等重点措置の対象地域に指定すべきであると考えているし、県下主要都市の首長も同様である。しかし、奈良県知事は緊急事態宣言ないしまん延防止等重点措置の対象地域に指定するよう国に要望することには消極的である。

右を踏まえて、以下質問する。

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に規定される政府対策本部長が、特措法第三十一条の四に基づきまん延防止等重点措置を公示する場合、都道府県知事は、あらかじめまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定されるよう要望する必要があるか。それとも、政府対策本部長は、都道府県知事との意思とは無関係に、特措法第三十一条の四第一項各号の期間、区域、概要を指定できるか。

二 政府対策本部長が、特措法第三十二条に基づく緊急事態宣言を発出する場合、都道府県知事は、あらかじめ緊急事態宣言を実施すべき区域に指定されるよう要望する必要があるか。それとも、都道府県知事の意思とは無関係に、特措法第三十二条第一項各号の期間、区域、概要を指定できるか。

三 奈良市長のTwitter上でのコメントによると、令和三年五月二日の奈良市内における新型コロナウイルス感染症の陽性者は最多とな

る四十四名を数え、大変厳しい状況であるとのことである。しかし、奈良市役所前の交通調査において、県外ナンバーが四十六パーセントを占めるなど、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域に指定されていないからか、「奈良は安全」という誤ったメッセージが広がっており、政府が目指す人流抑制が十分に達成されていない。政府は、令和三年四月二十五日、大阪府、京都府、兵庫県を緊急事態宣言の対象区域に指定した際、なぜ奈良県を緊急事態宣言ないしまん延防止等重点措置の対象地域に指定しなかったのか。また、政府は、令和三年五月五日現在においても、なぜ奈良県を緊急事態宣言ないしまん延防止等重点措置の対象地域に指定しなかったのか。政府の見解如何。

右質問する。

令和三年五月十八日

内閣総理大臣 菅 義偉 参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員浜田聡君提出奈良県下のいずれの地域も緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域に指定されていないことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出奈良県下のいずれの地域も緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域に指定されていないことに関する質問に対する答弁書

一及び二について 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。)第三十一条の四第一項の規定による公示又は特措法第三十二条第一項に規定する新型イン

フルエンザ等緊急事態宣言(以下「公示等」という。)を政府対策本部(特措法第十五条第一項に規定する政府対策本部をいう。以下同じ。)の長が行うに当たり、都道府県対策本部(特措法第二十二条第一項の都道府県対策本部をいう。以下同じ。)の長による要請は当該公示等の要件とはされていないが、特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域(以下「重点措置区域」という。)又は特措法第三十二条第一項第二号に掲げる区域(以下「宣言区域」という。)において実施する具体的な措置の内容は都道府県対策本部の長が決定することとなるため、当該公示等を行うに当たっては、政府対策本部及び都道府県対策本部との間で、緊密な連携がなされることが重要であると考えている。

三について

令和三年四月二十三日の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示及び新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示並びに同年五月七日の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示の全部を変更する公示及び新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や医療提供体制への負荷等についての分析及び評価を行い、新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会において感染症に関して高い識見を有する者その他の学識経験者の意見を聴いた上で、政府対策本部としては、奈良県を重点措置区域又は宣言区域としなかったところである。

第十一号(その二)中正誤
二二ページ欄外柱中、「議長の報告事項」の次に「投票者氏名」を加えるはずの誤り。
二三ページ欄外柱中、「議長の報告事項」は「投票者氏名」とするはずの誤り。